

三井大坂両替店の抱屋敷管理と代判人・家守

西 坂 靖

はじめに

- 一 大坂両替店の抱屋敷管理の概要
 - 1 三井の抱屋敷
 - 2 大坂両替店による抱屋敷管理
 - 二 代判人
 - 1 代判人の性格と機能
 - 2 誰を代判人にするか
 - 三 家守
 - 1 家守の性格と機能
- おわりに
- 2 大坂本店・大坂両替店の家守——小野十右衛門——
 - 3 大坂両替店による家守の統轄
 - 4 家守に対して与えられる利得・収益

はじめに

本稿では、近世後期の大坂を対象として、三井の抱屋敷（不在家持として所有する町屋敷）管理の具体的な有様を検討したい。

三井の抱屋敷については、『三井事業史』などの先行研究において、三井の経営や資産保有とかかわって論じられてきたが、本稿で抱屋敷に着目するのは、そこに近世の大商人資本と近世の都市社会との具体的な接点を見るという視角による。⁽¹⁾ 三井の抱屋敷管理の有りかたの検討は、三井と都市社会の関係の態様の解明につながる作業の一環として位置付けられよう。

ここでは近年の近世都市研究における町および町屋敷に関する議論⁽³⁾にも留意しながら、具体的には以下の三点を検討課題とする。

(1) 目大商人資本が、近世都市において多数有する抱屋敷をどのように管理していたかについて、大坂の三井の事例に即してあきらかにすること。その際、特に大坂における抱屋敷管理の中心的な機構として、大坂両替店の果たしていた役割に注目する。^(→ 一章)

(2) (1)を前提とした上で、三井と抱屋敷の所在する町々とを媒介する存在である代判人・家守の存在形態をあきらかにすること。もとより三井（大坂両替店）は、抱屋敷をめぐって町々と直接的にかかわるのではなく、その交渉・接触は大坂の町方の諸慣行・諸規範に則った形でなされる。すなわち三井のような不在家持と町々との関係には、家守および代判人の介在が必要なのである。その位置はとりあえず左のようにあらわされる。

家持（名前人）……へ 代判人 … 家守 √……町

家守については近世都市の研究史においては、個別の町の立場から見た家守の性格^④、町において家守はどのように位置付けられるかという観角で研究が進められており、筆者もかつて、大坂の個別町における家守について検討したことがある。^⑤しかし本稿で試みるのは比較的研究史の蓄積が薄いと思われる家持の側・大商人の側の観角からの検討である。^⑥すなわち三井の側との関係を軸に家守および代判人の存在形態を明らかにするとともに、三井の側が家守および代判人をいかに編成・掌握しようとしていたかを明らかにしてみたい。（→二章・三章）

(3) 特に大坂の三井の抱屋敷家守のうち、高麗橋一丁目南側四軒役抱屋敷（大坂本店敷地の主要部）、高麗橋三丁目抱屋敷（大坂両替店敷地）の家守についてその存在形態を明らかにすること。これらの抱屋敷は、大坂における三井の拠点として、店舗（出店）に利用されている点が注目される。^⑦このような利用形態の抱屋敷における家守の存在形態および町との関係の持ちかたについて解説を試みたい。（→四章）

- (1) 『三井事業史』本篇第一巻（一九八〇年）、賀川隆行『近世三井経営史の研究』（吉川弘文館、一九八五年）、今井典子「大元方『家有帳』」（『三井文庫論叢』八号、一九七四年）。
- (2) 三井と三都の都市下層民衆との対抗関係において抱屋敷を取り扱った研究に、吉田伸之「近世都市と諸闘争」（『一揆^③一揆の構造』、東京大学出版会、一九八一年）などがある。
- (3) 吉田伸之「町人と町」（『講座日本歴史^④近世Ⅰ』、東京大学出版会、一九八五年）、安國良「近世京都の町と家屋敷所持」（『日本史研究』二八三号、一九八六年）など。
- (4) 大坂の町と家守の関係づけについては、乾宏巳「近世都市の支配と町人自治」（『日本史研究』二二一号、一九八〇年）。
- (5) 抽稿「個別町における家守の位置づけ－文化・文政期の大坂を事例として－」（『三井文庫論叢』一九号、一九八五年）。
- (6) 大商人の側から見た家守への言及としては、林玲子『江戸店犯科帳』（吉川弘文館、一九八二年）がある。そこでは、江戸における白木屋の抱屋敷の家守が、出入衆とともに白木屋の外郭を構成するものとしてとりあげられている。
- (7) 前掲抽稿において家守の機能について概観しているが、そこでは抱屋敷における借家人の存在を前提としており、抱屋敷

の利用形態の違いによる家守の差異については検討できなかつた。

一 大坂両替店の抱屋敷管理の概要

1 三井の抱屋敷

(一) 三都における抱屋敷

三井の三都における抱屋敷の概要を従来の研究からまとめるところとなる。

(1) 三井は三都において多數の抱屋敷を有する。その取得の契機は、第一に営業の店舗獲得の必要であり、第二に幕府御為替御用を勤めるための担保⁽¹⁾上ヶ家質の必要であり、第三に金融活動に伴う家質の流込みによる取得であった。⁽¹⁾

(2) 抱屋敷の集積の時期は、大元方持抱屋敷についてみた場合、江戸・京都では一六九〇~一七一〇年、大坂では若干遅れて一七二〇~一七四〇年くらいに集中的な抱屋敷の取得が行なわれ、抱屋敷群の骨格が形成された。そして、十八世紀半ば以降、抱屋敷数は横這いになる。⁽²⁾

(3) 大元方の総資産に占める抱屋敷の比重は、抱屋敷が「大元方勘定目録」の貸方に記されるようになつた寛政九年(一七九七)の段階で二〇パーセント程度であり、その後若干の低減を見るが、幕末まで一定程度の比率を占め続けた。⁽³⁾

(4) 抱屋敷は店舗に使用されるほか、大多数は地貸・借家貸による地代・宿賃(家賃)の收取⁽⁴⁾町屋敷経営がおこなわれたが、その利益率は他の金融活動によるものと比べて低く、経営としての意味はあまりなかつた。

(5) 三井一家による財産共有制のもと、抱屋敷の集中管理のため宝永三年(一七〇六)頃「家方」という部局が設けられ、大元方に直属させられた。その後享保一四年(一七二九)に抱屋敷管理が大元方から両替店に所管替えになつた。⁽⁵⁾

近年の近世都市研究における町共同体論では、町屋敷が①町人の小經營の基礎②小資本の中心として位置づけられ、
②町屋敷の「人格性」が指摘されているが、ここで確認しておきたいことは、三井のような大商業資本においても抱屋
敷＝町屋敷は信用の根源であり、幕府御用引受けの前提としても、確実な資産保有のてだてとしてもその意義は大きか
ったため、三井は不可避的に多数の抱屋敷を持ち続けなければならなかつたといふことである。この場合、三井にとつ
て抱屋敷は人格性を帯びたようなものではありえず、単なる資産保有の一手段として意味づけされていると考えてよい
だろう。

しかしながら一方で、抱屋敷を持つことによって、町屋敷を単なる資産としてではなく人格性を認めるような町々の
側との関係も不可避的なものでありつづける。すなわち抱屋敷を持つことによって各町の構成員の一員としての権利・
義務が発生し、三井と各町の間には個別のかつ密接な関係が存在したのである。多数の町々との本来個別的な関係を、
財産共有制と統一的な經營管理の原則のもとで、どのように対処していたのかが、次節以下の課題となる。

(二) 大坂における三井の抱屋敷の概要

本稿の検討対象である大坂における三井の抱屋敷について、管理のありかたを検討する前に、ひととおりその概要を
ながめておくことにする。

(i) 家持（名前人）

はじめに、大坂における三井の抱屋敷の家持（名前人）について検討する。本来、抱屋敷をめぐる第一の当事者は家
持（名前人）である。第1表は文化五年（一八〇八）五月の時点での、三井の大坂の抱屋敷について、家持（名前人）
ごとにまとめてみたものである。以下、家持（名前人）のそれぞれについて説明を加える。

○三井八郎右衛門……北家六代目高祐。京都油小路通二条下ル町に居住。元方掛同族三人のうちの一人。

第1表 大坂の三井の抱屋敷と名前人(文化5年5月)

名前人	抱屋敷所 在地(役数)
三井八郎右衛門 (高祐)	高麗橋一丁目南側(2役)、同(1役)、同(1役)/本穀町(1役)/白髮町南側角屋敷(2.3役)、同統屋敷(1.7役)
三井元之助 (高経)	高麗橋一丁目南側(2役)、同北側(2役)/京町堀四丁目(3.65役)、同浜地(2.35役)/高麗橋三丁目(3役)/平野町一丁目八百屋町角屋敷(2役)/吉野屋町(1役)、同統屋敷(1役)、同(0.8役)、同(1.2役)
三井宗龍 (高典)	高麗橋一丁目八百屋町角屋敷(2役)、同本店隣屋敷(1役)、同北側(1.5役)
三井次郎右衛門 (高迪)	玉水町浜側(1役)、同五分一(1役)/梶木町(1役)/山本町(1役)/伏見屋四郎兵衛町(3役)
三井八郎兵衛 (高雅)	備後町四丁目(2役)/古手町(1役)/江戸堀一丁目南側(1.6役)、同浜新築地(0.8役)/堂島新地一丁目(1役)
三井三郎助 (高就)	平野町一丁目浜側表西北角(1役)、同中屋敷(1役)、同一丁目筋東北角(1役)/江戸堀二丁目南側(1.6役)、同浜新築地屋敷(0.8役)/麴町(2役)、同西隣屋敷(1役)/斎藤町東南角(1役)、同西之方(2役)、同西南井地屋敷(1役)/富田屋町(3役)、同統屋敷(4役)
三井信三郎 (高英)	百間町(1役)、同統屋敷(1役)
越後屋喜右衛門	伏見町(2役)
阿波屋伊兵衛	奈良屋町(2.4役)

出所)「文化五戊辰五月改大坂抱屋敷之控」(三井文庫所蔵史料 追699)。

- 三井元之助……小石川家五代目高経。京都油小路通出水上ル町に居住。
- 三井宗龍……新町家四代目高典。京都木屋町三条上ル町に居住。
- 三井次郎右衛門……室町家七代目高迪。京都油小路通竹屋町上ル町に居住。
- 三井八郎兵衛……新町家五代目高雅。京都新町通六角下ル町に居住。元方掛同族の一人。
- 三井三郎助……北家七代目高就。京都油小路通二条下ル町に居住。
- 三井信三郎……南家五代目高英。京都油小路通二条下ル町に居住。元方掛同族の一人。
- 三井八郎右衛門に同居。

三井大坂両替店の抱屋敷管理と代判人・家守（西坂）

○越後屋喜右衛門……京糸店の重役（後見役）の山中喜右衛門。京都室町通竹屋町上ル町に居住。
○阿波屋伊兵衛……大坂奈良屋町居住の町人（家持）。江戸本店を退役した佃茂兵衛が、享保三年（一七一八）に養子に入った家で、別家の組織である相続講にも代々加わり、「本店暖簾内同様」とされる。⁽⁷⁾

家持（名前人）には、三都本店の店名前であるとともに三井を代表する名前である八郎右衛門をはじめとして、幕府御為替御用名前の次郎右衛門、元之助、三郎助の三人や、当時の元方掛同族の八郎兵衛や信三郎といった三井家の主要な名前が並ぶ。三井の六本家のうち五家から家持（名前人）が出ており、特定の家に集中していないことにも留意しておきたい。三井家同族以外が家持（名前人）になっているのは、越後屋喜右衛門、阿波屋伊兵衛である。手代を抱屋敷の名前人にすることは、まま見かける事例である。奈良屋町の阿波屋伊兵衛については、特殊な事情を持つようであるが、手代を抱屋敷名前人にする事例に準ずるものと考えておく。阿波屋伊兵衛（奈良屋町）以外は京都在住であり、したがって奈良屋町以外の抱屋敷は、すべてその抱屋敷が所在する町の側から見れば、「他国持」抱屋敷となるわけである。

町にとつては、あくまでも名前人が町と関係をむすぶ際の正式の対手である。しかしながら三井の側にとつてみれば、三井十一家による財産共有制をとる以上、個々の家持（名前人）と大坂の抱屋敷との結び付きは便宜的なものにすぎない。⁽⁸⁾ 例えば抱屋敷からの地代・宿賃が名前人である個々の同族の収入になるといったことはないのである（この点については次節で検討する）。三井においては名前人ごとの抱屋敷のグループ分けが意味をもつのは、譲替え等、名義変更の際に限られ、それ以外にはほとんど意味を持たない。実際に大坂の抱屋敷の区分として重要なのは、次に述べる

①大元方持抱屋敷と②大坂両替店持抱屋敷の区分である。

（ii） 大元方持抱屋敷

①大元方持抱屋敷とは大元方の資産として勘定される抱屋敷群であり、②大坂両替店持抱屋敷とは大坂両替店の資産

家 守	価 格 [取得年月]	利用形態	備 考
…越後屋(小野)十右衛門	元禄銀23貫目 [元禄3年8月] 元禄銀6貫500目 [元禄8年3月] 享保銀7貫500目 [享保9年11月]	地貸	*本店 間口
…越後屋(加東)藤助	享保銀20貫目 [享保9年12月]		
…越後屋(小野)十右衛門	元禄金60両 [元禄16年3月]		*本店 裏尻
…越後屋(加東)藤助	四宝銀54貫目 [正徳4年3月] 元禄金30両		
} 越後屋(中西)庄右衛門	文銀71貫500目 [元文2年2月] 文銀78貫500目 [宝暦4年12月] [宝暦6年6月]	"	"
} 竹屋久兵衛	文銀73貫680目 [延享元年5月]	借家貸	
} 万屋七兵衛	文銀160貫目 [延享4年2月] 文銀25貫目余		
布屋権三郎	文銀52貫目 [宝暦11年8月]	"	文久2年 閏7月売却
越後屋(小野)十右衛門	二宝銀38貫目 [宝永3年12月]	地貸	*両替店
} 日野屋藤兵衛	享保銀120貫目 [享保13年8月]	借家貸	
…越後屋(金房)孫市	享保銀31貫625匁 [享保6年5月] 文銀41貫152匁65匁 [明和元年新築地] 享保銀21貫目 [享保6年5月] 文銀3貫目 [寛政12年閏4月]		
…越後屋(岡田)十助	文銀153貫目 [元文2年8月]	"	
越後屋(辻井)助右衛門	享保銀15貫500目 [享保16年春]	"	

—1)。

表記した。

よる。

—4), 同じく売却年月については、「大坂家方諸用留」(三井文庫所蔵史料 別1578)

記載のあるものを借家貸とした。

三井大坂両替店の抱屋敷管理と代判人・家守（西坂）

第2表 大元方持抱屋敷（文化5年5月）

所 在 地 [軒役, 表間口]	名 前 人	代 判 人
① 高麗橋一丁目南側 [2役, 6½間32]	八郎右衛門 (高祐)	家守が兼務
② 同 [1役, 2間5]		
③ 同 [1役, 2½間15]		
④ 同 [2役, 6間16]	元之助(高経)	家守が兼務
⑤ 本駁町 [1役, 2間]	八郎右衛門(高祐)	家守が兼務
⑥ 高麗橋一丁目北側 [2役, 6½間16]	元之助(高経)	家守が兼務
⑦ 同八百屋町角屋敷 [2役, 13間]		
⑧ 同 本店隣屋敷 [1役, 3間]	宗龍(高典)	越後屋(村井) 新十郎
⑨ 同 北側 [0.5役, 4½間075]		
⑩ 玉水町 浜側 [1役, 4間4]	次郎右衛門(高迪)	越後屋(岡田)喜三郎
⑪ 同 五分一 [1役, 22間2]		
⑫ 京町堀四丁目 [3.65役, 34間]		
⑬ 同 浜地 [2.35役, 不明]	元之助(高経)	越後屋(杉本)久次郎
⑭ 備後町四丁目 [2役, 8間]	八郎兵衛(高雅)	
⑮ 高麗橋三丁目 [3役, 9½間035]	元之助(高経)	越後屋(岡田)喜三郎
⑯ 平野町一丁目 浜側表西北角 [1役, 10間62]		
⑰ 同 中屋敷 [1役, 10間]		越後屋(石田) 十兵衛
⑱ 同 一丁目筋東北角 [1役, 4½間]		
⑲ 江戸堀二丁目南側 [1.6役, 15間]		
⑳ 同 浜新築地屋敷 [0.8役, 14間]	三郎助(高就)	家守が兼務
㉑ 麻町 [2役, 15間]		
㉒ 同 西隣屋敷 [1役, 4間]		
㉓ 斎藤町東南角 [1役, 7½間03]		
㉔ 同 西之方 [2役, 33間]		家守が兼務
㉕ 同 西南井地屋敷 [1役, 10間54]		
㉖ 梶木町 [1役, 7間072]	次郎右衛門(高迪)	越後屋(石田)十兵衛

出所) 「文化五年戊辰五月改大坂抱屋敷之控・元方持」(三井文庫所蔵史料 追699

- 注) 1. 表間口については、例えば「九間半三寸五分」を「9½間035」のように
 2. () 内の記述は「大坂家方諸用留」(三井文庫所蔵史料 別1578) 他に
 3. 抱屋敷の取得年月については、「家方要用留」(三井文庫所蔵史料 別2244
 による。
 4. 利用形態については原史料に「地代」記載のあるものを地貸、「宿賃」
 5. 抱屋敷所在地欄の番号は史料の記載順を示す。

家 守	価 格	[取得年月]	利用形態	備 考
大和屋幸右衛門	文銀209貫目	[明和6年6月]	借家貸	文政10年 8月売却
綿屋源兵衛	文銀57貫500目	[明和7年7月]	"	安政4年
升屋善左衛門	文銀36貫500目	[明和9年5月]	"	11月売却
長門屋伊右衛門	文銀30貫200目	[安永2年2月]	"	慶応2年 11月売却
竹屋甚右衛門	文銀58貫目	[不 明]	"	文久2年 12月売却
長浜屋平助	文銀89貫500目	[安永9年3月]	"	*一町 一屋敷
(支配人)綿屋藤七	銀250貫目	[天明5年4月]	"	文政元年 2月売却
加賀屋佐七	銀15貫500目	[天明7年4月]	"	
塩屋次兵衛	文銀100貫目	[寛政2年6月]	"	
和泉屋長兵衛	文銀169貫目	[享和元年6月]	"	
井筒屋嘉兵衛	文銀48貫500目	[享和元年8月]	"	文政5年 正月売却
湊屋幸助	文銀25貫目	[文化5年4月]	"	天保13年 8月売却

699—2)。

として勘定される抱屋敷群のことである。⁽¹⁰⁾

①大元方持抱屋敷は、高麗橋一丁目の大坂本店、高麗橋三丁目の大坂両替店の店舗を中心とするもので、元禄三年(一六九〇)以降漸次集積されていき、安永三年(一七七四)上期の持分け直前で銀一〇七二貫三五〇目であった。⁽¹¹⁾これらは、安永の持分けにより大元方持・両替店持・伊勢方持に分割されたが、寛政一致(寛政九年)によつて、再び大元方持となつた。⁽¹²⁾これ以後は、若干の売却をみて幕末にいたる。

②大坂両替店持抱屋敷は、基本的には大坂両替店の家質の抵当が流れ込んだもので、早晚売却されるべき性格のものである。安永持分け以前

三井大坂両替店の抱屋敷管理と代判人・家守（西坂）

第3表 大坂両替店持抱屋敷（文化5年5月）

所 在 地	[軒役、表間口]	名 前 人	代 判 人
① 白髪町南側角屋敷	[2.3役, 16間]	八郎右衛門(高祐)	越後屋(石田)十兵衛
② 同 統屋敷	[1.7役, 11½間]		なし
③ 奈良屋町	[2.4役, 12間39]	阿波屋伊兵衛	
④ 山本町	[1役, 8間]	次郎右衛門(高迪)	越後屋(岡田)喜三郎
⑤ 古手町	[1役, 7間55]		
⑥ 江戸堀一丁目南側	[1.6役, 10間]	八郎兵衛(高雅)	越後屋(杉本)久次郎
⑦ 同 浜新築地	[0.8役, 10間]		
⑧ 堂島新地一丁目	[1役, 10間]		
⑨ 伏見屋四郎兵衛町	[3役, 49½間]	次郎右衛門(高迪)	越後屋(岡田)喜三郎
⑩ 伏見町	[2役, 6間25]	越後屋(山中) 喜右衛門	
⑪ 平野町一丁目 八百屋町角屋敷	[2役, 16間]	元之助(高経)	越後屋(杉本)久次郎
⑫ 富田屋町	[3役, 21間]	三郎助(高就)	
⑬ 同 統屋敷	[4役, 25間06]		
⑭ 吉野屋町	[1役, 6間]		
⑮ 同 統屋敷	[1役, 5間]	元之助(高経)	越後屋(岡田)喜三郎
⑯ 同 統屋敷	[0.8役, 3½間]		
⑰ 同 統屋敷	[1.2役, 4½間]		
⑲ 百間町	[1役, 5間]	信三郎(高英)	越後屋(松野)助七郎
⑳ 同 統屋敷	[1役, 5間]		

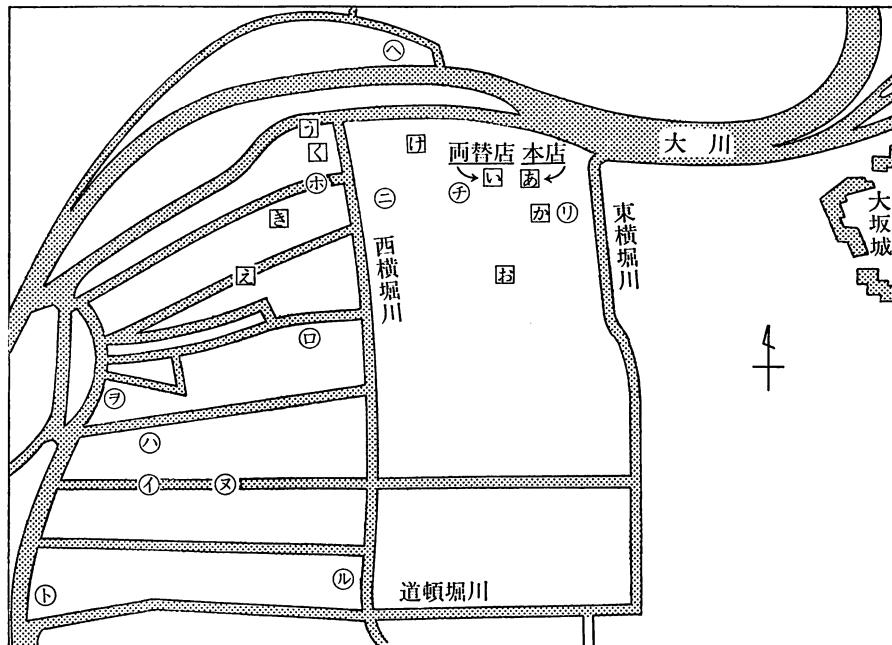
出所) 「文化五戊辰五月改大坂抱屋敷之控・大坂店持」(三井文庫所蔵史料
追注) 第2表に同じ。

は不動産は大元方の資産として勘定される原則であったため、大坂両替店は大元方の資産へ繰り込まれるまでの間、一時的に持つていて過ぎなかつた。¹³⁾ 安永三年（一七七四）以降、大坂両替店は抱屋敷を資産として持つようになり、寛政一致の段階で銀八九五貫¹⁴⁾五〇〇目となつた。その後、流込み・売却処分を繰り返していくが、総量に大きな変化はなく、慶応三年（一八六七）下期には銀九一四貫目であつた。¹⁵⁾

第2表・第3表は、文化五年（一

八〇八）五月の①大元方持抱屋敷と②大坂両替店持抱屋敷を一覧表にしたものである。これらから、この時期大坂には大元方持抱屋敷が一一町に二六か所、大坂両替店持抱屋敷が

第1図 三井の抱屋敷所在地略図（文化5年）



大元方持抱屋敷所在地

- ① 高麗橋一丁目・本郷町
- ② 高麗橋三丁目
- ③ 玉水町
- ④ 京町堀四丁目
- ⑤ 備後町四丁目
- ⑥ 平野町一丁目
- ⑦ 江戸堀二丁目・麴町
- ⑧ 斎藤町
- ⑨ 梶木町

大坂両替店持抱屋敷所在地

- ⑩ 白髪町
- ⑪ 奈良屋町
- ⑫ 山本町
- ⑬ 古手町
- ⑭ 江戸堀一丁目
- ⑮ 堂島新地一丁目
- ⑯ 四郎兵衛町
- ⑰ 伏見町
- ⑱ 平野町一丁目
- ⑲ 富田屋町
- ㉑ 吉野屋町
- ㉒ 百間町

一二町に一九か所あつたことがわかる。⁽¹⁶⁾ 以下では、①大元方持の抱屋敷群と②大坂両替店持の抱屋敷群の性格を対比的に見ておきたい。

第一に抱屋敷の所在地について。第1図は、第2表・第3表の抱屋敷の所在する町を示したものである。①大元方持抱屋敷が北船場と西船場東北部という場所柄のよいと見られる地域に集中していることがよくわかり、大元方持とするにあたっての意図的な地域の選択性がうかがわれる。これに対し②大坂両替店持抱屋敷は北船場にも見られるが、多くは西船場の広い地域に散在している。

第二に抱屋敷の取得時期について。①大元方持抱屋敷は元禄三年（一六九〇）を最古として、大部分が宝暦年間（一七五一年六三）までに取得されたものである。これに対して②大坂両替店持抱屋敷は最も古いものでも明和六年（一七六九）の取得であり、文化五年（一八〇八）に取得したものがあるなど、総じて新しい時期に手に入れたものばかりである。そしてこれらは、例外なく家質貸滞りの結果の流込みであることがわかっている。ちなみに、第2表の大元方持抱屋敷二六か所のうち二一か所は慶応四年（一八六八）に至るまで大元方持でありつづけるが、第3表の大坂両替店持抱屋敷は流込みと売却処分が繰り返されるため、慶応四年まで残るのは一九か所のうち五か所にすぎない。

第三に抱屋敷の利用形態については、②大坂両替店持抱屋敷がことごとく借家貸にされているのに対し、①大元方持抱屋敷の場合、高麗橋一丁目南側、高麗橋三丁目の抱屋敷が、大坂本店・大坂両替店に地貸され、本店・両替店の店舗屋敷として使用されているなど、地貸にされている抱屋敷があるのが特徴的である。

ちなみに第2表・第3表には、七人の三井家同族が名前人としてあらわれるのが、そのうち五人は大元方持抱屋敷と大坂両替店持抱屋敷の双方の名前人となつてているのであり、大元方持・大坂両替店持の区分と名前人との間には対応関係がないことがわかる。

以上、三井の側では、大坂の抱屋敷を大元方持・大坂両替店持の一グループにわけており、それらは抱屋敷の所在地、取得時期、利用形態については対比的にとらえられることがわかる。代判人・家守については、次章以降で検討するのでここではふれない。

- (1) 『三井事業史』本篇第一巻・三五〇～三五一ページ。
- (2) 吉田伸之「近世都市と諸闘争」(『一揆団一揆の構造』)表1。
- (3) 『三井事業史』本篇第一巻・第5—1表、第5—5表、第6—9表、第6—28表。
- (4) 注(1)に同じ。
- (5) 『三井事業史』資料篇第一巻・七七九ページ。
- (6) 吉田伸之「町人と町」(『講座日本歴史』近世1) 一六四・一六八ページ。
- (7) 「永録」(三井文庫所蔵史料 本一一)、「大坂家方諸用留」(三井文庫所蔵史料 別一五七八)。
- (8) 阿波屋伊兵衛が奈良屋町の抱屋敷の名前人になっている事情については、「永録」(三井文庫所蔵史料 本一一)の天保一二年(一八四一)八月の記事によれば、明和七年(一七七〇)に当該抱屋敷が三井次郎右衛門名前で流込みになった際に、「外名前ニ不致候ハ而は相済申ニ付、阿波屋伊兵衛江御申談」とあり、また「右外名前ニ不致候ハ而ハ不相済其訛合は如何成事哉相分不申」とされている。「家方要用留」(三井文庫所蔵史料 統二三四四一四)では、阿波屋伊兵衛名前になつてゐる事情について「此方へ受取候ハ銀高歩一銀之訛も在之候ニ付」と記している。
- (9) 名前人と抱屋敷の関係について、例えば大坂本店が所在する高麗橋一丁目南側四軒役の抱屋敷の名前人が一八世紀はじめ以来一貫して八郎右衛門であるような、特定の抱屋敷と特定の名前人との対応関係は存在する。ただし大坂の場合江戸にくらべて名前人の変更が多く、また特定の家系との結び付きもあり顕著ではないとされる(今井典子「大元方『家有帳』、『三井文庫論叢』八号、二〇二ページ)。また京都の場合には、家屋敷は江戸や大坂とは違つて各家で相続された可能性が強いとされている(同右二〇四ページ)。
- (10) 大坂の三井の抱屋敷には、大元方持、大坂両替店持のほかに、大坂本店の資産としての「本店持」の抱屋敷も存在する。

三井大坂両替店の抱屋敷管理と代判人・家守（西坂）

例えば、松本四郎「大坂北組高麗橋一丁目家持借家人別判形帳」（『三井文庫論叢』九号、一九七五年）三一三ページ掲載の高麗橋一丁目「地主絵図」を参照。また家賃滞りで大坂両替店に流れ込んだ抱屋敷が「加入方持」とされる場合があった（賀川隆行『近世三井経営史の研究』一五四ページ参照）。これらについての検討は今後の課題としたい。

(11) 「家方目録控」（三井文庫所蔵史料 続七七七）。

(12) 安永持分け期間内（安永三年一〇月～寛政九年五月）の抱屋敷群の分割については、大概次のとおりに図示できる（今井典子「大元方『家有帳』」「三井文庫論叢」八号、一〇五～一〇六ページ）。抱屋敷勘定目録など詳しくは次節の注（8）で説明を加えている。

（二七七四）
安永三年

大元方持

大元方持

伊勢方持

両替店持

長井伝藏

（二七九七）
寛政九年

大元方持

伊勢方持

両替店持

長井伝藏

大坂両替店持

大坂両替店持

(13) 賀川隆行『近世三井経営史の研究』一四六ページ。安永以前の大坂両替店持抱屋敷については、今井典子「大元方『家有帳』」（『三井文庫論叢』八号）第4表に享保二三年（一七二八）秋と宝曆二三年（一七六三）秋の二例が紹介されている。これによれば、それぞれ二か所・銀七七貫六五〇目、二か所・銀七二貫目であった。

(14) 「寛政九丁巳年從七月十二月迄店持抱屋敷拾壹ヶ所勘定目録」（三井文庫所蔵史料 続六一四〇一一）。

(15) 「慶応二丁卯年從七月十二月迄店持抱屋敷八ヶ所勘定目録」（三井文庫所蔵史料 続六二八〇一一）。

(16) 抱屋敷の箇所数の数えかたについては、大坂両替店の「抱屋敷勘定目録」では続屋敷の場合、数か所をまとめて二か所と数えている。このため例えば文化五年（一八〇八）上期の抱屋敷数を本稿では一九か所としているが、勘定目録では一二か所と数えている（「文化五戌辰年從正月閏六月迄店持抱屋敷拾貳箇所勘定目録」三井文庫所蔵史料 続六一六二一一）。

2 大坂両替店による抱屋敷管理

三井の大坂の抱屋敷群は、すでに見たように①名義上は京都在住の三井家同族に分割所有される体裁をとり、②三井内部では大元方持・大坂両替店持に区分されている。しかし、これらは基本的には、大坂両替店によって一括集中管理されており、それは大坂両替店の基本的業務の一つとして位置づけられるものである。以下、ここでは(一)地代・宿賃の取集め、決算帳簿作成など町屋敷経営関係業務、次いで(二)抱屋敷に関する町々に対しての諸手続き業務について検討する。

(一) 地代・宿賃の取集めと決算帳簿

はじめに、抱屋敷の勘定目録を材料にして、地代・宿賃（家賃）の徴収とその会計上の処置をめぐっての大坂両替店の役割について検討したい。

さきに三井内部での抱屋敷の重要なグループ分けは、大元方持と大坂両替店持の区分であると述べたのは、資産登録の面と、以下に述べる地代・宿賃の会計上の処置に関する面での区分であることによる。

大元方持抱屋敷にせよ、大坂両替店持抱屋敷にせよ、個々の抱屋敷で地借・借家人から地代・宿賃を徴収するのは、それぞれの抱屋敷の家守であるが、集められた地代・宿賃はすべて大坂両替店に納められる。⁽¹⁾それを明示する史料としては、大坂両替店作成の「家賃取立帳」⁽²⁾をあげることができる。この帳簿は、寛政一二年（一八〇〇）から文化一三年（一八一六）までの大坂の大元方持抱屋敷と大坂両替店持抱屋敷の地代・宿賃取集めの記録である。これは、家守ごとに累計二七の口座からなっており（大坂両替店の所在地である高麗橋三丁目の口座はない）、家守が集めた地代・宿賃が、大元方持・大坂両替店持ともに大坂両替店に納められていることが一目瞭然である。⁽³⁾

次に、大坂両替店に納められた地代・宿賃のゆくえについて、(i) 大坂両替店持抱屋敷、(ii) 大元方持抱屋敷の順

で検討を加える。

(i) 大坂両替店持抱屋敷勘定目録

まず、大坂両替店持抱屋敷について検討する。次にあげるのは、大坂両替店が、両替店一巻を統轄する京両替店へ提出した、文化五年（一八〇八）上期の大坂両替店持抱屋敷についての決算報告書（勘定目録）の部分である。

「史料1」⁽⁴⁾

覚

文銀式百拾九貫目

一銀三貫八百五拾六匁七分四厘

一銀百三拾五匁

メ銀三貫九百九拾壹匁七分四厘

内町儀入用

四百壹匁弐分八厘

百七拾五匁弐分三厘

拾五匁四分六厘

七匁

百拾四匁弐分弐厘

弐拾八匁弐分

百七匁五分

壱貫六百五十匁四匁弐分九厘

メ銀式貫五百三匁壹分八厘

白髮町三軒役宿貢

汚代 残

半季中丁儀入用出銀

川浚冥加金割

自身番并垣外番貢

住吉講懸銀

借家人之内入牢有之御番所行度々諸人用

年寄丁代下役中元祝儀

家守給

繕普請入目（略）

差引

残銀壱貫四百八拾八匁五分六厘

月ウ入エイ〇イイ〇チウ余

(奈良屋町・山本町・古手町・江戸堀一丁目・堂島一丁目・四郎兵衛町・伏見町・平野町一丁目・富田屋町・吉野屋町・百間町については省略)

惣銀拾壱貫七百七拾弐匁七分四厘

惣平均

月イ朱サマウイツサエサウ余

惣家代銀千九拾弐貫七百目

右者当辰正月より閏六月迄大坂店持屋敷宿實町儀人用差引勘定如斯御座候以上

文化五年辰七月

中村善太郎

石井与三兵衛

松野助七郎

岡田喜三郎

杉本久次郎

石田十兵衛

西門次郎

藤田助右衛門

西田新四郎

中林乾市

中野勝助

藤田助右衛門殿
西田新四郎殿
中林乾市与七殿
中野勝助殿
中西門次郎殿

この勘定目録の記載様式に関してさしあたり三点について説明を加えたい。

- (1) 差出人と宛先。差出人六名は、大坂両替店の支配役以上の名目役手代⁽⁵⁾（後に述べる「家方役」の者二名を含む）、宛先の六名は京両替店の支配役以上の名目役手代である。⁽⁶⁾

(2) 抱屋敷ごとの記載事項。白髪町の抱屋敷（第3表①②）のみをとりあげ、他の一町分一七か所は略したが、抱屋敷ごとに、価格（傍線a）、当期の収入（傍線b—宿賃と汚代「下糞壳却収入」の合計）、当期の経費「町儀入用」（傍線c—惣会所入用・町入用の他に川浚冥加金、家守給、繕普請入用までを含めた抱屋敷維持のための日常諸経費の総額）、当期の利益（傍線d—収入と経費の差引き）および利益率（傍線e—抱屋敷の価格に対する利益の比率—この場合、月に〇・〇九七一〇一一〇八九パーセント）が記入されている。

(3) 末尾における集計。一二町分の抱屋敷の当期の利益（収入と経費の差引き）の累計＝総利益（傍線f）、抱屋敷の価格の累計（傍線g）、およびそれらをもとに大坂両替店持抱屋敷全体としての利益率（傍線h—この場合、月に〇・一五三九一六五七五九パーセント、年に換算すれば一・八パーセントにしかならない）が出されている。

以上が勘定目録による決算の概要だが、総利益銀一貫七七二匁七分四厘（傍線f）はこのあとどう処理されるか。

大坂両替店から京両替店に提出された営業決算報告書の控えである「大坂店目録留」⁽⁷⁾の文化五年上期を見れば、抱屋敷勘定目録の総利益額に対応するものとして、「入方」に「当店持抱屋敷十二ヶ所宿賃町儀入用并繕普請入用差引メ」一貫七七二匁七分四厘という項目があるが、このうちおよそ半額の銀五貫八〇〇日は「店持抱屋敷十二ヶ所宿賃之内積銀」として大坂両替店に留保され、残りは大坂両替店が京両替店に上納する延銀（利益）の一分枝として、京両替店に吸収されることがわかる。まとめれば次のとおり。

大坂両替店持抱屋敷

⇒ 銀一一貫七七二匁七分四厘 (一二町一九か所の利益の累計)

大坂両替店

⇒ 銀五貫八〇〇目 (積銀)

⇒ 銀五貫九七二匁七分四厘 (延銀の一分肢を構成)

京両替店

(ii) 大元方持抱屋敷勘定目録

続いて大元方持抱屋敷について検討する。左にあげるのは、大坂両替店が大元方に提出した、文化五年(一八〇八)上期の大坂における大元方持抱屋敷についての決算報告書(勘定目録)の部分である。

〔史料2〕⁽⁸⁾

文化五年辰正月より七月迄勘定目録

覚

元禄銀武拾九貫五百目
享保銀武拾七貫五百目
元禄金六拾兩代三貫六百目
メ六拾貫六百目

一銀武貰九百六拾九匁^a

内四軒役丁儀入用

五百六十匁

半季中丁儀入用出銀

高麗橋一丁目六軒役地代

三井大坂両替店の抱屋敷管理と代判人・家守（西坂）

百三十五匁

式十匁四分

四十匁匁

式拾匁四分毫厘

三十毫外壹分^b

銀八百十匁九分毫厘

式軒役町儀人用

(中略)

メ銀四百五十四匁四分

本郷町老軒役町儀人用

(中略)

メ銀百四十八匁六分五厘

差引

残銀老貫五百五十五匁四厘

月マ朱カカサチイチ〇イ余

(高麗橋一丁目) 軒役・同八百屋町角屋敷二軒役・同一軒半役・玉水町・京町堀四丁目・

備後町・高麗橋三丁目・平野町一丁目・江戸堀麿町・斎藤町・梶木町については省略)

忽メ銀拾六貫七百式拾八匁壹分五厘

内

二百五十目

五百三十七匁五分

八十六匁

川済冥加金割

自身番月別井垣外番賃

座摩宮正遷宮寄進割

参会入用

八郎右衛門様年頭御下向之節年寄五人組へ御土産物代

家方御役料

^f 当店地代償銀当春季分
小野十右衛門御合力

家方御役料

ペ銀八百七十三匁九分

差引

残銀拾五貢八百五十四匁六分五厘

總平均

月セ朱セカツイサエサツツチ余

惣家代銀千貢三百五拾目

右者當辰正月より同閏六月迄家方宿質丁儀人用井繕普請入用差引仕勘定如斯御座候已上

文化五年辰七月

松野助七郎

岡田喜三郎

元方御役人中

右之通相違無御座候以上

石田十兵衛
杉本久次郎

この勘定目録の記載様式について、大坂両替店持抱屋敷のそれと同様に三点について説明を加える。

- (1) 差出人と宛先。差出人の松野と岡田は大坂両替店のそれぞれ後見と元方掛名代の地位にある手代である。「史料1」の大坂両替店持抱屋敷勘定目録の差出人にも名をつらねてある。ここでは肩書は付されていないが、この兩人は後で述べるように「家方役」と呼ばれる者たちである。宛先は京都の大元方の「御役人中」、奥書の石田と杉本は大坂両替店の加判名代と元方掛名代で、大坂両替店の役付手代のうち主席ならびに次席に位置するものである。
- (2) 抱屋敷ごとの記載事項。前掲の大坂両替店持抱屋敷勘定目録と同様に、抱屋敷ごとに価格・収入・経費・利益・利

が記されている。引用部分は大坂本店が建てられている地面で、大坂本店が地借りしており、高麗橋一丁目四軒役（第2表①～③）・同二軒役（第2表④）・本韁町（第2表⑤）の三つの部分が一括されている（ただし二軒役・本韁町分の経費内訳については引用略）。この抱屋敷が他と異なる点として収入（傍線a）に汚代が含まれないこと、四軒役・本韁町の部分の経費（傍線b・c）に家守給が含まれないことがあげられる。この点は同じ大元方持の高麗橋三丁目の抱屋敷（大坂両替店敷地、第2表⑯）とも共通する。

(3) 末尾における集計処理。末尾では各抱屋敷ごとに算出した利益が合計される（傍線d）。大坂両替店持抱屋敷の勘定目録と異なるのはその後の三項目の控除である（傍線e・f・g）。

e の「当店地代償銀當春季分」の当店とは高麗橋三丁目の大坂両替店のことであり、現存する最古の大元方持抱屋敷勘定目録である明和七年（一七七〇）上期の勘定目録に「三丁目地代」銀二九一匁(10)とあるのが、これに相当するものと考えられる。その後、安永持分け期間までの大元方持抱屋敷の勘定目録に「三丁目座敷料」とか「高麗橋三丁目奥座敷地代」等としてあらわれ、寛政一致以降の勘定目録（上期・下期とも）にも一貫してあらわれる。大坂両替店が大元方に支払うべき地代の一部を大元方のほうで負担しているものと考えられるが、具体的な意味については未詳である。

f の「小野十右衛門合力」は高麗橋一丁目南側四軒役・本韁町抱屋敷（大坂本店敷地）、高麗橋三丁目抱屋敷（大坂両替店敷地）の家守を勤める越後屋（小野）十右衛門（重右衛門）に支払われるものである。前掲の高麗橋一丁目四軒役・本韁町および高麗橋三丁目の抱屋敷勘定目録に家守給が含まれていないことから、この「合力銀」は家守給に相当するものと考えられる。これは明和七年上期の勘定目録にも同名目・同額で記載があり、その後も一貫して存在し続ける。
g の「家方御役料」は、この勘定目録の差出人両名（松野助七郎・岡田喜三郎）に支給されるものである。(11) この勘定目録の差出人両名は「家方役」と呼ばれるものである。(12) この大元方持抱屋敷の勘定目録は、明和七年（一七七〇）から

第4表 大坂両替店の家方役の異動(明和7年～文政12年)

就役時期	氏名	就役時の役職	備考
〔明和6年(1769)9月〕	戸崎弥十郎	〔組頭格〕	明和8年6月退
”	岡田彦次郎.....	〔組頭格〕	明和9年6月支配格、天明2年12月退・雇勤
安永元年(1772)上期	小野平五郎	組頭	安永5年8月支配、同8年3月退
安永8年(1779)上期	宇野十助	組頭格	安永9年4月退
安永9年(1780)上期	山中半兵衛	通勤支配	天明5年2月後見
天明6年(1786)下期	岡田喜三郎.....	…支配	寛政元年2月通勤支配、同3年2月後見、同9年7月名代、享和元年11月勘定名代、文化4年10月元方掛名代、同5年7月死亡
寛政元年(1789)上期	石井彦四郎	組頭格	寛政2年2月組頭、同4年正月支配、同10年5月退
寛政10年(1798)上期	松野助七郎	通勤支配格	享和元年8月通勤支配、文化4年5月後見、同5年9月助七と改名、同8年2月名代、同9年11月市郎兵衛と改名、同13年12月勘定名代、文政3年4月元方掛名代、同7年2月加判名代、同9年11月元べとなり京両替店に転勤
文化5年(1808)下期	中村善太郎.....	…支配格	文化8年2月支配、同13年3月退・角田と改名
文化13年(1816)上期	三好門兵衛.....	…支配	文政3年2月通勤支配格、同5年2月通勤支配、同8年3月後見、同8年4月死亡
文政8年(1825)下期	西村定次郎.....	…通勤支配	文政11年後見
文政9年(1826)下期	角田善太郎	名代格	文政9年11月再勤、同11年名代

出所) 「家方目録控」(三井文庫所蔵史料 続777, 本1760, 本1761)。

就役時の職階等については「店々当役控」(三井文庫所蔵史料 本1101～1103, 続1763) 等による。岡田彦次郎・戸崎弥十郎の就役時期については「永用記」(三井文庫所蔵史料 別1204) による。

文政一二年（一八二九）までの分が残っているので、その間の勘定目録の差出人＝「家方役」担当者を一覧表にしたのが第4表である。これによれば、「家方役」を担当するものは、大坂両替店の組頭・支配クラスのものであるが、一度役に付くと、→後見→名代と地位が上昇しても、退役または死亡するまで継続して勤めるものが多い。「家方役」両名は、①年二度の抱屋敷勘定目録の差出人になっているほか、②大元方に提出される抱屋敷の譲替え等の際の諸入用の目録の差出人にもなっており、大坂の抱屋敷管理に関して、大元方との間をつなぐ窓口としての位置にあるものと考えられる。③また三章4節で後述するように、家守との交渉の窓口にもなっている。彼らに役料が別途支給されるのは、このようなはたらきに対するものと考えられる。^[16]

さて末尾では、全抱屋敷の利益の合計（傍線d）から、これら三項目を差し引き、それを全抱屋敷の価格の合計で除して利益率を算出している（傍線i）。ちなみにこの場合、月〇・一二六四一五七五六六八パーセント、年に換算して二・七ペーセントになる。大坂両替店持抱屋敷に比べて利益率が高いことに注目しておきたい。最後に三項目控除後の銀一五貫〇五四匁六分五厘（傍線h）のゆくえについて見れば、これはそのまま全額大元方勘定目録の「入方」の部に「大坂有家」として付け出されている。^[17]まとめれば次のとおり。

大元方持抱屋敷

↳ 銀一六貫七二八匁一分五厘（一一町二六か所の利益の累計）

大坂両替店

↓ 銀八七三匁九分（三項目の控除）

↳ 銀一五貫〇五四匁六分五厘

大元方

(二) 町に対する諸手続き業務

次に大坂両替店が、抱屋敷に関するどのような業務を担っていたかについて「大坂家方諸用留」をもとに検討してみたい。⁽¹⁸⁾

この史料は大坂における抱屋敷管理に関する大坂両替店から、両替店一巻を統轄する京両替店に出された報告や要求、およびそれに対する京両替店がとった処置について、京両替店において記録したものである。この史料から京両替店の管轄下での大坂両替店の抱屋敷管理機能の概要を窺うことができる。「大坂家方諸用留」の第一冊には一件ごとに番号が付されており、安永二年（一七七三）から天保九年（一八三八）までに一四三件の記事が記載されている。この一四三件を記事の主題によって分類すると主要なものは大概つぎのようにまとめられる（複数の主題に関する一件は重複して数えた）。

①抱屋敷の名前人（家持）の譲替え・改名その他による抱屋敷の名義変更に関する件（名前人の変宅・直判なども含む）……四四件。例えば安永二年（一七七三）の大元方持高麗橋一丁目南北二軒役の勘右衛門（高長）から助八（高董）への譲替えに関して、大坂両替店のはたらきは次のとおり。まず譲受け主三井助八（京都油小路通出水上ル町居住）から高麗橋一丁目宛の一札を作成し、京都と連絡をとつて必要な印判を調達している。次に譲替え手続きの簡素化について家守を介して高麗橋一丁目と交渉している。また明示されていないが、譲替えの発生について家守を介して高麗橋一丁目に通知しているのも大坂両替店である。

②抱屋敷の家守（代判家守をふくむ）の交替の件……二七件。例えば享和三年（一八〇三）の大坂両替店持八郎右衛門（高祐）名前の白髪町抱屋敷家守池田屋太兵衛の交替に関する件で、大坂両替店のはたらきは次のとおり。まず京両替店に對して、家守の交替が必要になったことを報告、後任の家守として大和屋幸右衛門を推薦する。次に白髪町に提出する

八郎右衛門（京都油小路通二条下ル町居住）を差出人とする一札を作成、これを京両替店に送り、八郎右衛門の印形を貰い受けている。（家守の選任をめぐる大坂両替店と京両替店との関係については三章で述べる）

③抱屋敷の代判人の交替の件……二一件。例えば寛政五年（一七九三）六月の白髪町抱屋敷代判岡田彦次郎の後任を決めるに際しての大坂両替店のはたらきを見れば、京両替店に後任として石田十兵衛を推し、八郎右衛門（高祐）から白髪町宛の代判人交替の一札を作成、これを京両替店に送り、八郎右衛門の印形を貰い受けている。（代判人の選任に関する京両替店・大元方の関与については二章で述べる）

④本店出店預りの交替の件……一五件。例えば寛政七年（一七九五）正月の高麗橋一丁目大坂本店の出店預り支配人（四章で後述）の交替に関して大坂両替店は、大坂本店の依頼をうけて高麗橋一丁目に差し出す越後屋八郎右衛門（高祐）を差出人とする口上書を作成、京両替店に送り、八郎右衛門の印形を貰い受けている。

⑤抱屋敷売却の件……一〇件。例えば、文化一四年（一八一七）の大坂両替店持源右衛門（高益）名前の平野町一丁目抱屋敷の売却の件に関する大坂両替店のはたらきを見れば、まず売却の引合いがあることを京両替店に通知し、価格と該抱屋敷における町屋敷経営の状況を説明した上で、売却したほうがよいという大坂両替店としての判断を呈示し、京両替店の了承を求めている。抱屋敷名義書換えに関する手手続きも大坂両替店によつて家守を介して行なわれている。

⑥抱屋敷取得の件……六件。例えば享和元年（一八〇一）の平野屋又兵衛が有していた長堀富田屋町の屋敷の流込みに際しての大坂両替店のはたらきは次のとおり。まず京両替店に対しても流込みの発生を通知し、当該抱屋敷について町屋敷経営が十分成り立つという大坂両替店としての見通しを呈示し、大坂両替店持抱屋敷として町屋敷経営をおこなうことについての京両替店の了承を求めている。ついで抱屋敷名義書換え手続きの簡易化、出費の軽減をめぐる富田屋町との

交渉、実際の手続きも大坂両替店によつて行なわれている。

⑦水帳改に関する件……六件。例えば安永七年（一七七八）九月に行なわれた大坂三郷町々の水帳改めに際しての大坂両替店のはたらきを見れば、まず九月四日に京両替店に対し在京都在住の三井家同族の印形の調達を依頼、同一二日までに高典、元之助（高董）、新八（高祐）、清蔵（高英）、八郎右衛門（高清）の印形を大坂両替店のもとに取り揃え、水帳改めの手続きに備えた。事後の同二一日に大坂両替店手代井口孫兵衛が印形を京都に持ち登り、それぞれに返却している。

⑧抱屋敷の火災および普請に関する件……一二件。例えば文化一〇年（一八一三）に大元方持三郎助（高就）名前の斎藤町抱屋敷、同じく元之助（高経）名前の京町堀四丁目抱屋敷の貸家改築の件に関しての大坂両替店のはたらきをみれば、まず京両替店に対して改築を発議、普請費用見積書、店賃収入見積書を呈示して、京両替店から普請の許可を取り付けている。翌文化一一年二月中に普請が完了した旨の報告が「大坂家方諸用留」に載せられている。普請の監督は大坂両替店が行なつたものとみて間違いない。

⑨抱屋敷に対する施行に関する件……二件。例えば天保四年（一八三三）一一月の大坂市中の米価高騰に際しての施行に関しては、「元方持并當店持抱屋敷不残ニ而凡マツメ、相掛リ可申見積ニ御座候」と全体で銀三、四貫目にのぼる施行が大坂両替店によって計画され、京両替店の許可を得た上で実行されている。⁽¹⁹⁾

注目すべき事柄として次の諸点が挙げられる。

(1) ①～⑦はいずれも抱屋敷を持つことによつて町から求められる様々な手続き業務に関する件であると概括できる。これらは建前からすれば、京都在住の三井家同族が果たさなければならぬのだが、彼らに代わつて現地でそれを一手に引き受けているのが大坂両替店である。

(2) 右に関する大坂両替店のはたらきの具体的な内容としては、(1)家守を介しての抱屋敷所在町との連絡・交渉（家守の

機能については二章で述べる)、(4)家持(京都の三井家同族)から町に対しても提出される文書の作成、(5)それに必要な印形の調達(大坂両替店に印鑑を常備しておく場合もあり、その場合はその保管も重要な役目となる)などがあげられる。ここで注目しておきたいのは、表向き町々との対手(=文書の差出人)になっているのは京都在住の三井家同族たち(もしくはその他国持代判人)であり、町々に宛て出される文書には、大坂両替店それ 자체はあらわせていないことである。実際に町宛文書を作成するのは大坂両替店なのであるが、町々との関係において大坂両替店は終始黒子の役割を果たすのみで、表立ってはあらわれてこない。

(3) (5)(6)(8)(9)は町屋敷経営に関する大坂両替店の機能を示す。大坂両替店の金融活動により入手した抱屋敷を、売却するか、それとも自ら町屋敷経営を続けるかという問題や、また老朽化した貸家を建て直すかどうかという問題についての、その採算面での検討と最初の発議は大坂両替店が行なう。京都の承認を得たうえで実際に手掛けるのも大坂両替店の仕事である。

(4) 数量的には(1)の譲替え等による名義変更関係の記事が最も多いが、(2)~(4)のような三井と町を媒介する存在である代判人・家守・出店預りの交替に関する記事の件数が多いことも注目される。つまり大坂両替店は抱屋敷・出店の所在する町との媒介者の交替の統轄の責任も負わされているのである。

(5) ちなみにこの史料の中には大元方持抱屋敷と大坂両替店持抱屋敷が並んで出てくるが、これはいづれもが一括して大坂両替店の管理下に置かれていることのあらわれである。

(6) この史料が京都においてつくられたということは、これに記載されている事項(①~⑨)については、事前・事後は別として、京都に報告してその承認を得るようになつてていることを示している。一方、先に見た抱屋敷の地代・宿賃の徴収についての具体的記事は、この史料には見られず、それらはいっさい大坂両替店の裁量に任せられているものと

考えられるのである（勿論決算については、既に見たように抱屋敷勘定目録で半年ごとに報告している）。

本章での検討は以下の通りまとめられる。

- (1) 大坂における三井の抱屋敷は、京都在住の三井家同族が分割所有する体裁になつてゐるが、それは多分に名義上のものである。三井内部では、資産登録・町屋敷經營の勘定の上の区分として、大元方持抱屋敷グループと大坂両替店持抱屋敷グループの二つに大別されるが（寛政九年以降）、両者とも管理責任主体は大坂両替店である。
- (2) 大坂両替店は、大元方持抱屋敷・大坂両替店持抱屋敷のそれぞれについて、家守を通じて地代・宿賃を徴収し、町屋敷經營の決算帳簿を作成する。また抱屋敷を持つことによって必要になる町々に対する諸手続き業務を一手に引き受けている。ただし町の側にとつての対手は、建前上、家持（京都在住の三井家同族）もしくはその代判人であつて、大坂両替店の存在は表立つてあらわれてこない。

以上述べたような、町屋敷經營のみならず町々に対する諸手続き業務を大坂両替店が一括して行なう体制が、どのように形成されていったかが問題になるが、この点は明瞭にできない。ただ抱屋敷管理が大元方直属の家方から両替店に移管された享保一四年（一七二九）において基本的な体制は定まつていたものと考えたい。⁽²⁰⁾

(1) 三章で述べる四か条からなる形式の家守請状とは別に、家守から家持宛に宿賃取立てについての一札が差し出されている場合があるのだが、その中には、宿賃の納め先を「高麗橋三丁目三井両替店江急度相渡可申」と明記してあるものがみられる（三章1節注（2）参照）。例えば宝暦一三年（一七六三）九月の江戸堀二丁目抱屋敷家守一札（〔《家守請状》〕三井文庫所蔵史料 続五四一一三）、宝暦一二年（一七六二）二月の京町堀四丁目抱屋敷家守一札（〔《家守請状》〕三井文庫所蔵史料 続七八一）など。

(2) 「家賃取立帳」(三井文庫所蔵史料 続七九七)。

(3) 大坂両替店の「印鑑帳」(三井文庫所蔵史料 追三八六)には「家方」という印形が記載され、「家方宿賓請取印」という

説明が付されている(『三井文庫論叢』一六号、一九八二年、口絵参照)。この印が「家賃取立帳」に領收の割り印として使われている。

(4) 「文化五戌辰年從止月閏六月迄當店持抱屋敷拾弐ヶ所勘定目録」(三井文庫所蔵史料 続六一六)一一大坂両替店から京

都に提出された大坂両替店持抱屋敷の勘定目録は、天明五年(一七八五)下期のもの(天明五乙巳年從七月十二月迄當店持抱屋敷九ヶ所勘定目録)三井文庫所蔵史料 続六一一一)以降、明治四年下期まで残っている。大坂両替店において控

として作成したのが、「家方目録控」(三井文庫所蔵史料 続七七八)であり、文政七年(一八二四)下期から安政三年(一八五六)上期までの勘定目録が記載されている。なお注(8)参照。

(5) 中村→支配格、石井→支配役、松野→後見役、岡田→元方掛名代役、杉本→元方掛名代役、石田→加判名代役。右から左へ段々に地位が上がっていき、石田が最上位の役付手代である。

(6) 藤田→元メ役、西田→加判名代役、林→勘定名代役、乾→名代役、中西→通勤支配役、中野→支配役。藤田が最上位で以下段々と下がる。安永持分け期間内においては、両替店一巻の分割をうけた三井家同族のうち四家(伊皿子、室町、南、小石川)の当主が宛先となっている(寛政九年上期まで)。

(7) 「大坂店目録」(三井文庫所蔵史料 本一七八九)。

(8) 「家方目録控」(三井文庫所蔵史料 本一七六一)。大元方持抱屋敷の抱屋敷勘定目録については大坂両替店が大元方に提出

したもののが「家方目録控」(三井文庫所蔵史料 続七七七)であり、明和七年(一七七〇)上期から安永九年(一七八〇)下期までの勘定目録が記載されている。ただし安永持分け期間内(安永三年以降)については、持分けによつて旧来の大元方持から新たに両替店持となつた抱屋敷についてのみの勘定が記載されている。

「家方目録控」(三井文庫所蔵史料 続七七九)は、続七七七に引き続く、天明元年(一七八一)上期から寛政九年(一七九七)上期までの両替店持の抱屋敷の勘定目録の控である。旧来の大元方持抱屋敷のうち持分けによつて大元方持・伊勢方持になつたものについては、「家方目録控」(三井文庫所蔵史料 本一七六〇)に持分け期間内の勘定目録が記載されている。

このように安永三年（一七七四）までの大元方持抱屋敷は、安永持分けにより、大元方持・伊勢方持と両替店持に分かれ、抱屋敷勘定目録も別々になつたが、寛政一致（寛政九年）によつてもとのごとく大元方持抱屋敷とされ、抱屋敷勘定目録も一本化された。「家方目録控」（三井文庫所蔵史料 本一七六一）は、寛政九年（一七九七）下期から文政二年（一八二九）上期までの一本化された大元方持抱屋敷勘定目録である。記載様式は明和七年以降ほぼ一定であるといえる。

(9) 安永持分け期間においては、旧来の大元方持抱屋敷のうち大元方持・伊勢方持になつた抱屋敷群の勘定目録の宛先は從前通り「元方御役入中」だが、「家方目録控」（三井文庫所蔵史料 続七七七、続七七九）、両替店持となつた抱屋敷の勘定目録の宛先は、両替店一巻の分割をうけた三井同族四家の当主になっている（「家方目録控」三井文庫所蔵史料 本一七六〇）。

(10) (11) 「家方目録控」（三井文庫所蔵史料 続七七七）。

(12) 例えは寛政九年（一七九七）下期の大元方持抱屋敷勘定目録は、岡田喜三郎・石井彦四郎を差出人とするが、「家方御役料」に該当する項目が「岡田喜三郎石井彦四郎御給料」とあり、勘定目録の差出人両名が「家方御役料」を支給されるものであることがわかる（「家方目録控」三井文庫所蔵史料 本一七六一）。

(13) 大坂両替店「日記録」（三井文庫所蔵史料 本四七）の天明九年（一七八九）三月一五日に次のような記事が記載されており、大坂両替店における「家方」役の存在は明らかである。

一 当店用向掛り役々以来左之通被仰付候旨内番状ら通達左之通

一 新田 方 石 田 十 兵 衛

岡 田 喜 三 郎

一 家 方

石 井 彦 四 郎

一 帳 合 方

前 田 新 太 郎

一 小 払 方

石 井 彦 四 郎

見習

(14) 「家方目録控」（三井文庫所蔵史料 続七七七、続七七九、本一七六一）。なお注（8）参照。

(15) たとえば文化二一年（一八一四）の勘右衛門改名・元之助譲替えに関する「御改名御譲替入目目録」は大坂両替店家方役の両

人(中村善太郎・松野市郎兵衛)から「元方御役人中」にあてて出されている〔「家方目録控」三井文庫所蔵史料 本一七六一〕。

- (16) ①高麗橋三丁目地代、②小野十右衛門合力、③家方役料の三項目は、安永持分け期間内の^大元方持・伊勢方持抱屋敷の勘定目録〔「家方目録控」三井文庫所蔵史料 本一七六〇〕および両替店持抱屋敷の勘定目録〔「家方目録控」三井文庫所蔵史料 続七七七、続七七九〕のそれぞれに引き続いて記載がある。金額についても両方の勘定目録の①～③のそれぞれの合計は、安永持分け以前、寛政一致以後の大元方持抱屋敷勘定目録のそれと同じである。

- (17) 「文化五戊辰歳從止月至七月大元方勘定目録」〔三井文庫所蔵史料 続三〇四〇〕。
- (18) 「大坂家方諸用留」〔三井文庫所蔵史料 別一五七八〕。
- (19) この時の施行計画が実行されたことは、「天保五年甲午年元方持御抱屋舗并新田施行目録」〔三井文庫所蔵史料 続一五六五
一三〕、「大坂店持屋舗施行入用目録」〔三井文庫所蔵史料 続六一一四一九〕から確認できる。
- (20) 宝永三年(一七〇六)から享保四年(一七一九)の大元方家方による抱屋敷管理と両替店の関係については今後の課題としたいたい。

二 代 判 人

前章では、大坂両替店による抱屋敷の集中管理体制を検討した。しかし実際に大坂両替店の手足となつて抱屋敷や町々でたちはたらくのは、家持(名前人)と抱屋敷所在町を媒介する存在として、大坂の町方の諸慣行・諸規範の中に位置付けられている代判人と家守である。ここでは、このうち代判人について、1代判人の性格と機能、2三井の代判人の任用のしかた(誰を代判人にするか)について検討したい。

1 代判人の性格と機能

まず代判人とはいがなるものであるかを見ておきたい。そもそも代判人は家持(名前人)に法的な権利・義務主体た

りえない欠格事由があつた場合、それを補い権利・義務を代行すべき存在である。欠格事由としては、家持（名前人）が幼少＝一五歳未満であること、女性であること、病身であること等があり、三井のように家持（名前人）が他国に居住していること＝他国持もまた代判事由のひとつである。

他国持代判が、制度として確立したのは、次に掲げる明和七年（一七七〇）の町触を契機とする。

〔史料3〕⁽²⁾

宗旨卷之儀

一 家持本人又は代判等印形可致事ニ候所、無其儀、多分家守致印形有之候、以来は家守不致印形、本人代判人等可致印形事
（一か条略）

一 他所他国持之分、都而代判人等可有之儀ニ候所、家守之印形致候町々相見得候、向後書面之通、家守不致印形儀候間、弥以代
判人可致印形事

（二か条略）

右之通被仰渡候間、他所持・他国持・他町持之分は、本家へ御引合被成、代判人御断可被成、家守は家支配人之事故、水帳印
形斗ニて相済候事

寅十月十日

この町触の主旨は宗旨卷（家持を対象とした宗旨人別改めの証文）⁽³⁾の体裁を統一することにあるが、その中で宗旨卷に家持（名前人）に代わって家守が捺印することを停止し、家持（名前人）本人か代判人が捺印することを義務づけたものである。ここでは家守を「家支配人」と規定し、家守が家持本人について代理できる範囲を限定している。代判人は、家守には認められなかつた家持にかわつての宗旨卷への捺印を認められているのであり、家守より高次の代理人として位置付けられていると言えよう。三井の抱屋敷のうちでは、各町の事情によつては、これ以前より他国持代判人が置かれ

ているところもあったが、多くはこの町触を契機として代判人が設置された。大坂両替店の「永録」には、「一明和七年(4)寅十月宗旨卷認方、他所・他国持之分代判付候様被仰渡候ニ付、手前抱屋敷之分夫々江申込左之通一札差出候事」とあり、斎藤町・玉水町・梶木町・平野町一丁目に提出した新たに代判人を設置する旨の一札の控が記されている。三井以外でも、例えば菊屋町の水帳に事例をさぐれば、他国持の抱屋敷に代判人が記載されるようになるのは明和七年一〇月からであり、〔史料3〕の町触に対応するものであることは明らかである。この事態を大坂における他国持代判の制度化と評価したい。

他国持代判人の機能について見れば、抱屋敷管理の日常的業務に関しては家守が担当しているのでこれには基本的には関与しないとすれば、具体的に定められた機能としては先の明和七年一〇月の町触で命じられている役目「⁽⁵⁾家持（名前人）にかわって宗旨卷に捺印すること」くらいである。代判人を設置・変更する際に町にあてて出される一札について見ても「諸事御用等右彦次郎（代判人—筆者注）ニ御差図被仰付候」（明和七年一〇月斎藤町宛一札）とか「御町儀諸事右喜三郎（代判人—筆者注）ニ被仰聞可被下候」（享和元年八月吉野屋町宛一札）といった文言のみで、具体的・個別的な機能については記されていない。また、家守請状に相当するような、代判人から三井に出される職務を規定したような証文も見られない。しかし町と他国持の家持との関係という視角からすれば、単なる「家（抱屋敷）支配人」（＝家守）ではない、家持（名前人）の権利・義務のいわば無限定な代理人が制度的に設定されたことは、町の側からすれば本来好ましからざる他国持の存在の許容・合理化であり、結果的には他国持代判人の存在によって、町と他国持の家持との間の直接的接触の減少が正当化され、両者の一層の疎隔化が進んでいくことになったものと考えることができる。

(1) 『大阪市史』第一巻（大阪市参事会編、一九一三年）二五六ページ。
(2) 『大阪市史』第三巻・七八〇ページ、達六九三。

(3) 『大阪市史』第一巻・三七七ページ。

(4) 高麗橋一丁目の本店部分の抱屋敷家守に「代判家守」という肩書が付されるのは、「家方要用留」（三井文庫所蔵史料 続二三四四一四）に宝曆一四年（一七六四）二月付けで「代判家守改名十右衛門」とあるのが初見である。他には京町堀四丁目では、抱屋敷購入時の延享四年（一七四七）から代判人が家守とは別に置かれている。これらは三井の側の事情ではなく、町の側からの要求に基づくものと考えてよからう。

- (5) 「永録」（三井文庫所蔵史料 本一一七）。
(6) 『大坂菊屋町宗旨人別帳』第二巻（清文堂、一九七一年）。
(7) 「永録」（三井文庫所蔵史料 本一一七）。
(8) 「大坂家方諸用留」（三井文庫所蔵史料 別一五七八）。

2 誰を代判人にするか

さて次にだれが三井の抱屋敷の代判人をつとめていたのか、またそれはどのように選定されたのかについて検討したい。

(1) 三井の代判人を勤めるもの

第2表・第3表の代判人の欄を見れば、家守が兼帶している事例も含めて、代判人は越後屋の屋号を有していることから、三井から暖簾分けされた別家手代として一応概括できる。ここで大坂両替店の抱屋敷管理との関連で注目すべきは、これらのうち大坂両替店の現役の宿持手代（通勤支配役以上に昇進した手代＝住込みの生活を終え、店の外に住居を移し、店に通勤する手代）の占める比重の大きさである。第3表の大坂両替店持抱屋敷の代判人の欄には、四人の代判人が見られるが、これらはいずれも大坂両替店の宿持手代である。第2表の大元方持抱屋敷について見れば、家守が

三井大坂両替店の抱屋敷管理と代判人・家守（西坂）

第5表 大坂両替店の宿持手代の抱屋敷代判勤め（文化5年5月）

手代名	役職	代判人を勤める抱屋敷の所在する町
石田十兵衛	加判名代	园梶木町(次郎右衛門), ④白髪町(八郎右衛門)
杉本久次郎	元方掛名代	园京町堀四丁目(元之助), 园備後町四丁目(八郎兵衛), 园古手町(八郎兵衛), ④江戸堀一丁目(八郎兵衛), ④伏見町(越後屋喜右衛門), ④平野町一丁目(元之助), ④富田屋町(三郎助)
岡田喜三郎	元方掛名代	园玉水町(次郎右衛門), 园高麗橋三丁目(元之助), ④山本町(次郎右衛門), ④堂島新地一丁目(八郎兵衛), ④四郎兵衛町(次郎右衛門), ④吉野屋町(元之助)
松野助七郎	後見	④百間町(信三郎)

出所)「文化五戊辰五月改大坂抱屋敷之控」(三井文庫所蔵史料 追699)。
注)园=大元方持。④=大坂両替店持。()内は名前人。

兼帶している事例が目立つが、家守が兼帶していない場合の代判人四人のうち三人は大坂両替店の宿持手代である(家守が兼帶するのではなく、かつ大坂両替店の宿持手代ではない唯一の事例は、高麗橋一丁目の越後屋「村井」新十郎である。かれは高麗橋一丁目の家持で、糸店を営む同町の有力町人であるが、三井との関係からいえば大坂本店の加判名代を勤めた村井新十郎の子孫である。同町の代判人を兼ねる家守両名=越後屋「小野」十右衛門・越後屋「加東」藤助も本店から暖簾分けされた別家のものである。高麗橋二丁目については大坂本店の所在地という特別の要因を考えに入れなければならない)。

それでは次に、抱屋敷の代判人を勤める大坂両替店の手代について具体的に見てみたい。第5表は文化五年(一八〇八)の時点での、大坂両替店のすべての宿持手代をリストアップし、かれらが代判人を勤めている抱屋敷の所在地ならびに大元方持・大坂両替店持の別、名前人をまとめたものである。この表で注目すべきことは、大坂両替店の宿持(通勤)の手代がみな例外なく抱屋敷の代判人を勤めていることである。大坂両替店の宿持手代が共通に担うべき役割のひとつとして抱屋敷の代判勤め

を位置づけることができる。

このように大元方持の一部を除いた抱屋敷についてはすべて大坂両替店の宿持手代が代判人を勤めているということは、大坂の抱屋敷管理における大坂両替店の役割を、その人的配置において明瞭に反映したものといえると考へる。また先に町との関係において大坂両替店は表立つてあらわることはないと述べたが、他国持代判という家持（名前人）の権利・義務の代理人の制度化と、そこへの大坂両替店手代（および別家）の展開・配置は、「家持：代判人：家守：町」という抱屋敷をめぐる公的な系の中に、大坂両替店を実質的に位置付けたものとして評価できよう。

第5表から確認しておくべきこととしては他に、代判人を勤める場合には、大元方持抱屋敷の担当と大坂両替店持抱屋敷の担当という区分が見られること、また代判人と特定の名前人との対応が見られないことがあげられる。これらは抱屋敷管理において大元方持抱屋敷・大坂両替店持抱屋敷が一括されていること、財産共有制により三井にとつては名前人がまさに名義のみの存在であり、実質的な意味を持ちえないことの反映として理解することができる。

〔二〕 代判人の選定と大元方

今まで見てきたように、大坂両替店の宿持手代が代判人を勤めることを三井の抱屋敷管理の一般的な有りかたとしてあげることができた。次に代判人の選定がどのようになされるかについて見ておきたい。

代判人は一箇所について任せられると、転勤・退役・死亡まで繼續して勤めるのが通例であるが⁽¹⁾、「大坂家方諸用留」の記事を見れば、代判人の後任は大坂両替店の側で選定して、京両替店・大元方に了承を求めるという手続きをとっていることがわかる。次にあげる史料は文政五年（一八二二）二月に石田九兵衛（大坂両替店元々）の死亡に際し、彼が勤めていた抱屋敷代判の跡役が決められる際のものである。

〔史料4〕⁽²⁾

二月十四日夕大坂本状拾壱番便々申来

一 石田九兵衛儀是迄御代判相勤候町々左之通

(略)

右之通御座候処、致死去候ニ付、跡御代判三好門兵衛江被仰付被下候様致度存候、御伺之上否御報被仰聞可被下候、已上

二月十四日

右返書十八日夕拾式番便々左之通申遣ス

一 先便昨夕及御答候平野町壱丁目・梶木町・白髮町石田九兵衛跡御代判之儀、御状面ヲ以相伺候処、右は石井与三兵衛殿江可被

仰付思召ニ御座候間、此段御心得、宜御取計可被成候（以下略）

これによれば、大坂両替店の側は石田九兵衛の跡（大元方持抱屋敷・大坂両替店持抱屋敷とも一括）に三好門兵衛（大坂両替店通勤支配役）を推して、京両替店を介して大元方の了承を得ようとしたが、大元方の側では、理由は示されていないが、大坂両替店の選定を覆して石井与三兵衛（大坂両替店元方掛名代）が妥当と決定し、それを京両替店をとおして大坂両替店に伝えている。そして結局、大坂両替店側はこれに従っている。このように大坂の抱屋敷代判に関する京両替店・大元方の了承は単に形式だけのものにすぎないわけではない。これは、大坂両替店の宿持手代のうち誰がどこの抱屋敷代判を勤めるかということが、大坂両替店の業務に関する全体的な人の配置の有りかたともかかわる問題であることによるものであろう。

本章での検討は以下の通りにまとめられる。

(1) 他国持代判が制度として確立するのは、明和七年（一七七〇）以後であり、三井の抱屋敷の代判人も大部分はこの年以降に設定されている。他国持代判は、家持の権利・義務代行に関する「家支配人」にとどまらない責任者として位

置付けられているが、抱屋敷管理にかかる特記すべき通常時の業務は見られない。

- (2) 三井の抱屋敷の代判人は、すべて越後屋の屋号を持つものが勤めるが、(1)大坂両替店の宿持手代（現役）が勤めるケースと、(2)越後屋の屋号をもつ別家（退役手代もしくはその子孫）が家守とともに代判人を兼ねるケースに大別される。抱屋敷代判は大坂両替店の宿持手代の勤めの一として位置付けられる。
- (3) 抱屋敷の代判人に大坂両替店の宿持手代（もしくは別家）を配置することにより、大坂両替店は抱屋敷をめぐる町方の公的系路の中に自己の足場を確保している。

- (1) 拙稿「個別町における家守の位置づけ—文化・文政期の大坂を事例として—」（『三井文庫論叢』一九号）一六六ページに例示した文政一三年（一八三〇）の古手町抱屋敷の代判人越後屋（杉本）久次郎（文化一四年退役）のように退役後も、現役時から引き続いて（第5表参照）代判人を勤める事例も見られる。
- (2) 「大坂家方諸用留」（三井文庫所蔵史料別一五七八）。

三 家 守

本章では、大坂の三井の抱屋敷の家守について、大坂両替店の抱屋敷管理とのかかわりにおいて検討する。具体的には、1家守の性格と機能、2家守の任用のありかたⅡ誰を家守にするか、3大坂両替店による家守の統轄のありかた、4家守に対して与えられる収益・利得、について事例をあげて検討したい。

1 家守の性格と機能

三井の家守について検討を加える前提として、家守とはいかなるものであるのかを見ておきたい。

家守の機能・性格をとらえる恰好の素材としては、家守・請人から家持（名前人）に出された家守請状がある。筆者はかつて三井の家守請状について検討したことがある⁽¹⁾が、ここでそれを簡単に再説しておきたい。まず三井の家守請状は通例四か条からなり、そこに記されているのは、①家守本人の身元の確認、②町触や町内の規則を順守し、これを借家人に守らせ人別の掌握をはかりそのほか町役をつとめるという町に対する義務規定、③借家家賃の取集め方、家守が家賃を横領した際の請人の責任、および家守給など町屋敷経営に関する規定、④武士の宿泊の際の大坂町奉行所への届け出を義務付けた規定などである。ここから確認しておくべきことは、まず第一に家守の職務は家守給と引換えに家持から請け負ったものであること、第二に家守の職務は、(1)本来ならば家持が町・大坂町奉行所に対して勤めなければならぬ義務、(2)家賃の取集めを主とする町屋敷経営に関する業務、以上の(1)、(2)の代行であることの二点である。ここではさらに(1)、(2)の代行の前提となるべきものとして、(1)家持と町・大坂町奉行所を結ぶパイプ役、同様に、(2)家持と借家人を結ぶパイプ役という機能も重視すべきものとしてあげておきたい。

右に述べた三井の抱屋敷の家守請状の内容には、三井の家守であることの独自性は表われておらず、そこで見られる家守の機能と性格については大坂の家守一般に当てはまるものと考えられる。また四か条からなる形式の家守請状の、現存する最古のものは宝曆一二年（一七六二）に作成されたものであるが⁽³⁾、この家守から読み取れる家守の機能と性格については一八世紀後半以降に固有のものではなく、実際には一八世紀初頭の段階もしくはそれ以前までさかのぼるものと考えておきたい⁽⁴⁾。

町と他国持家持との媒介者としての家守の位置への着目という観角からして特に注目しておきたいのは、町との間を表立つて（正式に）仲立ちするのは家守の役割とされていることである（前述の(1)）。次に「大坂家方諸用留」からい

くつか例をあげたい。（傍線筆者）

〔史料5〕⁽⁵⁾

〔文化八年〕

十一月廿日夕本状る申来ル

一 高麗橋一丁目宗龍様跡御名前切替之儀村井新十郎殿より年寄江内意被申込、家守弥二兵衛より表向申聞候處、来ル廿五日頃帳切之續申之罷在候（以下略）

〔史料6〕⁽⁶⁾

〔文化二年〕

十二月十二日夕出大坂本状三拾八番便る左之通

一 右御譲替御名替之儀、夫々町分江家守を以申出候所、（以下略）

〔史料5〕では名前替えについて町に申し入れる際に、町年寄に代判人の村井新十郎から内々に連絡がなされるが、表向きの伝達は家守の越後屋弥三兵衛が行なうことがわかる。〔史料6〕でも町々に対する譲替え、名前替えの連絡が家守を通して行なわれている。

このように名前人の名前替え、譲替えなどは家守をもつて町に正式に伝達されるのであり、これを家守の機能の中の重要なものの一つと位置づけてよいだろう。これは他国持代判の制度化をもつても変わることがなかった。

(1) 拙稿「個別町における家守の位置つけ—文化・文政期の大坂を事例として—」(『三井文庫論叢』一九号) 一六五・一六六ページ。

(2) 宝暦～安永期には、四か条の家守請状の他に、宿賃取集めを主内容とした一札が家守から家持にあてて出されている事例

三井大坂両替店の抱屋敷管理と代判人・家守（西坂）

がいくつかみられるが、これと四か条の家守請状との関連については今後の検討課題としておきたい。例えば京町堀四丁目抱屋敷家守万屋七兵衛は、宝暦七年（一七五七）二月付けで請人と連印で四か条の家守請状を出しているほかに、次のように一札を出している（「（家守請状）」三井文庫所蔵史料 続七八一）。

一札之事

一 京町堀四丁目貴殿御家屋敷表口三拾四間裏行武拾間、右御屋敷我等家守致御町儀支配相勤申候、仍之惣借屋中家賃銀帳面之通毎月取立候高麗橋三丁目三井両替店江急度相渡可申候、勿論時々家賃高下之儀は其節三井両替店江申達、借屋明塞宿賃滞等之儀、月々帳面改を請、究之通取立勘定可仕候、仍而如件

家守

万屋七兵衛印

宝暦十二年
午二月

三井勘右衛門殿

（3）「（家守請状）」（三井文庫所蔵史料 続七八一）。

（4）三井の家守請状は、大元方持抱屋敷家守のものとともに見られるが、内容的にも形式的にも両グループ間に差異は認められないことを付言して置く。ただし大元方持抱屋敷家守のうち高麗橋一丁目南側四軒役抱屋敷（大坂本店敷地）、高麗橋三丁目抱屋敷（大坂両替店敷地）などいくつかについては家守請状を見いだしていない。

（5）、（6）「大坂家方諸用留」（三井文庫所蔵史料 別一五七八）。

2 誰を家守にするか

次に、だが、どのようにして三井の抱屋敷の家守を勤めるようになつてているのかについて検討したい。

（一）越後屋の屋号をもつ家守

前掲の第2表、第3表から文化五年（一八〇八）の時点の家守について見てみれば、第一に大元方持抱屋敷の家守（第2表）の中に、越後屋の屋号を持つものが多いことが目につく。まず彼ら（越後屋の屋号をもつ家守）を三井の抱屋敷

の家守のひとつの類型としてとらえることとする。

かれらは大坂本店または大坂両替店の別家（退役手代）、すなわち退役後、暖簾を分与され自分商売を始めた者か、またはその子孫である。またこの時点については、現役の宿持手代が家守を勤めている事例は見られない。以下越後屋の屋号を持つ家守のそれについて述べてみたい（以下（ ）内の番号は第2表の抱屋敷番号を表わす）。

○小野十右衛門「高麗橋一丁目南側四軒役（①～③）・本韁町（⑤）の抱屋敷の代判家守、高麗橋三丁目（⑯）の抱屋敷の家守」……大坂本店で支配役まで勤めた小野十右衛門の四代目の子孫。詳しくは四章1節で述べることとする。

○加東藤助「高麗橋一丁目南側二軒役（④）・同北側二軒役（⑥）の代判家守」……大坂本店に勤務し京本店で元々役まで勤めた加東藤助（寛保三年死亡）の子孫。安永元年（一七七一）から先代の藤助が家守を勤めている⁽¹⁾。これ以降も幕末まで継続して家守を勤めた。高麗橋一丁目で籠甲店を営む。⁽²⁾

○中西庄右衛門「高麗橋一丁目八百屋町角屋敷・同本店隣屋敷・同北側半役（⑦～⑨）の家守」……大坂本店元方掛名代中西庄右衛門（寛政九年死亡）の養子。当人も大坂本店で支配役まで勤めていた。文化四年（一八〇七）から家守を勤めるが、その際「大坂家方諸用留」には、「中西庄右衛門儀は本店支配役退役ニ而致入家、至極夷体成仁」と記されている。⁽³⁾高麗橋一丁目で道具店を営む。⁽⁴⁾

○金房孫市「江戸堀二丁目・麴町抱屋敷（⑯～⑰）の代判家守」……大坂本店組頭跡。⁽⁵⁾安永四年（一七七五）から家守を勤めた金房孫市の養子。小紙類錢小売商売を営む。⁽⁶⁾

○岡田十助「斎藤町抱屋敷（㉑～㉓）の代判家守」……元文二年（一七三七）の抱屋敷取得時に既に家守を勤めていた岡田十介の孫で、岡田彦次郎の⁽⁸⁾父。文化六年（一八〇九）に十助が死亡した際の「大坂家方諸用留」の記事には「右重助方祖父十助代より年来御代判家守無滞相勤来候得共」とあり、来歴の古さが述べられている。⁽⁹⁾

○辻井助右衛門「梶木町抱屋敷（²⁶）の家守」……大坂本店組頭役辻井助右衛門（寛保三年退役）の子孫と見られる。宝暦四年（一七五四）以前、先代の助右衛門の時分より家守を勤めている。⁽¹⁰⁾

この他、文化五年の時点では、越後屋の屋号を持たないものが家守を勤めている大元方持抱屋敷について見ても、○玉水町抱屋敷（¹⁰⑪）の場合は、宝暦九年（一七五九）から安永元年（一七七二）まで越後屋（岡田）彦次郎が家守を勤めていた。⁽¹¹⁾

○京町堀四丁目抱屋敷（¹²⑬）の場合は、天明元年（一七八一）から同九年まで越後屋孫三郎ついでその養子九郎兵衛が家守を勤めていた。⁽¹²⁾文政六年（一八一三）以降は越後屋（小野）平五郎が家守を勤めている。⁽¹³⁾

○備後町四丁目抱屋敷（¹⁴）について見ても、安永三年（一七七四）から同八年まで越後屋（田中）喜兵次ついで越後屋（中西）助三郎、寛政三年（一七九一）から同九年まで越後屋助四郎が家守を勤めた。⁽¹⁵⁾文化一三年（一八一六）以降は越後屋（中西）助四郎が家守を勤めている。⁽¹⁶⁾

越後屋の屋号を持つ家守は、代判人を兼ねる事例が多いこともまた指摘できる。二章1節で見たように、「家支配人」に限定される家守に対し、家持（名前人）本人にかわって宗旨巻に捺印できる代判人は、より高次な家持の代理人であるが、越後屋の屋号を持つ家守の多くが代判人を兼ねていることは、彼らに対する信用が厚かったこと、裏返せば彼らが三井の家組織に強く組み入れられていた存在であることがわかる。

右の越後屋の屋号を有する家守は、ことごとく大元方持抱屋敷の家守であることも特徴的である。大元方持抱屋敷家守の典型的なかたちとして、越後屋の屋号を持ち代判人を勤めるものあげることができよう。

これに対し大坂両替店持抱屋敷の家守（第3表）には、越後屋の屋号を持つものは見られず、代判人を兼ね勤めているものもいない。三井との関係がわかるわずかな事例としては、白髮町抱屋敷（第3表①②）の家守を勤める大和屋幸

右衛門について「大坂家方諸用留」の享和元年（一八〇一）三月の記事に「右（幸右衛門一筆者注）は当地本店組頭退役而人柄も宜候付、家守申付候儀ニ御座候」とあり、彼が大坂本店の退職者であることが判明することくらいである。⁽¹⁷⁾

〔二〕町によつて推薦された家守

次に、大坂両替店抱屋敷（第3表）を中心としてみられる越後屋の屋号をもたない家守の任用について考えてみる。ここで着目するのは、家守任用に関する、抱屋敷の所在する町の影響力についてである。

〔一〕町の意向に沿つた家守の選任

はじめに、家守の任命に關して、町の側が関与している事例を具体的に取りあげてみる。次の史料は大坂両替店の「日記録」の寛政四年（一七九二）六月の記事である。（傍線筆者）

〔史料7〕⁽¹⁸⁾

（六月一〇日）

一 昨日岡田彦次郎（白髮町抱屋敷代判人——筆者注）宅江白髮町丁代喜助寵越、年寄口上ニ而申聞候は、同町御家守池田屋太兵衛儀病死ニ付跡家守之儀、同人伴十五才ニ相成候ニ付、是へ被仰付候様相成候ハ、丁代引請世話可仕、勿論年寄も隨分氣ヲ付可申候、此儀町内太兵衛後家段々相頼申、併御家主御承知無之儀は無是非候得共、何卒右之通ニ被成遣候様いたし被吳段、年寄被申聞候由申聞候、依之及相談候処、年寄丁代右之通世話被致候上は、別条も有之間數、右之儀いなミ申候而たとひ外人家守為勤候而も彼是面倒成儀も出来可申哉ニ付、右太兵衛伴へ申付候様近日及返答候積之事

（六月二二日）

一 白髮町家守替之儀、表向年寄方迄賴ニ罷越候様ニと内意代判彦次郎方へ申參候付、伴藤八差遣候処、承知致候、明日朝飯後印形持參可致旨申來候事

六月一〇日の記事によれば、大坂両替店持白髮町抱屋敷（第3表①②）の家守の後任について、白髮町の年寄から、病死した先家守の替にするよう、代判人岡田彦次郎に引き合いが来た。これに対し大坂両替店では「たとひ外人家守為勤候^而も彼是面倒成儀も出来可申哉」（傍線a）という判断から、これを受け入れている。また六月二二日の記事にあるように、白髮町の側では表向きは三井の側からの依頼の形式をとるように要求している。これは、実際にこの場合家守の選任のイニシアチブを町の側がとっているにもかかわらず、△家守は本来家持の側の都合によって置かれるもので、町がそれを許可してやっているのだ▽という建前を示しているものとしてもおもしろい。

右の外に、家守の選任に関する町の関与としては、大坂両替店の「永録」から、次のような事例があげられる。

○大坂両替店持奈良屋町抱屋敷（第3表③）の家守の選任の事例。寛政二年（一七九〇）九月、家守三好屋平右衛門の病死のあと、同町内の淡路屋平兵衛が跡家守になつたが、「永録」には「右は此方ニ存寄之者無之候付、町分ノ差図致⁽¹⁹⁾呉られ候様申遣、即右之仁（平兵衛・筆者注）へ申付候」とあり、町の指図により家守の人選を行なつたことがわかる。⁽²⁰⁾ 寛政四年（一七九二）四月に淡路屋平兵衛が退役した際にも、「町分ノ為致可然者差図いたしつ被呉候様、代判人藤兵衛を以申入」⁽²¹⁾、町の指図によつて同町の淡路屋伊兵衛を跡家守に決めている。文化三年（一八〇六）三月にも、升屋吉兵衛の跡役を「町内差図」により、同町の綿屋源兵衛に決めている。⁽²²⁾ その後、文政五年（一八二三）五月、同六年（一八二三）二月、天保二年（一八三二）四月の家守交替の際も、その都度「町内江^{ナカ}頼入」することによつて、跡家守を推薦してもらつて⁽²³⁾いる。

○文化元年（一八〇四）三月、大坂両替店持平野町一丁目八百屋町角屋敷（第3表⑪）の家守の選任の事例。宿質を横領したかどで日野屋藤兵衛で退役させたあと⁽²⁴⁾の家守を、「年寄差図ニ而」町内塙屋次兵衛に決めている。

○文化七年（一八一〇）五月、大坂両替店持堂島一丁目抱屋敷（第3表⑧）の家守選任の事例。長浜屋平助病死後、伴が幼少で家守を勤めさせるのが不可能なため「町内江任差図」、借家人のうちから、松屋仁兵衛を跡家守に決めている。

○文政一三年（一八三〇）八月、大坂両替店持古手町抱屋敷（第3表⑤）の家守選任の事例。長門屋伊右衛門の病死のあと、「跡名前之者」が幼少で家守を勤められないもので、町に相談したところ、町年寄の代として町代が大坂両替店へやってきて次のように町の意向を伝えている。すなわち「御家守之儀先日被仰聞丁役中及相談候處、則御抱屋敷ニ被致住居候高島屋弥兵衛と申」、「相應ニ被致渡世、実体成仁ニ見請候間、家守被仰付候而は如何ニ候哉、此方より御差図は別ニ不申上候へ共可然御相談可被成候」ということで、大坂両替店の側でもこの指示に従つて、高島屋弥兵衛に家守を勤めさせている。⁽²⁵⁾

○天保八年（一八三七）八月、大坂両替店持百間町抱屋敷（第3表⑯⑰）の家守選任の事例。病死した湊屋武兵衛の跡役を、「丁内差図ニ旨」吉田町の中屋太兵衛に勤めさせている。⁽²⁶⁾

○天保一一年（一八四〇）八月、大坂両替店持江戸堀一丁目抱屋敷（第3表⑥）の家守選任の事例。退役を申し出た近江屋九郎兵衛の跡役につき「代家守引合町内相談之上」、同町榎並屋弥左衛門に勤めさせることを決めている。⁽²⁷⁾

○天保一五年（一八四四）二月、大元方持梶木町抱屋敷（第2表⑨）の家守選任の事例。大津屋五兵衛病死のあと、町代を通して「跡家守之儀同町借家人吉田屋庄七と申者江為相勤可然哉」という申し入れがあり、大坂両替店の側でも結局それを受け入れて、吉田屋庄七に跡家守を勤めさせている。⁽²⁸⁾

以上のように、家守の選任に関して、町は実質的な関与を行なっていることがわかる。町にとっても、家守の存在が、各町屋敷の管理・統轄の連帶責任に加えて、町の運営においても重要な役割を果たしていることの反映であろうが、三井の側から適当な人物の推薦をもとめるかたちで町を利用していると見ることもできる。

右の大部分は大坂両替店持抱屋敷の事例であることも注意したい。大坂両替店持抱屋敷の、越後屋の屋号を持たない家守のうちには、右のような町の推举・斡旋によって三井の抱屋敷家守となつたものもある程度の比重をもつて存

在するに考へられよう。大元方持抱屋敷家守の典型を、越後屋の屋号を有する別家（退役手代）が勤める家守とすれば、一方大坂両替店持抱屋敷家守の典型的なたちは、このような家守に見いだすことができるものと考へておきたい。

(ii) 町の要求による家守の更迭

さて以上、家守の任命における町々の側の闘争について検討した。家守を置く際に、家持から町に對して差し出される一札には、通例「万一相滞儀御座候ハ、何時成共相退代り之者差出可申候」⁽²⁹⁾とか、「若亦右家守思召ニ不叶儀共是あらハ何時ニても退セ可申候」⁽³⁰⁾などというように、町の側の要求があり次第に家守を交替させる旨が記されているが、實際にはどうであろうか、この点についてもいくつか事例をあげてあわせて検討して置きたい。

町からの家守更迭の要求は、以下のような例をあげることができる。

○寛政五年（一七九三）六月、大元方持平野町一丁目抱屋敷（第2表⑯～⑰）家守河内屋又右衛門の事例。「日記録」によれば、「河内屋又右衛門、義長々病氣ニ付家守難相勤候間、早々仕替候様町内申來り有之」と平野町から家守の更迭が要求されており、大坂両替店はこの要求に即して三郷家請会所へ家守河内屋又右衛門の家明けを願うという処置をとっている。結局ほどなく河内屋又右衛門は病死し、跡家守を福岡屋十兵衛に任せることで落着した。⁽³¹⁾

○寛政八年（一七九六）一二月、大元方持高麗橋一丁目宗龍名前屋敷（第2表⑦～⑨）代判家守越後屋（田牧）權右衛門の事例。「大坂家方諸用留」によれば、「（權右衛門が）六七ヶ年以來病氣有之候ニ付右代判家守相仕替候様町分々度々催促有之候ニ付」ということで、町の要求を容れ、家守を越後屋（渡辺）新右衛門に替えていた。⁽³²⁾同抱屋敷では、その後文化四年（一八〇七）五月、「新右衛門儀此度身上向差支之儀有之候ニ付早々家守相仕替候様町分々申參候」ということで、町から家守更迭要求が出され、三井側はこれを容れ、家守を越後屋（中西）庄右衛門に替えていた。⁽³³⁾さらにまた文化七年（一八一〇）一月、「庄右衛門儀先達而病氣ニ有之難相勤退役相願、町分々早々仕替候様申參候ニ付」という

ことで、三たび更迭要求が出され、家守が川崎屋（木村）弥三兵衛に替えられている。⁽³⁴⁾

交替を要求される理由は、家守の病氣、身上不如意などである。家持側としても病身等の家守は望ましくないが、一方で家守の交替は、町に弘めの祝儀を出さなければならぬなど経費がかかり、これも好ましくない。しかし、結局のところ右の平野町一丁目・高麗橋一丁目の事例とも、三井の側からは町に対し何等の異議を申し立てることもなく町の要求通りに家守を交替させている。特に高麗橋一丁目は、大坂における三井の最大の拠点であり、「大商人に従属する町共同体」という性格が指摘されているように、町の構成に占める三井一統の比重も大きいにもかかわらず、三井の側が再三家守交替を要求され、その都度従わざるをえなかつたことは、町と大商人資本の関係を考える上で興味深い。

〔二〕 家守の任命にあたつての京都の関与

次に、大坂の抱屋敷の家守を選任する場合、京都の京両替店や大元方はどのように関与したのか、またはしなかつたのかについて見ておきたい。

ここでは「大坂家方諸用留」を考察の材料とする。一章2節に述べたように、この史料は大坂両替店からの報告、それに対する京両替店からの指示を京両替店において記録したものである。その第一冊には、安永八年（一七七九）から文政八年（一八二五）まで二七件の家守交替の記事が記載されている。第一に注意すべきことは、この史料には、大坂の家守交替に関するそのすべてが網羅されているわけではないことである。つまり、京両替店ならびに大元方の同意、承認を必要とする家守の交替は限られたケースであることができる。

それではそれはいかなるものか。まず、代判人を兼帶する家守の交替については、もれなく記載されている。代判を兼帶していない家守の交替で京両替店の「大坂家方諸用留」に記載された事例については、一一件を数えることができ⁽³⁵⁾るが、このうち六件の家守は三井の別家・越後屋の屋号を持つものであることに注目しておきたい。別家を家守に任用

三井大坂両替店の抱屋敷管理と代判人・家守（西坂）

することについては、京両替店・大元方への報告・承認が必要とされたものと考えられる。残りの五件のうち二件は、一町まるごと三井の抱屋敷であるという特殊事情を持つ四郎兵衛町の支配人（家守であるが、町の年寄の役目を果たす）に関するもの、残りのうち二件は、大坂本店組頭退役の大和屋幸右衛門がつとめる白髪町抱屋敷の交替に関する件であり、それぞれ大坂両替店持抱屋敷のなかでも特別なものといえよう。

右の他の家守単独の交替の場合、京都に報告がいつていらない（正確に言えば京都において記録されていない）のだが、それは大坂両替店側の独自の判断で家守の交替がなされたものとみることができる。また家守交替について、京都に報告されているものについて見ても、代判人のところで紹介したような、大坂両替店側の判断を、京都でくつがえしているような事例は見られない。

以上のように、家守の交替については、代判人を兼ね勤めるものなど一部を除いて基本的には大坂両替店の裁量に任せられているといつてよい。その裁量の幅は、代判人を選ぶ際のそれに比べ格段に広いものが認められていたと言えよう。

- (1) 「家方要用留」（三井文庫所蔵史料 別二二四四一四）。
- (2) 松本四郎「大坂北組高麗橋一丁目家持借家人別判形帳」（『三井文庫論叢』九号）三一六ページ。
- (3) 「大坂家方諸用留」（三井文庫所蔵史料 別一五七八）。
- (4) 松本四郎「大坂北組高麗橋一丁目家持借家人別判形帳」（『三井文庫論叢』九号）三一六ページ。
- (5) 「大坂家方諸用留」（三井文庫所蔵史料 別一五七八）の文政一〇年（一八二七）二月の記事。
- (6) 寛政九年（一七九七）に先代の金房孫市から、三井大坂両替店の家方役の岡田薫三郎・石井彦四郎にあてて出された、家守を悴に譲りたいとする願書を次にあげる。この願いは聞き届けられ、悴嘉兵衛が孫市と改名し、家守を引き継いだ（「永録」三井文庫所蔵史料 本一一九）。

一 江戸堀鞠町御掛屋敷年來家守被為仰付、以御隣相続仕難有御儀奉存候、然ル所私及老年、殊ニ病身ニ而難相勤難儀
ニ御座候、何卒首尾能退役之御願奉申上候、尤跡私慳嘉兵衛ニ家守被為仰付被下候ハ、万端私存命之間は差図仕
候而御店表へ少し蔑無端為相勤可申候、右御願之趣御聞済被為成下候ハ、難有仕合奉存候、以上

寛政九年四月

金房孫市印

岡田喜三郎様
石井彦四郎様

- (7) 「大坂家方諸用留」(三井文庫所蔵史料 別一五七八)の文政一〇年(一八二七)一月の記事。
- (8) 「永録」(三井文庫所蔵史料 本一一九)、「家方要用留」(三井文庫所蔵史料 別二二四四一四)。
- (9) 「大坂家方諸用留」(三井文庫所蔵史料 別一五七八)。
- (10) 「大坂家方諸用留」(三井文庫所蔵史料 別一二四四一四)。
- (11) 「大坂家方諸用留」(三井文庫所蔵史料 別一五七八)。
- (12) 「大坂家方諸用留」(三井文庫所蔵史料 別一五七八)。
- (13) 「大坂家方諸用留」(三井文庫所蔵史料 別一五七八)。
- (14) 「永録」(三井文庫所蔵史料 本一一七)。
- (15) 「家方要用留」(三井文庫所蔵史料 別二二四四一四)。
- (16) 「大坂家方諸用留」(三井文庫所蔵史料 別一五七八)。
- (17) 「大坂家方諸用留」(三井文庫所蔵史料 別一五七八)。また文化五年(一八〇八)一二月に大和屋幸右衛門が病死した際の「日記録」(三井文庫所蔵史料 本五九)の記事では、幸右衛門について「本店組頭退役古森幸右衛門」と記している。
- (18) 「日記録」(三井文庫所蔵史料 本一七八)。
- (19) 「永録」(三井文庫所蔵史料 本一一八)。
- (20) 「永録」(三井文庫所蔵史料 本一一九)。
- (21) 「永録」(三井文庫所蔵史料 本一一九)。
- (22) 「永録」(三井文庫所蔵史料 本一一〇)。
- (23) 「永録」(三井文庫所蔵史料 本一一九)。
- (24) 「永録」(三井文庫所蔵史料 本一一九)。
- (25) 「永録」(三井文庫所蔵史料 本一一〇)。
- (26) 「永録」(三井文庫所蔵史料 本一一〇)。

三井大坂両替店の抱屋敷管理と代判人・家守（西坂）

- (27)、(28) 「永録」(三井文庫所蔵史料 本一一一)。
○享和三年七月玉水町宛家守付一札〔「大坂家方諸用留」三井文庫所蔵史料 別一五七八〕。
○文化四年四月備後町四丁目宛家守付一札〔「大坂家方諸用留」三井文庫所蔵史料 別一五七八〕。
(31) 「日記録」(三井文庫所蔵史料 本四九)。
(32)、(33)、「大坂家方諸用留」(三井文庫所蔵史料 別一五七八)。
(34)、「大坂家方諸用留」(三井文庫所蔵史料 別一五七八)。
(35) 吉田伸之「近世都市と諸闘争」(『一揆③』一揆の構造) 一九六ページ。
(36) 「大坂家方諸用留」(三井文庫所蔵史料 別一五七八)。
(37) 「大坂家方諸用留」(三井文庫所蔵史料 別一五七八)に記載された代判を兼帶していない家守の交替の記事は左の通り。
○寛政八年(一七九六)一二月、四郎兵衛町(第3表⑨)支配人龜屋門次郎病死、跡役に綿屋藤七を任ずる。
○享和元年(一八〇一)三月、白髮町抱屋敷(第3表①②)家守池田屋太兵衛退役、跡役に大和屋幸右衛門を任ずる。
○文化四年(一八〇七)四月、備後町四丁目抱屋敷(第2表⑭)家守布屋権兵衛の跡役に権兵衛三郎を任ずる。
○文化四年(一八〇七)五月、高麗橋一丁目三ヶ所抱屋敷(第2表⑦～⑨)家守渡辺新右衛門退役、跡役に中西庄右衛門を任ずる。
○文化七年(一八一〇)一月、高麗橋一丁目三ヶ所抱屋敷(第2表⑦～⑨)家守中西庄右衛門退役、跡役に木村弥三兵衛を任ずる。
○文化一年(一八一四)七月、白髮町抱屋敷(第3表①②)家守大和屋藤九郎退役、跡役に大和屋茂兵衛を任ずる。
○文化二年(一八一六)閏八月、備後町四丁目抱屋敷(第2表⑭)家守布屋権三郎退役、跡役に中西助四郎を任ずる。
○文政四年(一八二一)一〇月、備後町四丁目抱屋敷(第2表⑭)家守中西助四郎の跡役に養子助四郎を任ずる。
○文政五年(一八二二)六月、四郎兵衛町(第3表⑨)支配人綿屋藤七死去、跡役に惣右衛門改名藤七を任ずる。
○文政六年(一八二三)三月、高麗橋一丁目三ヶ所抱屋敷(第2表⑦～⑨)家守木村弥三兵衛病死、跡役に中西庄右衛門を任ずる。
○文政六年(一八二三)五月、京町堀四丁目抱屋敷(第2表⑫⑬)家守万屋七兵衛死去、跡役に小野平五郎を任ずる。

3 大坂両替店による家守の統轄

三井大坂両替店が日常的に家守たちをどのように管理・統轄したかということを、制度として窺うことができる史料は多くない。1節で述べた家守請状もその手掛かりの一つであるが、家守請状についてとりあえず留意しておきたいのは、現存する大坂の抱屋敷の家守請状（その大半が京都在住の三井家同族を宛先とするものであり、大元方持抱屋敷の家守請状も含まれている）はいずれも大坂両替店において保管されてきたものであること。この事は勿論、大坂両替店が大坂における抱屋敷管理を一括的に担当していたことの結果であると言えよう。

本節では三井の家守に対する管理・統轄の在り方を検討する。まず(一)家守管理の制度化（集団化）の度合を、江戸における抱屋敷の家守管理と比較検討し、続いて(二)別家・世襲を媒介にした掌握のあり方にについて検討したい。

(一) 集団としての掌握の未進展

江戸の抱屋敷の場合、未だ十分な検討はなしえていないのだが、とりあえず、以下の諸事実を家守管理の特色として注目すべきこととして挙げることができる。⁽¹⁾①家守全員が守るべき統一的な明文化された規則としての「家方式目」、「家方申渡」が存在すること、⁽²⁾②年に一度、家守全員を集めて供応の儀式を行なうこと、⁽³⁾③また八郎右衛門が江戸に向した際には家守全員と対面の儀式を執り行なうこと、⁽⁴⁾④家守の中に「家方役」と呼ばれる、家守中を統轄すると見られるものが存在することなど。これらから、江戸の場合、家守を集団としてとらえ、管理・統轄にかれらの横のつながりを利用しようとする指向・特色を見いだすことができる。

これに対して大坂の場合、固有な「家方式目」のような規則は見られず、また江戸を念頭に置いて作られたと見られるこの「家方式目」が大坂の家守たちに読み聞かせられていたかどうかについても確認できない。

家守全員を集めての供応については、「永録」につづのよろな記事を見いだすことができる。（傍線筆者）

〔史料8〕⁽⁵⁾

享和二年戊正月

一 抱屋敷家守是迄店へ相招一飯振廻候事も無之候所、江戸表は抱屋敷家守中一統振舞在之由兼而承之、近來当地抱屋敷追々相增候ニ付は一同相招候ハ、惣体励ニモ可相成哉ニ付、右之趣京都へも及相談候處、元方へも被申出隨分相招可然候段申来候ニ付、當正月店節祝之節左之人数相招候、尤元方持家守之分は振舞料目録へ付出候様ニ有之候。

高麗橋壱丁目	加東藤助	大和屋幸右衛門
玉水町	小野十右衛門	白髮町
京町堀四丁目	渡辺新右衛門	奈良屋町
備後町四丁目	竹屋久兵衛	升屋吉兵衛
平野町壱丁目	万屋七兵衛	山本町
江戸堀武丁目	布屋権兵衛	古手町
麴町	日野屋藤兵衛	江戸堀壱丁目
斎藤町	四郎兵衛町	堂島壱丁目
岡田町	伏見町	長浜屋平助
梶木町	辻井助右衛門	綿屋藤七
	メ 大坂店持	加賀屋佐七
		日野屋弥兵衛
		和泉屋長兵衛
		井筒屋嘉兵衛

此外ニ富島武丁目、堂島中武丁目家守も加入方持ニ候得共、序ニ相招候事

(追記)

右家守振舞候儀、文化三寅年迄相招候處、同年三月江戸大災ニ付御僕約中相止有之候事、同八未年御僕約免候ニ付、同九年年以前之通相招候處、同十四年當地御用金被仰出、騒々敷候ニ付及遠慮、又々相止申候事

この史料において注目したいのは、次の二点である。

- (1) 大坂において家守全員に対する供應は、享和二年（一八〇一）に、江戸での慣例をまねて始められたこと。
- (2) しかし、追記の部分にあるように、文化四年（一八〇七）から同八年まで中絶、同九年に再開されたが再び同一〇年から中絶したこと。

右の史料では大元方持抱屋敷の家守の分の振舞料については、大元方持の抱屋敷勘定目録に付け出すように記されているが（傍線部）、実際に大元方持の抱屋敷勘定目録を見れば、享和二年から文化三年、また文化九年の上期の勘定目録には、家守に対する「節振舞入用」の支出が記されている。⁽⁶⁾ しかし文化一〇年以降は見られなくなる。結局家守全員を招いて行なう供應は、大坂においては定着をみなかつた。

総じて大坂においては、家守を集団としてとらえ、家守のよこのつながりを利用してかれらを管理・統轄しようとする指向は弱いと言えよう。これは一つには、江戸と大坂における家守の員数のちがいによるものと考えられる。三井江戸両替店の「永要録」によれば寛政九年（一七九七）六月に八郎右衛門（高祐）が江戸に下向した際に參集した家守は九人であったのに対し、同年の大坂の家守は大元方持抱屋敷・大坂両替店持抱屋敷を併せても二一人に過ぎない。江戸の場合、家守の管理・統轄のためには家守を集団としてとらえ、制度をつくることが不可欠だつたらうし、逆に大坂の場合、家守の員数は個別的に監視の目が届く範囲であつたとも言える。

もう一点留意したいのは、家守側の問題すなわち家守が集団化しうる条件の有無である。江戸の場合、家守が家守中として集団化する際の根拠・相似点（共通利害の基盤）として、銘々が所有する「家守株」の存在が挙げられるのではないか。大坂ではこのようなものは見出せないのであり、家守の側としても、「家守中」という形でまとまるることは困難であったのではないかと考える。

以上の江戸との対比をふまえれば、大坂における抱屋敷家守に対する管理・統轄の方式は、江戸のような集団的把握の制度化は進んでおらず、大坂両替店とその構成員である代判人が家守を個別的に掌握するかたちをとっていると言えるであろう。

(2) 別家・世襲を媒介にした統轄

次に、越後屋の屋号を持つ家守と、持たない家守の違いと共通性を踏まえて、両者に対する個別的な掌握・統轄の在り方をみてみたい。

越後屋の屋号を持つ家守の場合、三井の側は、本家—別家関係という縁にもとづく三井への帰属意識をてこにして家守を安定的に押さえようとしていると言えよう。家守との関係の安定化は、町との関係の安定化の前提である。

これに対し、越後屋の屋号を持たない家守の場合、別家手代のような本家—別家関係に基づく忠誠心はのぞむべくもない。ただそのような中でも家守の世襲については、家守の側でそれが可能であるならば、三井の側でも原則的に認めていたものと考えられる。例えば第2表、第3表の文化五年（一八〇八）の家守について見るならば以下のよな事例を拾うことができる。

○竹屋久兵衛〔玉水町抱屋敷（第2表⑩⑪）の家守〕……文政七年（一八二四）二月に病死するが、桦岩藏が久兵衛と改名して引き続き家守を勤める。⁽⁸⁾

○万屋七兵衛〔京町堀四丁目抱屋敷（第2表⑫⑬）の家守〕……文化六年（一八〇九）三月に退役するが、桦七兵衛が引き続き家守を勤める。⁽⁹⁾

○大和屋幸右衛門〔白髪町抱屋敷（第3表①②）の家守〕……文化五年（一八〇八）一一月に死亡するが、桦藤九郎が引き続き勤める。⁽¹⁰⁾

○綿屋源兵衛「奈良屋町抱屋敷（第3表③）の家守」……文化六年（一八〇九）六月に退役するが、養子惣源助が引き続⁽¹¹⁾き家守を勤める。

○升屋善左衛門「山本町抱屋敷（第3表④）の家守」……文化六年（一八〇九）一月に退役するが、惣善次郎が善左衛門と改名し、引き続⁽¹²⁾き家守を勤める。文化一五年（一八一八）二月には姉婿伊兵衛改名善右衛門に引き継いでいる。

○長門屋伊右衛門「古手町抱屋敷（第3表⑤）の家守」……安永八年（一七七九）から同抱屋敷の家守を勤めた長門屋伊右衛門の惣⁽¹³⁾。

○竹屋甚右衛門「江戸堀二丁目抱屋敷（第3表⑥⑦）の家守」……先家守竹屋又兵衛の惣⁽¹⁴⁾。文化四年（一八〇七）八月から跡を引き継ぎ家守を勤める。

○長浜屋平助「堂島新地一丁目抱屋敷（第3表⑧）の家守」……安永九年（一七八〇）から同抱屋敷の家守を勤めた長浜屋小兵衛の惣⁽¹⁵⁾。

○綿屋藤七「四郎兵衛町（第3表⑨）支配人」……文政五年（一八二二）に病死するが、惣覺右衛門が藤七と改名し跡支配人となる。⁽¹⁶⁾

○和泉屋長兵衛「富田屋町抱屋敷（第3表⑫⑬）の家守」……死後（年不詳）惣季助が長兵衛と改名し跡家守となる。⁽¹⁷⁾
○湊屋幸助「百間町抱屋敷（第3表⑯⑰）の家守」……文政七年（一八二四）正月に病死するが、同人兄新助養子武兵衛が引き続⁽¹⁸⁾き家守を勤める。

このように越後屋の屋号を持たない家守についても、世襲の容認という言わば家守を家として把握する方策によって家守との安定的な関係の形成が図られようとしていることは指摘できる。

しかし、このような事例の一方で三井の側が家守の世襲を認めたが、町の側がこれを否認している事例のあることが

注目される。次の史料は、天保一三年（一八四二）九月、大坂両替店持山本町抱屋敷（第3表④）の家守交替の事例である。

〔史料9〕⁽¹⁹⁾

九月五日

一 山本町家守是迄河内屋十助相勤居候處、当春致病死候ニ付、右伴ニ預ケ置候處、丁内差支申来候ニ付、跡家守町内江談合、升屋喜助と申仁実体成由ニ付相談之上、喜助取極、今五日一札相済候處、左之通（後略）

大坂両替店では、先家守河内屋十助の伴に跡家守を勤めさせようとしたが、町のほうから「差支」を言つてきたのの方針をかえ、町との相談によつて跡家守を升屋喜助に決めている。世襲により家守を安定的に掌握しようという三井の意図より、町の意志のほうが、実際に優先していることが見て取れる。

以上、大坂における三井の家守統轄は、集団としての制度的な掌握は進んでいないが、個別的に本家—別家関係や世襲・相続をてここに、家守を家として安定的に掌握することを主軸にしているものといえよう。

（1）「家方式目」「家方申渡」（三井文庫所蔵史料 続一四六四—二）。

（2）江戸の抱屋敷勘定目録の中で最も古い「安永四末春季四拾ヶ所宿舎勘定目録」（三井文庫所蔵史料 続五九四五—六）には、すでに「金拾六両毫分・銀拾毫匁四分七厘 家守中椀飯入用」という支出項目が見られる。また大坂両替店の「日記録」（三井文庫所蔵史料 本四四）の天明四年（一七八四）正月二七日の記事に、江戸両替店から京両替店にあてた正月一九日付の書状の写しがあり、その中に「例年來ル廿八日家主中西^(カ)官方江椀飯ニ相招候得共、去年中^カ之世相ニ付當年は見合」と述べられていることから、天明四年にはすでに「例年」の正月の行事になつていることがわかる。

- (3)、(4) 「永要錄」(三井文庫所蔵史料 本三九九) の寛政九年(一七九七) 六月六日の記事。
- (5) 「永錄」(三井文庫所蔵史料 本一一九)。
- (6) 「家方目録控」(三井文庫所蔵史料 本一七六一)。
- (7) 「永要錄」(三井文庫所蔵史料 本三九九)。
- (8) 「永錄」(三井文庫所蔵史料 本一一〇)。
- (9)、(10)、(11)、(12) 「永錄」(三井文庫所蔵史料 本一一九)。
- (13) 「家方要用留」(三井文庫所蔵史料 別二二四四一四)。
- (14) 「永錄」(三井文庫所蔵史料 本一一九)。
- (15) 「家方要用留」(三井文庫所蔵史料 別二二四四一四)。
- (16) 「大坂家方諸用留」(三井文庫所蔵史料 別一五七八)。
- (17) 「(和泉屋きせ) 変宅ニ付家附物下与願」(三井文庫所蔵史料 続六五八九一一六)。
- (18) 「永錄」(三井文庫所蔵史料 本一一〇)。
- (19) 「永錄」(三井文庫所蔵史料 本一一一)。

4 家守に対し与えられる利得・収益

本章の最後に、三井の抱屋敷の家守が、家守を勤めることによって三井から与えられる収益・利得について検討しておきたい。それらは三井にとって家守掌握の手だとしてとらえられる。

かつて筆者は、大坂において家守が得る利益について、(1)直接的な利益として①家持から与えられる家守給、②新規に引っ越してきた借家人から取る樽代、(2)個別町における様々な祝儀の割り前、(3)間接的な利益として、有力な商業資本と結び付きを得ることにより金融的なつながりや営業上の信用を得ること等をあげた⁽¹⁾。ここでは、(1)家守給の問題を中心に検討し、(2)家守に対する貸付け、(3)合力銀についても事例を紹介して見たい。

三井大坂両替店の抱屋敷管理と代判人・家守（西坂）

第6表 大元方持抱屋敷の家守給（文化5年）

抱屋敷所在地（家守）	(A) 家守年給	(B) 表間口 1間あたり	(C) 収入見積り
斎藤町 ㉙～㉚ (*岡田十助)	銀 勵 500	勵 12.3	貫 勵 (11,069.1)
江戸堀二丁目・麴町 ㉑～㉒ (*金房孫市)	423	8.8	(10,232)
京町堀四丁目 ㉑㉓ (万屋七兵衛)	400	—	(8,806.6)
平野町一丁目 ㉖～㉗ (日野屋藤兵衛)	215	8.4	(9,816)
玉水町 ㉑㉒ (竹屋久兵衛)	129	4.8	(5,629.85)
高麗橋一丁目 八百屋町角屋敷 ⑦ (中西庄右衛門)	129	9.9	(3,480)
高麗橋一丁目本店 隣屋敷・同北側 ⑧⑨ (同上)	129	16.9	(1,650)
備後町四丁目 ㉔ (布屋権三郎)	107.5	13.4	(2,417)
梶木町 ㉙ (辻井助右衛門)	107.5	15.1	(1,982)
高麗橋一丁目北側 ⑥ (*加東藤助)	107.5	15.9	(1,327.3)
高麗橋一丁目本店 のうち二軒役分 ④ (同上)	107.5	17.2	(—)

出所) (A)「家方目録控」(三井文庫所蔵史料 本1761)。

(C)「文化五戌辰五月改大坂抱屋敷之控・元方持」(三井文庫所蔵史料 追699-1)。

- 注) 1. 抱屋敷所在地欄の数字は第2表の抱屋敷番号を示す。
 2. 第2表①～③⑤の抱屋敷（小野十右衛門が家守を勤める抱屋敷）については「家守給」という名目の記載がない。
 3. 家守欄の*印は代判を兼ねているものを示す。
 4. (C)欄は「地代」「宿賃」に「汚代」を加えたもの。「町儀入用」は差し引いていない。
 5. 京町堀四丁目⑫・⑬については浜地部分の間数が不明のため(B)を算出しなかった。
 6. 高麗橋一丁目④については、「地代」等が①～③⑤と一括されているため(C)を算出しなかった。

(一) 家守給 まず確認しておくのは、すでに述べたように、三井の家守請状には、家守給を定めた条項があり、家守給は契約によって定められ、町屋敷経営の収益の状況とはかかわりなく、定額が維持されるものであることである。以下、家守給について三点ほど検討する。

(1) 大元方持抱屋敷と大坂両替店持抱屋敷の家守給の比較について。第6表、第7表は大元方持抱屋敷、大坂両替店持抱屋敷の家守について、(A)家守の一年分の給たりの家守給換算額、(C)支配抱屋敷から家守が取り立てる額についての三井側の見積りを記したもの

第7表 大坂両替店持抱屋敷の家守給（文化5年）

抱屋敷所在地	(家守)	(A)家守年給	(B)表間口 1間あたり	(C)収入見積り
四郎兵衛町	⑨ (支配人・綿屋藤七)	430	8.7	貫匁 (16,405.6)
富田屋町	⑫⑬ (和泉屋長兵衛)	301	6.4	(11,819.04)
白髪町	①② (大和屋幸右衛門)	215	7.8	(8,808)
吉野屋町	⑭～⑯ (井筒屋嘉兵衛)	172	9.1	(6,939)
堂島新地一丁目	⑧ (長浜屋平助)	172	17.2	(4,917.8)
平野町一丁目	⑪ (塩屋次兵衛)	129	8.1	(5,878)
江戸堀一丁目	⑥⑦ (竹屋甚右衛門)	129	6.5	(2,954.6)
奈良屋町	③ (綿屋源兵衛)	129	10.2	(2,186.2)
古手町	⑤ (長門屋伊右衛門)	100	12.7	(2,299.4)
百間町	⑮⑯ (湊屋幸助)	100	10.0	(—)
山本町	④ (升屋善左衛門)	86	10.8	(1,364.7)
伏見町	⑩ (加賀屋佐七)	66.5	10.4	(1,302)

出所) (A)「文化五戊辰從正月閏六月迄當店持抱屋敷拾式ヶ所勘定目録」(三井文庫所蔵史料 総6162-1), 「文化五戊辰從七月十二月迄當店持抱屋敷拾式ヶ所勘定目録」(三井文庫所蔵史料 総6163-1)。

(C)「文化五戊辰五月改大坂抱屋敷之控・大坂店持」(三井文庫所蔵史料 追699-2)。

- 注) 1. 抱屋敷所在地欄の数字は第3表の抱屋敷番号を示す。
 2. (C)は「宿質」に「汚代」を加えたもの。「町儀入用」は差し引いていない。
 3. 四郎兵衛町⑨は「支配料」の名目になっている。

大元方持抱屋敷と大坂両替店持抱屋敷を比べてみると、大元方持抱屋敷の家守九人のうち六人（中西庄右衛門・加東藤助を含む）の年給が銀二〇〇目をこえるのに対し、大坂両替店持抱屋敷の家守一二人のうち銀二〇〇目をこえるのは三人に過ぎず、大元方持抱屋敷に高い給銀をとる家守が多いことがわかる。
 しかしながら、第6表、第7表からは、家守給の多寡(A)は、だいたいのところで抱屋敷からの上がり高の多寡(C)に相応していることが看取れるので、大元方持抱屋敷と大坂両替店持抱屋敷の家守給の差は、基本的に抱屋敷からの上がり高の差、ひいては第1図で見られるような抱屋敷の立地条件の差によるものと考えられるだろう。第6表、第7表のところどろに見える①家守給の序列に対する抱屋敷からの上がり高の序列の不整合合である。

三井大坂両替店の抱屋敷管理と代判人・家守（西坂）

第8表 大元方持抱屋敷の家守年給の変遷

抱屋敷所在地	明和7年 (1770)	文化5年 (1808)	文政12年 (1829)
斎藤町 ㉙～㉚	銀匁 500	銀匁 500	銀匁 500 麹町分のみ (333)
江戸堀二丁目・麹町 ㉖～㉗	322.5	423	
京町堀四丁目 ㉫㉬	500	400	400
平野町一丁目 ㉯～㉯	215	215	215
玉水町 ㉩㉪	129	129	129
高麗橋一丁目八百屋町角屋敷 ⑦	107.5	129	129
高麗橋一丁目本店隣屋敷・同北側 ⑧⑨	107.5	129	129
備後町四丁目 ㉔	107.5	107.5	107.5
梶木町 ㉙	107.5	107.5	107.5
高麗橋一丁目北側 ⑥	107.5	107.5	107.5
高麗橋一丁目本店のうち二軒役分 ④	107.5	107.5	107.5

出所) 「家方目録控」(三井文庫所蔵史料 続777, 本1761)。

(第6表の京町堀四丁目と平野町一丁目、第7表の奈良屋町と古手町など) や、②同額の家守給を取る家守について見た場合の支配抱屋敷の表間口一間当たりの家守給、抱屋敷の上がり高のばらつき(第6表の玉水町と高麗橋一丁目八百屋町角屋敷、第7表の江戸堀一丁目・奈良屋町など)に着目すれば、家守給については、三井の側に統一的な算定基準のようなものを認めることは難しく、むしろ家守給の水準は各町の相場の額に規定されていたものと言えるのではないか。

(2) 家守給の年代的変遷について。第8表は文化五年(一八〇八)の大元方持抱屋敷のうち、抱屋敷勘定目録から家守給がわかる上限の明和七年(一七七〇)から、下限である文政一二年(一八二九)まで持ち続けられている抱屋敷について、明和七年と文政一二年の年給を比較したものである。また第9表は、同様に文化五年の大坂両替店持抱屋敷のうち、抱屋敷勘定目録から家守給がわかる上限の天明五年(一七八五)から、幕末まで持ち続けられている抱屋敷について、天明五年(一七八五)と文政一二年(一八二九)、さらに慶応三年(一八六七)の年給を比較したものである。両表より、家守給の額については、一八世紀末から一九世紀半ば過ぎまで大きな変化が見られないことがわかる。

(3) 江戸の家守給との比較について。第10表は文化五年の江戸両替店

第9表 大坂両替店持抱屋敷の家守年給の変遷

抱屋敷所在地	天明5年 (1785)	文化5年 (1808)	文政12年 (1829)	慶応3年 (1867)
四郎兵衛町 ⑨	銀々匁 430	銀々匁 430	銀々匁 430	銀々匁 430
富田屋町 ⑫⑬	—	301	301	301
白髪町 ①②	215	215	—	—
堂島新地一丁目⑧	172	172	172	172
江戸堀一丁目 ⑥⑦	129	129	129	—
奈良屋町 ③	129	129	129	172
古手町 ⑤	100	100	100	—
百間町 ⑯⑯	—	100	100	—
山本町 ④	86	86	86	—

出所) 「天明五乙巳年從七月十二月迄當店持抱屋敷九ヶ勘所定目録」(三井文庫所蔵史料 続6112-2), 「文政十二己丑年從正月六月迄當店持抱屋舗八ヶ所勘定目録」(同 続6204-1), 「文政十二己丑年從七月十二月迄當店持抱屋舗八ヶ所勘定目録」(同 続6205-1), 「慶応三丙寅年從正月六月迄當店持抱屋舗八ヶ所勘定目録」(同 続6279-1), 「慶応三丙寅年從七月十二月迄當店持抱屋舗八ヶ所勘定目録」(同 続6280-1)。

注) 1. 抱屋敷所在地欄の数字は第4表の抱屋敷番号と同一。

2. 四郎兵衛町⑨は「支配料」の名目になっている。

持抱屋敷の家守給および文化五年の地代・宿質上がり高〔地代宿質取立高〕をまとめたものである。取得の経過・意図など抱屋敷群としての性格が共通する大坂両替店持抱屋敷群の家守給(第7表)と比べてみる。江戸の家守給(一年分)は、金一両を銀六〇匁に換算して、平均四〇六匁で、表間口一間当たり五五匁一分となる。大坂のそれは銀一七四匁六分(表間口一間当たり九匁)であり、江戸に比べて格段に安いことが明らかである。これに加えて、江戸においては、抱屋敷の下肥代が家守の収入となるのに対し、大坂では家持側の収入となることも併せれば、格差はさらに広がる。三井の江戸両替店持抱屋敷の家守給と大坂両替店持抱屋敷の家守給の差は、江戸と大坂の家守の存在形態の差の一面を端的にあらわすものと考えられる。⁽³⁾

江戸と大坂の家守の違いは、右に述べた家守給の差(江戸は高く、大坂は低い)のほかに、家守株の有無(江戸には有り、大坂には無い)などが挙げられるが、これらの違いについては、江戸と大坂の家守の社会的需要の

三井大坂両替店の抱屋敷管理と代判人・家守（西坂）

第10表 江戸両替店持抱屋敷の家守給（文化5年）

抱屋敷所在地	家守年給	表間口 1間あたり	地代宿賃取立高
新下谷町	銀 勘 810	勘 41.5	(6,530.2)
本船町	720	90.0	(15,112.6)
小網町一丁目拾間毫尺口	720	70.8	(8,618.6)
小田原町二丁目	630	96.9	(5,837.6)
南鞘町	540	60.0	(5,186.6)
麹町一丁目	540	59.2	(4,826.8)
本材木町二丁目	480	96.0	(4,193.7)
鍋町北横町	450	46.2	(4,328)
小網町一丁目六間口	390	65.6	(4,097.6)
小網町三丁目	360	45.0	(5,855.2)
本八丁堀三丁目	360	45.0	(4,326.3)
佐賀町八間二尺二寸口	360	43.0	(2,605.7)
喜左衛門町	360	36.0	(2,421.7)
長崎町一丁目	330	34.3	(1,919.5)
瀬戸物町	300	66.7	(3,336.9)
新銀町	300	60.0	(2,238.2)
甚左衛門町	280	60.0	(2,810)
馬喰町	240	80.0	(1,264.9)
小伝馬町	240	62.6	(1,661)
南鍛冶町	240	60.0	(1,954.1)
横大工町	240	60.0	(2,444.5)
靈岸島汐町	240	32.7	(1,205.9)
佐賀町五間半口	210	38.2	(1,875.7)

出所) 「文化五辰春季江戸店持式拾四ヶ所宿賃勘定目録」(三井文庫所蔵史料 続6002—6), 「文化五辰秋季江戸店持式拾五ヶ所宿賃勘定目録」(三井文庫所蔵史料 続6003—7)。

注) 金1両=銀60匁として換算している。

差の反映としてとらえられるべきものであろう。その社会的需要の差のよってきたるところについては、とりあえず、不在家の展開度合いの差(江戸では居付の家持が払拭されるが、大坂ではそれほどではない)と考えておきたい。⁽⁴⁾

け

(二) 家守に対する貸付

三井の抱屋敷の家守になることによって得られるメリットの一つとして、三井から資金の貸付けを受けられることが挙げられる。ここではその

事例を紹介する。次の史料は、大坂両替店持の白髪町の抱屋敷（第3表①②）家守大和屋茂兵衛（大坂本店退役大和屋幸右衛門跡、越後屋の屋号を持つ家守に準ずる）が、貸付けを受けた際に、大坂両替店に差し出した証文である。

〔史料10〕⁽⁵⁾

拝借仕銀子之事

一 合銀壹貫目也

右之銀子扇子先仕込銀、御家守給之内、慥拝借仕候所更正也、御返納之義は節季毎ニ三拾匁ツ、差入可申候、聊相違無御座候、為後日拝借銀子証文依而如件

文政八年酉三月

大和屋茂兵衛印
同伴源兵衛印

三井御本家様
御店中様

この史料において注目されるのは、①家守給から返済がはかられていること、言うなれば家守給を担保とした借金であること、②額が銀一貫目と多額であること、③しかも年に銀六〇日の返済であるから、返済期間は一七年と長期にわたり、かつ利子も規定されていないことなど、借り手の側からすれば、かなり有利な借金であると言えよう。
もう一例、三井と本家—別家関係が認められない家守の事例を挙げたい。大坂両替店持奈良屋町抱屋敷（第3表③）の家守綿屋源助の借金に関する史料である。

〔史料11〕⁽⁶⁾

一 札

一 拝借銀六百目之處、家守給半季ニ御引取被下候ニ付、當時済残四百六外五分ニ相成御座候、然ル処私儀近來難済ニ付、以來春

季分御引取被下、秋季分は何卒御渡被下候様御願申上候處、無撫思召願之通此度々秋季分御渡被下候段、千万難有奉存候、為念一札仍如件

文化七年十二月

三井

助七
善太郎様

編屋源助印

綿屋源助が三井大坂両替店から銀六〇〇日の借金をして、その返済に家守給を以て充てていたのだが、難済のため春季（上期）分のみをその返済に充て、秋季（下期）分家守給は支給するよう願つたところ、それが認められた。本史料はこれについての御礼の一札であり、ここでも家守給から借金の返済がはかられている。また宛先の兩人は大坂両替店の家方役松野助七・中村善太郎である。

〔三〕 家守に対する合力銀

家守に対する個別的な合力の事例として、三井が抱屋敷を売却するに際して、それまで勤めていた家守に、いわば退職の手当として合力銀を与えていた例があるので紹介しておく。

〔史料12〕⁽⁷⁾

覚

一 白銀三拾枚

右は此度御抱屋敷御譲り渡被遊候處、私義年来御家守相勤候ニ付、從京都御店被下置、難有慥頂戴仕候、以上
(文政二二年)
二月廿日

角田善太郎様

金房孫市印

右は文政一二年（一八二九）二月に、大元方持の江戸堀二丁目抱屋敷（第2表⑯⑰）を売却するに際して、代判家守金房孫市（越後屋の屋号を持つ家守）に銀三〇枚（＝一貫二九〇目）が与えられた際の受取書である。これは、同町抱屋敷の家守年給銀二五八匁の五年分に相当する額である。この合力銀については、家守株の端緒的な形としてとらえる考え方もありうるが、ここでは「京都御店」から下された形をとっていることなども考え合わせて、本家—別家関係に基づく合力に準じたものととらえておきたい。他にこの史料については、宛先の両人が、大坂両替店の家方役であることも注目しておく。先にみた家守の借銀の史料〔史料11〕の宛先と併せて見れば、家守に対する恩恵的な貸付けや合力については、大坂両替店の家方役が窓口になつていていることがわかる。

この他、越後屋の屋号を持つ家守だけでなく家守全体を対象とするような合力も見られる。例えば天保四年（一八三三）から翌年にかけて大坂市中の米価高騰に際して、三井は大元方持抱屋敷、大坂両替店持抱屋敷とも抱屋敷の借家人に対して施行を行なっているが、その際、家守が町や借家人といろいろ交渉した労苦に対して、（三井独自の施行を行なわなかつた町も含めて）銀八匁または一六匁を支給しているという事例が挙げられる。⁽⁸⁾

以上の合力の他、抱屋敷の名義変更などに際しては、家守もまた三井の側から祝儀を与えられているのだが、この点についての検討は省略する。

本章での検討は次のようにまとめられる。

- (1) 家守は、家持（名前人）と抱屋敷所在町をつなぐ正規のパイプ役である。大坂両替店の抱屋敷管理も家守を介して

行なわれる。

(2) 三井の大坂の抱屋敷家守は越後屋の屋号を持つものと、持たないものに大別される。前者は大元方持抱屋敷家守に見られる存在で、別家（退役手代およびその子孫）が、三井との本家一別家の関係から家守に任せられている。また代判を兼帶するものも多い。後者は大坂両替店持（と大元方持の一部）に見られるもので、町々からの推舉・斡旋によって家守を勤める事例も存在する。この他、更迭などの問題でも町々は家守の任免に実質的に関与している。

(3) 大坂において家守全体を集団としてとらえ管理する指向は見て取れないが、別家関係を利用したり、家守の世襲を認めることにより、家守との安定的な関係を形成しようとしていることは窺える。

(4) 家守を勤めることによって三井から得られる利得・収益としては、定額の家守給、家守給を担保とした借金、さらに合力などがある。これらは三井にとっては家守掌握のための手段である。

本章での検討に関連して二点ほど付け加えて述べておきたい。

第一に、家守の類型化について。一般的に言えば、家守の性格・位置付けは、A家持＝商人資本の引力、B抱屋敷のある町の側の引力、さらにはC家守自身の経営の自立性、の三要素からはかれるものと思う。本章では、A家持の引力を中心に、B町の側の引力の存在を念頭に置きながら検討を加えてきた（Cの家守の独自の論理については今後の課題としている）。家持を本家とするような商人資本の家組織に強く組み込まれた家守を仮にAタイプ、これに対し商人資本の引力圏から相対的に離れている家守を非Aタイプ、そのうち町の側に取り込まれている家守をBタイプとしよう。そうして見れば、越後屋の屋号を持つ家守グループはAタイプを主とするものであって、越後屋の屋号を持たない家守グループは非Aタイプを主とするものであり、そのうちに少ながらざるBタイプと認定できるものを含むとしてよいであろう。大坂市中の家守一般を対象にして考えた場合でも、比率の問題は明らかにできないが、家守をとらえる際に、A

タイプと非Aタイプ、Bタイプの存在を想定してまちがいはあるまい。

第二に、家守と二章で検討した代判人のちがいについて。以下、四点にわたり代判人と家守を比較してみれば、

- ① 大坂の場合、他国持代判人は家持に代わって宗旨巻に捺印できるが、抱屋敷管理にかかる日常的業務はない。家守は「家支配人」であり抱屋敷管理全般を請け負う。

- ② 三井の場合、代判人はすべて越後屋の屋号を持つ者であるが、家守には他の屋号の者もいる。

- ③ 三井の場合、代判人の請状は見られない。また特別な給料もない。家守は請状を出し、これに定められた家守給を受け取る。すなわち代判人は稼業の範疇ではとらえられないが、家守は稼業の一種であると言える。

- ④ 三井の場合、代判人の選定には、京都の大元方・京西替店が実質的に関与している。一方、家守の任免については、町の側からの実質的関与が見られる。

以上から見れば、代判人は商人資本の家組織に強く取り込まれている存在であり、前述の家守のタイプ分けと考え合わせれば、ことごとくAタイプとして位置付けられる者である。家守の場合に想定した非Aタイプ（およびBタイプ）のような存在は、代判人の場合には考え難いのである。

(1) 拙稿「個別町における家守の位置づけ—文化・文政期の大坂を事例として—」(『三井文庫論叢』一九号) 一八〇・一八一ページ。

- (2) ちなみに家守給の平均は大元方持抱屋敷家守で一人当たり年二六一匁六分、大坂西替店持抱屋敷家守で一七四匁六分になる。大坂の家守給の水準一般を示す史料は多くないが、『守貞漫稿』上巻(東京堂、一九七三年)によれば、大坂の家守給は年に銀二、三枚(銀一枚は四三匁)が相場とされている。これに比べれば三井の家守が得ている家守給は高いといえる。
- (3) ちなみに三井江戸西替店持抱屋敷の家守給は、江戸の他の町屋敷経営の中料に見られる家守給と比べて高いものではな

い。たとえば江戸日本橋町人地における吉田市右衛門家の町屋敷經營の家守給など（渡邊尚志「近世後期関東農村における豪農層の江戸進出」『千葉史学』創刊号、一九八一年、表5参照）。

- (4)拙稿「家主と家持・家守に関する覚書—大坂の町舎の場合—」（東京大学近世史研究会『論集きんせい』10号、一九八七年）四二ページ。
(5)「(家守給先貸証文)」(三井文庫所蔵史料 続六五八九一八)。
(6)「(家守給料秋季分下ヶ渡礼状札)」(三井文庫所蔵史料 続三〇〇一一)。
(7)「(家守金房孫市頂戴銀御礼賀)」(三井文庫所蔵史料 続六五八九一九)。
(8)「天保五年七月元方持御抱屋舗并新田施行目録」(三井文庫所蔵史料 続一五六三一一一七)、「大坂店持抱屋舗施行入用目録」(三井文庫所蔵史料 続六二一四一九)。

四 大坂本店・大坂両替店の家守と出店預り

三井の大坂における抱屋敷群の中で、高麗橋一丁目南側四軒役抱屋敷（第2表①～③）、および高麗橋三丁目抱屋敷（第2表⑮）は、①それぞれ大坂本店、大坂両替店という営業店舗として使用されていること、②前者は元禄三年（一六九〇）から享保九年（一七二四）にかけて、後者は宝永三年（一七〇六）に取得されたという来歴の古さ、において特別な位置を占める。本章ではこの二つの抱屋敷を対象に、三井と町の関係を媒介するものについて検討する。

すでに吉田伸之氏が高麗橋一丁目を事例として述べているように⁽¹⁾、大坂の場合、主人不在の大きな出店には、店支配人（出店預り）が置かれており、これが出店の代表として町人（家持）、家守に準じる形で町の運営にかかわっていた。ここで、まず最初に確認しておかなければならないのは、主人不在の大きな出店には、店支配人が置かれていると同時に、家守もまた存在するという点である。高麗橋一丁目についても、嘉永四年（一八五二）の「家持借家人別判形

「帳」によれば、出店預りを置く町内の大酒店として三井、島田（西替店および蛭子屋）、岩城枡屋が挙げられるのだが、それぞれの出店（出店預り）には、次のように対応する家守を組み合わせることができる。

○三井八郎右衛門出店預り支配人・嘉五郎……………三井八郎右衛門家守・越後屋重右衛門⁽³⁾

○島田八郎左衛門出店預り支配人・信兵衛

○島田八郎左衛門借家蛭子屋八郎左衛門出店預り支配人・伝兵衛

○枡屋九右衛門出店預り支配人・庄右衛門……………枡屋九右衛門家守・松屋甚六

このうち、三井八郎右衛門家守の越後屋重右衛門、枡屋九右衛門家守の松屋甚六については、「家持借家人別判形帳」を見れば、かれらによつて「支配」されていることが肩書きに記されている借家人は見られず、彼らの存在が出店に直接的に対応していることは明らかである。島田については、高麗橋一丁目の町内には島田八郎左衛門出店（西替店）と蛭子屋八郎左衛門出店（呉服店）とがあるが、蛭子屋の出店は島田八郎左衛門の抱屋敷のうちにあるかたちになっているので、両者に対応する家守は島田八郎左衛門家守・紙屋藤右衛門ひとりである。また「家持借家人別判形帳」には「島田八郎左衛門家守紙屋藤右衛門支配借家」と肩書きされた借家人が九戸見られ、出店預りと家守の一対一対応の形にはなつていながら、三井や枡屋の事例を見れば、出店預りと家守の対応関係を認めてよいであろう。以上のような出店預りと家守の併存という事情は、高麗橋三丁目の三井大坂西替店についてもあてはまる。

つまり、主人不在の大きな店舗は、（イ）出店として町と関係を持つと同時に、（ロ）抱屋敷としても町との関係を有するのであって、その関係を媒介するものとして、それぞれ（イ）出店預りと（ロ）家守とが存在する。すなわち左のとおり。

(イ) 「出店」 町との媒介者 || 出店預り
(ロ) 「抱屋敷」 同右 || 家守

本章では、三井の高麗橋一丁目の大坂本店および高麗橋三丁目の大坂両替店について、1家守の存在形態と、2出店預りの存在形態、および両者の関係について検討してみたい。

- (1) 吉田伸之「近世都市と諸闘争」(『一揆[3]一揆の構造』)一九三~一九五ページ。
- (2) 松本四郎「大坂北組高麗橋一丁目家持借家人別判形帳」(『三井文庫論叢』九号)。
- (3) 松本「大坂北組高麗橋一丁目家持借家人別判形帳」三〇九ページには「越後屋重右衛門(三井治郎右衛門家守)」とあるが、これは同三二四ページにあるように「(三井八郎右衛門家守)」とするのが正しい。

1 大坂本店・大坂両替店の家守——小野十右衛門——

(一) 小野十右衛門家と三井

第11表は、高麗橋一丁目南側四軒役抱屋敷(大坂本店)の名前人と代判家守、第12表は高麗橋三丁目三軒役抱屋敷(大坂両替店)の名前人と代判人・家守について、家守に関する記録が最初にあらわれる宝永七年(一七一〇)以降の変遷をあらわしたものである。この二つの表から注目されるのは、大坂本店・大坂両替店の抱屋敷の家守は一貫して、代々小野十右衛門(または重右衛門、以下史料引用以外の場合は十右衛門に統一する)等を名乗る一類によつて兼帶されていたことである。

それでは、この小野十右衛門の一類とはなにものか。第13表は、九代目にあたる小野十作が、先祖代々の履歴につい

第11表 高麗橋一丁目南側四軒役抱屋敷（大坂本店）の名前人・代判家守の異動

年 月	名 前 人	代 判 家 守
宝永 7年(1710)正月	次郎右衛門	〔家守〕〔初代〕重右衛門
寛延元年(1748) 6月	八郎右衛門（高美）	
宝暦 8年(1758) 4月	八郎右衛門（高弥）	〔2代〕小野十右衛門
宝暦14年(1764) 3月		〔3代〕小野左介
明和 7年(1770)正月	八郎右衛門（高登）	〔代判家守〕（十右衛門と改名）
安永 4年(1775)正月	八郎右衛門（高清）	
安永 8年(1779)正月	八郎右衛門（高祐）	
天明 4年(1784) 2月		〔4代〕小野藤次郎
寛政10年(1798)正月		小野平五郎（4代目の叔父）
寛政11年(1799)正月		〔5代〕小野十右衛門
文化12年(1815)12月	八郎右衛門（高雅）	
文政 6年(1823)正月		〔6代〕小野十右衛門
文政 7年(1824) 9月		小野十郎助（5代目が再勤）
文政13年(1830) 2月	八郎右衛門（高満）	
天保 2年(1831) 8月		〔7代〕小野十右衛門
天保 9年(1838) 4月	八郎右衛門（高福）	
慶應 3年(1867) 5月		〔8代〕小野十右衛門

出所) 「家方要用留」(三井文庫所蔵史料 別2244—4), 「大坂家方諸用留」(三井文庫所蔵史料 別1578, 1579)。

宝永 7年の記事については「家有帳」(三井文庫所蔵史料 続6594), 家守の代数については「大阪別家中履歴書」(三井文庫蔵史料 追681—4) の記載による。

注) 高麗橋一丁目南側四軒役抱屋敷は、元禄3年・同8年・享保9年にそれぞれ取得した3か所の隣接した抱屋敷をひとまとめにしたもの（第2表①～③）である。

三井大坂両替店の抱屋敷管理と代判人・家守（西坂）

第12表 高麗橋三丁目三軒役抱屋敷（大坂両替店）の名前人・代判人・家守の異動

年 月	名 前 人	代 判 人 ・ 家 守
宝永 7 年(1710)正月	八郎右衛門	「家守」〔初代〕重右衛門
寛延元年(1748) 6 月	崇 清（高房） 八郎右衛門（高弥）	〔2代〕小野十右衛門 〔3代〕小野左介 （十右衛門と改名）
宝暦 8 年(1758) 4 月		
宝暦14年(1764) 3 月	(八郎兵衛と改名)	
明和 7 年(1770)正月	源右衛門（高雅）	「代判家守」
安永 7 年(1778)10 月		
天明 4 年(1784) 2 月		〔4代〕小野藤次郎
寛政 5 年(1793) 2 月	元之助（高民）	「代判」岡田喜三郎 「代印家守」小野藤次郎
寛政10年(1798)正月		小野平五郎
寛政11年(1799) 2 月		〔5代〕小野十右衛門
寛政12年(1800)閏 4 月	元之助（高経）	
文化 5 年(1808) 8 月		松野助七郎 (市郎兵衛と改名)
文化 9 年(1812)12 月	元之助（高基）	
文化11年(1814) 3 月		
文政 6 年(1823)正月	元之助（高満）	〔6代〕小野十右衛門 小野十郎助
文政 7 年(1824) 9 月		
文政 8 年(1825) 3 月	元之助（高彰）	
文政 9 年(1826)12 月		西村定次郎
文政13年(1830) 2 月	元之助（高彰）	
天保 2 年(1831) 8 月	元之助（高映）	〔7代〕小野十右衛門
天保 4 年(1833) 8 月		
天保 9 年(1838)11 月		中井由兵衛 石島保右衛門
安政 3 年(1856) 5 月	元之助（高淵）	
安政 4 年(1857)12 月	元之助（高生）	
文久元年(1861) 8 月		

慶應元年(1866) 8月		石井与三次郎	↓	[8代]小野十右衛門
慶應3年(1868) 5月				

出所) 第11表に同じ。

て、大元方に差し出した書類の内容⁽¹⁾をまとめたものである。これによれば、初代十右衛門は「幼少ヨリ京都三井御家」に奉公をはじめ、元禄四年（一六九一）大坂店開設の時に下坂、綿店詰を命ぜられ支配役を勤めた者であった。初代小野十右衛門の家守勤めについて他の史料から窺えれば、大元方の「家有帳」⁽²⁾には、宝永七年（一七一〇）の時点に、①高麗橋一丁目南側の「呉服店木綿店相渡置」と記された抱屋敷と、②高麗橋三丁目の「両替店相渡置」と記された抱屋敷が載っているが、この両方にはいずれも「家守 重右衛門」という注記がある。これを初代の小野十右衛門とみて間違いあるまい。

第13表によれば、以後二代、三代、五代、八代は大坂本店に、四代、六代は大坂両替店に奉公したことがわかる。相続のかたちについては、養子をとる場合が多い。つまり大坂本店、大坂両替店に奉公している手代を養子にとり、彼らが店を退役したのち、家守を勤めさせるというケースが多いと言える。

注目されるのは、三十代十右衛門のときに質屋を開業していることである（勿論これ以前にも退役後は何らかの商売を営んでいたものと推測される）。暖簾分けをうけた別家として、小野十右衛門の一家は自らも小営業を営み、家名と家産を相続していくのである。ちなみに高麗橋一丁目の嘉永四年（一八五二）「家持借家人別判形帳」によれば、三井八郎右衛門家守「越後屋重右衛門」は、借家住まいであるが、伴夫婦など同居家族が五人おり、下人・下女あわせて九人を雇用している。⁽³⁾また他の史料によれば、天保年間と安政年間に、小野十右衛門家の手代（三井からみれば又手代）に丸に越の字の暖簾が許されている事例が見いだせる。⁽⁴⁾これは小野十右衛門家の家業が一〇人近い奉公人を使用する程の規模で、自らも別家を分出する程度に経営が安定していたことを示すものと言えよう。

さて、三井の他の抱屋敷の家守との対比において、大坂本店・大坂両替店の家守小野十右衛門を特徴

第13表 小野十右衛門家履歴

[代数] 名 前	三 井 と の 関 係	没 年	備 考
〔初代〕小野十右衛門	幼年より京都三井家へ出仕。大坂に呉服店開設の際、下坂。綿店詰を命ぜられ支配役勤仕。	正徳2年12月（73歳）	
〔二代〕小野十右衛門	大坂本店勤仕。役柄不詳。	宝暦8年4月（70歳）	養子（寺前庄兵衛従弟）
〔三代〕小野十右衛門	大坂本店勤仕。役柄不詳。	天明4年正月（53歳）	二代目実子、質屋開業
〔四代〕小野十右衛門	安永5年より大坂両替店へ勤仕。掌務不詳。寛政6年10月退役。	寛政9年12月（33歳）	養子（小野儀右衛門次男）
〔五代〕小野十右衛門	明和7年より大坂本店へ勤仕。組頭役にて寛政11年正月退役。	天保3年7月（74歳）	養子（市川長左衛門次男）
〔六代〕小野十右衛門	大坂両替店へ勤仕。組頭役にて文化12年5月退役。	（政）文化7年8月（43歳）	養子（海老原次左衛門弟）
〔七代〕小野十右衛門	店表へは勤仕しなかったが、三井家所有の家屋敷の「家主名代人」を勤める。	明治12年5月（77歳）	養子（岸本三左衛門八男）
〔八代〕小野十右衛門	次右衛門名前で本店唐物方へ勤仕。慶応元年10月改名相続。從来大坂両替店の「名代人」を勤め、明治5年為替座開設後も名代人を勤める。	明治6年正月（46歳）	七代目実子
〔九代〕小野十作	治右衛門名前で店抱屋敷の名代を勤め、明治7年4月改名相続。明治10年6月より三井銀行大阪支店へ勤仕。両替課主任にて明治25年12月辞職。三井組所有の抱屋敷名代勤めは前代同様。	—————	養子（小野儀右衛門長男）

出所) 「大阪別家中履歴書」(三井文庫所蔵史料 追681-4)。

注) 〔四代〕は、「日記録」(三井文庫所蔵史料 本44~51), 「永録」(三井文庫所蔵史料 本118, 119)などの天明~寛政期の史料では、「藤次郎」と呼ばれている。

づけるものの一つは、家守給の代わりに「合力銀」を受けていることであろう。すでに大元方持抱屋敷勘定目録の検討の際にみたように、小野十右衛門に支給される合力銀は、半年に銀五三七匁五分（一年で銀一貫〇七五匁）になる。これは第6表および第7表に示した家守給と比べ、格別に高い額である。後述するように、小野十右衛門の勤めた仕事は基本的には家守としての勤務の範囲を出るものではなかつたと考えられるのであり、「合力銀」という名称および額の大きさの根拠としては、①小野十右衛門家が家守を勤める抱屋敷が、三井にとって大坂において最も重要な抱屋敷、すなわち大坂本店・大坂両替店が置かれている抱屋敷であるという点と、②その家守を三井の大坂進出の当初から勤めていたという由緒の古さのうちに求められるべきと考へる。

次の史料は、天明四年（一七八四）に小野十右衛門（三代）の病死によりその養子小野藤次郎（四代）が、大坂本店・大坂両替店の置かれている抱屋敷の家守（代判兼帶）を勤めることになつた際に、差し出した一札に関する記事である。⁵⁾

〔史料13〕⁽⁵⁾

越後屋藤次郎三ヶ所代判家守一札先達而取置可申処、此節調印左之通

一 高麗橋壹丁目家屋敷

壳券元祿銀武拾三貢目

表口六間半三尺武寸

裏行式拾間五尺

一 高麗橋壹丁目家屋敷

壳券元祿銀六貫五百目

表口式間五尺

但式軒役

一 右同所家屋敷
壳券享保銀七貫五百目

表口式間半毫尺五寸
裏行式拾間五尺
但毫軒役

三井大坂両替店の抱屋敷管理と代判人・家守（西坂）

一 本韌町家屋敷

表口武間
裏行拾三間三尺

但壱軒役

壳券元禄金六拾両

但壱軒役

メ四ヶ所

右之家屋敷代判家守私江被仰付即相勤籠在候、何時ニモ代判家守御仕替被遊候節は御差図次第無違乱譲渡可申候、勿論代判家守相勤籠在候内家質又は書入等ニも差入申間敷候、為其一札如件

天明四年辰二月

越後屋藤次郎印
母 まち 印

八郎右衛門様

一 札

表口九間半三寸五歩

裏行武拾間

但三軒役

一 高麗橋三丁目家屋敷老ヶ所
壳券二宝銀三拾八貫目

一 高麗橋三丁目家屋敷老ヶ所
壳券二宝銀三拾八貫目

右之家屋敷代判家守私江被仰付即相勤籠在候、何時ニモ代判家守御仕替被遊候節は御差図次第無違乱譲渡可申候、勿論代判家守相勤籠在候内家質又は書入等ニも差入申間敷候、為其一札如件

天明四年辰二月

越後屋藤次郎印
母 まち 印

源右衛門様

冒頭の事書きからこれらの一札が、三井において「代判家守一札」とよばれるものであることがわかる。これらは抱屋敷名前人に宛て出されたものであるがその内容は、家質または書入といった抱屋敷代判家守の地位を悪用した不正を

防ぐためのものであった。したがって具体的な機能等については述べられていない。このほかには、代判家守小野藤次郎が就任に際して三井に差し出した証文、家守請状の類は見いだしていない。

そこで小野十右衛門家と三井の関係、および代判家守としての機能を検討する別の手掛かりとして、小野藤次郎の家守就任の事情を記した、大坂両替店の「日記録」の天明四年（一七八四）閏正月二五日の記事を検討したい。（傍線筆者）

〔史料14〕⁽⁶⁾

一 高麗橋壱町目四軒役本朝町壱軒役高麗橋三町目三軒役代判家守是迄小野十右衛門相勤候處、同人義當正月廿三日致死去候付、
跡家守伴藤次郎へ是迄之通被仰付被下、尤家守相勤候而も外家守ト違平生格別用事も無^a、未若輩者ニ御座候得は旁藤次郎儀
は矢張是迄之通御召仕被下候様小野平五郎^bと両店へ相願候付、家守之儀は本店申談差支無之候、藤次郎矢張勤仕之義は此節無
人之事ニも有之旁暫出勤為致候様内談相究メ、京都へも相伺候處、家守之義は勝手ニ可申付旨且藤次郎出勤之儀は暫之事ニ候
ハ、苦かる間敷旨返答申來り候付、今夕於當店支配人已上并岡田彦次郎立会之上左之通

小野藤次郎

右父十右衛門先達而病死付、同人相勤候通三ヶ所代判家守被仰付、御合力等も是迄之通被下候、尤親類内^c頗且當
店も此節無人旁先暫之内は是迄之通店出勤仕候様、不申及店用向并家守用共諸事入念大切ニ相勤可申旨、且又年來
之家跡付右之通被仰付候間、向後方事相慎弥心違之義不仕様申付候事

右之通申付候、尤代判家守替之義は近々町々る申來り候上書物等差出シ、夫々代判家守替相調候積ニ候事

すなわち右の事情を再説すれば、天明四年（一七八四）正月二三日に、小野十右衛門（二代）が死亡、養子藤次郎（第13表の没年から逆算すれば當時一九歳）が跡を継ぐことになるのだが、藤次郎は當時大坂両替店に奉公に上がっていたため、これを退職させるかどうかが問題になつた。藤次郎の親類（叔父）であり、大坂両替店の別家（安永八年に支配

役で退職）である小野平五郎からの願いや、大坂両替店が人手不足であることから、藤次郎が大坂両替店に出勤しながら大坂本店および大坂両替店の置かれた抱屋敷の家守（代判兼帶）を勤めることが認められ、その旨が藤次郎に申し渡された。この史料で注目されるのは、以下の三点である。

(1) 跡家守決定のための了承の取り付けの手続きについて。①「家守之儀は本店申談差支無之候」とあるように、まず大坂本店の合意が取られている（傍線b）。これは該家守が本店の置かれた抱屋敷の家守でもあることによる。②さらにな京都の意向を伺っているのだが、これに対しては「家守之儀は勝手ニ可申付」というのが京都からの返答であり（傍線c）、大坂本店・大坂両替店が置かれている抱屋敷であっても、家守については大坂両替店側の裁量に委ねられていることがわかる。

(2) 跡家守就任が、大坂両替店の支配役以上と岡田彦次郎⁽⁷⁾の前で申し付けられるという儀式ばった形をとつて行なわれていること（傍線d）。これは他の家守の就任の場合には例を見ないもので、これも大坂本店・大坂両替店の置かれた抱屋敷の家守という特殊な地位によるものと考えられる。また藤次郎に対する家守役申渡しの中で、小野十右衛門家が「年来之家跡」（傍線e）と述べられていることにも注意しておきたい。これは、小野十右衛門家が単に古い別家というだけでなく、大坂本店・大坂両替店の置かれている抱屋敷の家守を代々勤める「年来之家」として位置付けられていると考えたい。⁽⁸⁾

(3) 大坂本店・大坂両替店の置かれた抱屋敷の家守の仕事を窺う上で特に興味深いのは、「尤家守相勤候而も外家守ト違平生格別用事も無之」という記述である（傍線f）。先に家守の職務については、(1)本来ならば家持が個別町・大坂町奉行所に對して勤めなければならない義務、(2)借家人からの家賃の取集めを主とする町屋敷經營に関する業務、の二つの代行（および(1)家持と個別町・大坂町奉行所、(2)家持と借家人を結ぶパイプ役）に概括したが（三章1節）、高麗橋一

一目南側四軒役抱屋敷（大坂本店）や高麗橋三丁目三軒役抱屋敷（大坂両替店）のように店舗がおかれ、いわゆる借用人がない抱屋敷であれば、（口）や、（イ）のうち借家人統轄に関する仕事はないものと考えてよいであろう。「平生格別用事も無之」という文言は、大坂本店・大坂両替店の置かれている抱屋敷の家守が、借家人に対する日常的な管理・統轄という繁雑な仕事から免れているという事情を示すものとして理解できる。つまり大坂本店・大坂両替店の置かれている抱屋敷の家守の職務は、（イ）本来ならば家持が個別町・大坂町奉行所に対して勤めなければならない義務の代行のうち借家人に関するものを除いたもの、および（イ）家持と個別町・大坂町奉行所とを結ぶバイパスということになる。

右の高麗橋一丁目南側四軒役抱屋敷と高麗橋三丁目抱屋敷の家守を代々勤める小野十右衛門家は、三章で検討した家守の類型で言えば、Aタイプ（商人資本の家組織に強く組み込まれた家守）の一典型としてとらえることができる。

〔二〕 大坂本店・大坂両替店の抱屋敷家守と町

次に大坂本店・大坂両替店が置かれている抱屋敷の家守としての仕事について具体的に検討したい。以下に掲げる史料は、「史料14」で見た小野藤次郎（四代）が、大坂本店・大坂両替店の置かれている抱屋敷の家守（代判兼帶）を勤めることになった際に、抱屋敷の名前人（家持）が高麗橋一丁目・高麗橋三丁目に出した一札である。（傍線・傍点筆者）

〔史料15〕⁽¹⁰⁾

一 札

一 其御地私抱屋鋪代判并家守越後屋重右衛門儀病死仕候ニ付、跡代判家守之儀同家伴藤次郎名跡譲り請越後屋藤次郎与相改候ニ付、私代判家守此度右藤次郎江是迄之通申付候間、此段三ヶ条御法度書差上証文印形之脇書井水帳絵図張紙等右之通御改可被下候、然ル上は以来其御地御觸書等有之節は早速支配借家末々迄申聞為相守可申様申付置候、其外御町御作法万事急度為相守可申候、猶又右藤次郎儀代判家守相勤方ニ付不行届儀御座候ハ、早速為退可申候、勿論私江差急キ候御町御用之儀も御座候ハ、右藤次郎江可被仰下候、右藤次郎より早速相達候様兼而申付置候、為後日印形依而如件

三井大坂両替店の抱屋敷管理と代判人・家守（西坂）

天明四年辰二月

京都油小路一条下ル町

越後屋八郎右衛門

代判家守

越後屋藤次郎

大坂高麗橋壱丁目年寄

尼崎屋平助殿

五人組中

〔史料16〕(1)

一札

一
其御町内私掛屋舗代判家守は迄本領町越後屋八郎右衛門借屋越後屋重右衛門相勤籠在候處、此度病死仕候ニ付、跡代判家守右重右衛門養子藤次郎ニ為相勤候處実正也、依之水帳絵図三ヶ条御法度証文右藤次郎ニ御改可被下候、然上は從御公儀被仰出候御法度之儀は不申及御触每早速借屋江被為相触、御町法并一同御決談之儀違背為致間數候、万一不勤ニ候ハ、早速代判家守相退可申候、為後日一札仍而如件

天明四年辰年二月

三井源右衛門
証人 越後屋半兵衛

跡代判家守

越後屋藤次郎

(高麗橋三丁目)

年寄

虎屋七郎兵衛殿

五人組中

これらの史料については、以下の二点に注目したい。

(1) 家守の町に対する責務がどのように規定されているか。高麗橋一丁目宛の一札〔史料15〕から窺えるそれは、①町触を「支配借屋」に伝達し、順守させること、②町法を守ること、である（傍線）。この類いの一札は、町によって文言等多少異なるのが通例だが、高麗橋三丁目宛の一札〔史料16〕についても内容的には同様の責務が記されていると言えよう（傍線）。

(2) 出店の置かれていない抱屋敷の家守の場合の町に対する一札と比べてどうか。高麗橋一丁目の場合、出店の他に町内にいくつかの三井の抱屋敷があるため、比較が可能である。安永八年（一七七九）一〇月、高麗橋一丁目にある三井高典名前抱屋敷三ヶ所（第2表⑦～⑨）の家守が和泉屋半兵衛から越後屋（田牧）権右衛門に替わった際に高麗橋一丁目に出来られた一札^{〔12〕}には、家守の責務として、「其御地御触書等有之節は早速支配借屋末々迄申聞相守せ可申様申付置候、其外御町御作法万事急度相守セ可申候」とあり、〔史料15〕の傍線部分と対応する。家守一札の文面で見る限り、大坂本店の置かれている抱屋敷の家守は、町との関係において他の抱屋敷の家守と異なる位置付けはなされていない。

以上その他、高麗橋一丁目宛の場合にせよ、高麗橋三丁目宛の場合にせよ、家守一札の文面で特に注意されるのは、「支配借屋」〔史料15〕傍点）、「借屋」〔史料16〕傍点〕という文言である。小野藤次郎が家守を勤める抱屋敷は両者とも出店＝店舗屋敷であって、大坂本店・大坂両替店が地借りしており、いわゆる借家人は存在しない。この場合、①「借家」と「出店」との関係づけ、および②出店として利用されている抱屋敷の家守の仕事とはどのようなものであるのか、の二点が問題になるが、ここでは②について検討を続けたい。

引き続いて不在家持と町・大坂町奉行所をつなぐパイプとしての家守の位置と機能に着目し、大坂本店・大坂両替店の置かれている抱屋敷の家守の仕事の一端を明らかにしてみたい。具体的には、家守を差出人とする文書の検討を行な

う。第14表は大坂両替店が置かれている高麗橋三丁目抱屋敷の家守を差出人とする文書を大坂両替店の永代記録である「日記録」「永録」「後鑑」の中から拾い出したものである〔史料15・16〕の家守付一札のような家守自身に関するもの(1)を除く)。これらは概ね次のように類別できる。

(1) 捨子(③～⑧、⑩～⑯)・捨物(⑨⑯)など抱屋敷内(=大坂両替店の店先または店裏)で起きた事件の町・大坂町奉行所に対する届け。一例として「日記録」から、天明四年(一七八四)閏正月一七日付の捨子についての届書を掲げておく(第14表⑯)。

〔史料17〕⁽¹³⁾

一 今晚四ツ時前店門入口ニ出生後百日斗之男子捨在之候ニ付、即刻御番所江御届申上候、左之通

乍 恐 口 上

高麗橋三丁目

越後屋十右衛門

病死仕候ニ付代 庄助

一 私丁内越後屋十右衛門支配借屋軒下ニ出生後百日斗之男子捨有之候、夜番之者早速知らせ候ニ付、御断奉申上候、以上

越後屋十右衛門

病死仕候ニ付代 庄助

年寄病氣ニ付代

海部屋清三郎

御 奉 行 様

ちなみに先に述べたように、小野十右衛門(三代)は正月二三日に死亡しているため、家守の役を勤めるのは代理人

第14表 高麗橋三丁目抱屋敷家守を差出人とする町・大坂町奉行所宛文書

年 月 日	差 出 人 → 宛 先	内 容	出 所
① 元文5年10月19日 (1740)	越後屋十右衛門 → 高麗橋三丁目町年寄	「当町代判」(出店預り)交替につき届け出	「永録」
② 寛保2年6月 (1742)	越後屋十右衛門 → 高麗橋三丁目町年寄	「当町代判」(出店預り)交替につき届け出	「永録」
③ 寛延4年10月10日 (1751)	越後屋十右衛門 (高麗橋三丁目町年寄が奥印) → 大坂町奉行	横町に捨子につき届け出	「日記録」
④ 寛延4年10月13日 (1751)	越後屋十右衛門・町年寄代月行司・養人・受人 → 大坂町奉行	上記捨子、貰人あるにつき許可を願う	「後鑑」
⑤ 宝暦7年3月25日 (1757)	越後屋十右衛門・町年寄代月行司 → 大坂町奉行	店大戸入口に捨子につき届け出	「後鑑」
⑥ 宝暦7年3月29日 (1757)	越後屋十右衛門・町年寄代・養人・受人 → [大坂町奉行]	上記捨子、貰人あるにつき許可を願う	「後鑑」
⑦ 宝暦7年5月17日 (1757)	越後屋十右衛門・高麗橋三丁目町年寄 → 大坂町奉行	店裏尻小路に捨子につき届け出	「後鑑」
⑧ 宝暦7年5月22日 (1757)	越後屋十右衛門・町年寄・養人・受人・他 → [大坂町奉行]	上記捨子、養子に出すにつき届け出	「後鑑」
⑨ 宝暦10年5月16日 (1760)	越後屋佐助 (高麗橋三丁目町年寄が奥印) → 大坂町奉行	店軒下に捨物(錢箱)につき届け出	「永録」
⑩ 宝暦10年6月3日 (1760)	越後屋佐助 (高麗橋三丁目町年寄が奥印) → 大坂町奉行	屋根修復につき足代設置の許可を願う	「永録」
⑪ 宝暦10年6月4日 (1760)	越後屋佐助 (高麗橋三丁目町年寄が奥印) → 大坂町奉行	屋根修復の足代取り払いにつき届け出	「永録」
⑫ 明和9年5月23日 (1772)	越後屋十右衛門 (高麗橋三丁目町年寄が奥印) → 大坂町奉行	裏尻大溝に捨物(明き箱)につき届け出	「永録」
⑬ 明和9年6月3日 (1772)	越後屋十右衛門 → 高麗橋三丁目町年寄	「当町代判」(出店預り)交替につき届け出	「永録」

⑯ 安永 2 年 7 月 (1773)	越後屋十右衛門 → 高麗橋三丁目町年寄	「当店代判」(出店預り) 交替につき届け出 「永録」
⑰ 安永 4 年 8 月 13 日 (1775)	越後屋十右衛門病気ニ付代喜三郎・高麗橋三丁目町年寄 → 大坂町奉行	裏尻坤角辻普請のため板囲いすることの許可を願う 「永録」
⑯ 安永 4 年 12 月 27 日 (1775)	越後屋十右衛門病気ニ付代喜三郎 (高麗橋三丁目町年寄が奥印) → 大坂町奉行	普請のための板囲い取り払いにつき届け出 「永録」
⑰ 安永 7 年 10 月 (1778)	越後屋八郎兵衛代判家守越後屋十右衛門 → 高麗橋三丁目町年寄	抱屋敷名前人を八郎兵衛から孫の源右衛門に代えることにつき届け出 「永録」
⑯ 安永 10 年 2 月 (1781)	越後屋十右衛門 → 高麗橋三丁目町年寄	「当店代判」(出店預り) 交替につき届け出 「永録」
⑯ 天明 3 年 5 月 23 日 (1783)	越後屋十右衛門(西隣屋敷越後屋半兵衛と連印) → 高麗橋三丁目町年寄	米高直につき浮説張紙を禁ずる御触をうけて張紙するものの無い旨を書付差し出す 「日記録」
㉑ 天明 4 年 閏正月 17 日 (1784)	越後屋十右衛門病死仕候付代庄助・高麗橋三丁目町年寄 → 大坂町奉行	店門入口に捨子につき届け出 「日記録」「後鑑」
㉑ 天明 4 年 3 月 7 日 (1784)	越後屋十右衛門跡名前越後屋藤次郎・高麗橋三丁目町年寄(貫人・受人が奥書) → [大坂町奉行]	上記捨子、養子に出すにつき届け出 「後鑑」
㉒ 天明 6 年 11 月 24 日 (1786)	越後屋藤次郎・町年寄病気ニ付代月行司 → 大坂町奉行	店軒下に捨子につき届け出 「後鑑」
㉒ 天明 6 年 12 月 9 日 (1786)	越後屋藤次郎・町年寄病気ニ付代月行司 → 大坂町奉行	上記捨子、死亡につき届け出 「後鑑」
㉒ 天明 7 年 5 月 19 日 (1787)	越後屋藤次郎(西隣屋敷越後屋半兵衛と連印) → 大坂町奉行	町々貧窮人調査の御触をうけて貧窮人無き旨書付差し出す 「日記録」
㉒ 天明 7 年 5 月 26 日 (1787)	越後屋藤次郎(西隣屋敷越後屋半兵衛と連印) → 大坂町奉行	正米・切手・預米調査の御触をうけて書付差し出す 「日記録」

出所) 「日記録」(三井文庫所蔵史料 本 1~49), 「永録」(三井文庫所蔵史料 本 116~118), 「後鑑」(三井文庫所蔵史料 本 337, 338)。

(大坂両替店手代)である。通常こういった捨子・捨て物、軒下に非人行倒れなどが発見された時には、大坂両替店では家守を呼び寄せ(例えは三代十右衛門は本郷町に居住しており、彼以外の場合でも高麗橋三丁目内に住んでいないのが普通)、彼を通じて問題の処置をはかっているのである。届け書の文面に、三井両替店があらわれていないことが注目される。

(b) いわゆる事件ではないが、届け出として右に類するものとして、大坂両替店の普請・修繕に際しての足代や板廻い設置ならびに撤去の届け出(第14表⑩⑪⑯⑯)などもあげられよう。

(c) 大坂町奉行所などから町々に達せられた命令・詔問に對する請書や回答(第14表⑯⑯⑯)。一例として天明三年(一七八三)五月一二日の町年寄宛の「覚」を挙げておく(第14表⑯)。

〔史料18〕⁽¹⁵⁾

一 米高直ニ付又々所々江張紙等いたし候ニ付、此間御触在之候、然は町中ら左之通書付差出候様申参
覺

一 米高直ニ付不束之儀共申立、所々江張紙候仕候者、私共借屋人并召仕末々迄吟味仕候處、一切無御座候、已上
卯 五月 越後屋十右衛門印

越後屋半兵衛印

年寄

虎屋七郎兵衛殿

月行司中

右之通書付差出候付、手前借屋る取置候書付左之通

一 米高直ニ付不束之儀共申立、所々江張紙仕候義、下人等ニ至迄吟味仕候處、一切無御座候、已上

覚

卯 五月

越後屋半兵衛殿

鍔屋藤兵衛印

右之通書付取置候事

これは、米価高騰による市中不穏の情況のもとで、借家人の統轄のために町内の各町屋敷ごとに家持・家守が同様な文言の一札を差し出し、町屋敷内の治安の維持を請け負つたものであろう。史料の前半の、町年寄宛の「覚」に越後屋（小野）十右衛門とならんで差出人としてあらわれる越後屋（山中）半兵衛は、大坂両替店の宿持手代（通勤支配役）であり、三井が安永七年（一七七八）六月に取得した大坂両替店の西に隣接する町屋敷の名義上の家持である。⁽¹⁶⁾史料後半、半兵衛に「覚」を差し出している鍔屋藤兵衛はその町屋敷内に住む借屋人である。小野十右衛門が支配する抱屋敷には借家人がいないので、小野十右衛門に宛て出されている「覚」はない。この文面にも三井両替店という文言があらわれてこないのは、△町を構成する基礎単位としての町屋敷△と△出店△のレベルの違いを示唆するものであろう。

(2) 三井大坂両替店の出店預りの交替を町に届けるもの（第14表①②③④⑤）。これについては、2節の出店預りおよびそれと家守の関係を考察する項においてあらためて述べることにしたい。

(3) 家持（名前人）の譲り替えの町への通達（第14表⑦）。

以上、大坂町奉行・町年寄宛の文書から、町や大坂町奉行所とのパイプ役としての抱屋敷家守の機能を具体的に検討した。この他に、「日記録」「永録」から窺える高麗橋三丁目抱屋敷家守の町に対する具体的な仕事としては、以下のようなものがあげられる。

① 町中寄合へ出席すること。たとえば「日記録」の寛政元年（一七八九）六月三日の記事には、小野藤次郎が川崎社倉設置に関する町中寄合に出席したことが見られる。⁽¹⁷⁾

② 御用宿の勤めを行なうこと。たとえば「永録」には、享和元年（一八〇一）八月に「当町御番衆當番ニ付金所相勤、家守十右衛門井店より嘉七庄三郎子供定次郎差出、無滞相勤候」という記事が見られる。¹⁸⁾

③ 家持（名前人）の譲替えで、判元見届けのために町代が上京する際に、同行すること。たとえば寛政五年（一七九三）の源右衛門（高雅）から元之助（高民）への譲替えの際には、小野藤次郎が高麗橋二丁目町代与次兵衛に同行して上京している。¹⁹⁾

家守としての小野十右衛門の町に対する仕事は勿論右に尽ざるものではないが、以上のような仕事は、本来家持（名前人）が町に対して勤めるべき仕事の代行もしくは家持と町とのパイプ役としての機能であり、基本的に大坂の一般的な家守の町に対する仕事の範囲を出るものではなく、三井大坂両替店の存在する抱屋敷の家守としての特色を見いだすことはできないものと考える。

出店の存在する抱屋敷の家守の特色としては、主に出店および出店預りに対する統轄機能の問題があげられなければならぬが、この点は次節の出店預りとの関係で検討したい。

- (1) 「大阪別家中履歴書」（三井文庫所蔵史料 追六八一一四）。
- (2) 「家有帳」（三井文庫所蔵史料 統六五九四）。今井典子「大元方『家有帳』」（『三井文庫論叢』八号）一二六二ページ。
- (3) 松本四郎「大坂北組高麗橋二丁目家持借家人別判形帳」（『三井文庫論叢』九号）三二四～三二五ページ。
- (4) 「家名暖簾相免置手代江改申渡建」（三井文庫所蔵史料 本八八〇）。
- (5) 「永録」（三井文庫所蔵史料 本一一八）の天明五年（一七八五）一二月の記事。
- (6) 「日記録」（三井文庫所蔵史料 本四四）。
- (7) 岡田彦次郎は大坂両替店手代で、天明二年（一七八二）一二月に支配格役で退役、その後も雇勤のかたちで寛政五年（一七九三）まで大坂両替店に出勤していた。この時期には家方役を担当していたことが第4表からわかる。

(8)

大坂両替店・大坂本店の家守役と小野十右衛門家の家督とが結び付いていることを示すものに、次のような、家守就役に際して小野十右衛門から大坂両替店に出された願書がある〔「大坂家方諸用留」三井文庫所蔵史料 別一五八〇〕。

乍憚以書付奉願上候

一

御店様御蔭を以相続仕罷在、殊ニ御代判御家守被為仰付無恙相勤冥加至極難有仕合奉存候、然ル処私儀追々及老年万事難相勤候付、今般改次右衛門儀十右衛門ト改名家督相続為致度奉存候付、御本店様江書付を以奉願上候處御聞済被為成下難有仕合奉存候、右ニ付御代判御家守役愚憊十右衛門江御差支も無御座候ハヽ、旧来通被為仰付被下候ハヽ、難有仕合奉存候、何卒此段宣御執成之恭奉願上候、以上

慶応三年卯五月

十右衛門改名

小野寿作印

次右衛門改名

同十右衛門印

私儀

両御店

御支配人衆中様

本文御願奉申上候儀何卒御聞済被成下候様俱々奉願上候、為其奥印仕候、以上

親類物代

岸本友次郎印

(9)

高麗橋一丁目については、先に述べたように嘉永四年（一八五一）の「家持借家人別判形帳」には、三井八郎右衛門家守越後屋十右衛門が「支配」する借家人はひとりも見当たらない（松本四郎「大坂北組高麗橋一丁目家持借家人別判形帳」「三井文庫論叢」九号）。また高麗橋三丁目の明治二年（一八六九）の「毎月家持借家人別判形帳」と「毎月家持借家人別判形帳」を見ても、越後屋十右衛門が「支配」する借家人はない（賀川隆行・樋口知子「大坂高麗橋三丁目の『水帳』と『毎月家持借家人別判形帳』並びに三井両替店譲り替史料」「三井文庫論叢」一七号、一九八三年）。ただし大坂本店については、享保九年（一七二四）・寛政九

年（一七九七）の店絵図（三井文庫所蔵史料 本一二九〇一、本一二七六一四）の中に「貸家」と記されている部分が見られる。その実態および家守との関係については今後の検討課題としたい。

(10)、(11)、(12) 「大坂家方諸用留」（三井文庫所蔵史料 別一五七八）。

(13) 「日記録」（三井文庫所蔵史料 本五四四）。

(14) 小野十右衛門（三代）の死後、天明四年（一七八四）二月に高麗橋三丁目に差し出された家守一札（〔史料16〕）には「其御町内私掛屋鋪代判家守是迄本領町越後屋八郎右衛門借屋越後屋重右衛門相勤罷在候處」（傍線筆者）とある。

(15) 「日記録」（三井文庫所蔵史料 本四三）。

(16) 「永録」（三井文庫所蔵史料 本一一八）。この抱屋敷は、寛政五年（一七九三）一月に、奥行一〇間のうち表側一〇間分が売却され、残り裏尻一〇間分は三井元之助名前になつた。

(17) 「日記録」（三井文庫所蔵史料 本四七）。

(18) 「永録」（三井文庫所蔵史料 本一一九）。

(19) 「永録」（三井文庫所蔵史料 本一一八）。なお賀川隆行・樋口知子「大坂高麗橋三丁目の『水帳』と『毎月家持借家人別判形帳』並びに三井両替店譲り替史料」（『三井文庫論叢』一七号）三五ページに紹介されている。

2 大坂本店・大坂両替店の出店預り

(1) 出店預りを勤めるもの

(i) 大坂本店の出店預り

第15表は、大坂本店の「出店預り支配人」の異動を表わしたものである。これについて注目すべき点は以下の通り。

(1) 延享元年（一七四四）から慶応三年（一八六七）の一二十四年間に、出店預りを勤めた手代は少なくとも四九人を数える。一人当たり一・五年勤めた勘定になる。就任・離任の時期が明確にわかるものの中で五年以上勤めたものはいなない。

三井大坂両替店の抱屋敷管理と代判人・家守（西坂）

第15表 大坂本店の出店預り支配人の異動

就役時期	氏名	就役時の職階	備考
延享元年(1744)9月	(沢田)彦右衛門	支配	延享5年春退
寛延元年(1748)9月	(野口)作右衛門	支配	寛延2年退
寛延3年(1750)9月	(山中)用助	支配	宝暦2年2月退
宝暦2年(1752)6月	(奥村)次右衛門	支配	宝暦4年2月通勤支配
宝暦4年(1754)9月	(伊藤)新兵衛	支配	宝暦7年2月退
宝暦7年(1757)3月	(鳥井)文七	支配	宝暦9年2月通勤支配 同 10年2月退
宝暦12年(1762)4月	(猪倉)武兵衛	支配	宝暦14年2月退
宝暦14年(1764)2月	(串谷)宇右衛門	支配	明和4年2月退
明和4年(1767)3月	(近山)藤兵衛	支配	明和5年2月退
明和5年(1768)2月	甲野平右衛門	支配	明和6年2月通勤支配
明和6年(1769)11月	田井庄右衛門	支配	明和7年2月退
明和7年(1770)6月	村西次兵衛	支配	明和8年2月退
(不　明)	中西庄右衛門	(不明)	明和8年2月支配 安永5年2月通勤支配格 同 6年2月通勤支配 同 8年9月後見
安永10年(1781)2月	鶴沢茂兵衛	支配	天明4年閏正月退
天明5年(1785)2月	小畠久兵衛	支配	天明6年2月退
天明6年(1786)9月	西川武右衛門	支配	天明8年正月退
天明7年(1787)9月	奥田吉太郎	支配	寛政2年正月退
寛政2年(1790)7月	(三好)庄七	支配	寛政4年2月退
寛政4年(1792)2月	(水野)源四郎	支配	寛政5年正月通勤支配
寛政5年(1793)2月	高木清兵衛	支配	寛政7年正月退
寛政7年(1795)正月	河田作兵衛	支配	寛政9年7月退
寛政9年(1797)7月	清水藤十郎	支配	寛政10年3月通勤支配 享和元年2月後見
(不　明)	塙本庄右衛門	(不明)	享和2年正月支配 文化5年正月退
文化5年(1808)正月	規矩文助	支配	文化7年2月退

(第15表-2)

就役時期	氏名	就役時の職階	備考
文化7年(1810)2月	岡野忠七	支配	文化8年10月死亡
文化8年(1811)10月	上田久兵衛	支配	文化10年退
文化10年(1813)2月	竹居田作右衛門	支配	文化12年退
文化12年(1815)2月	柴田勘助	通勤支配	文化15年正月後見
文化15年(1818)2月	飯田甚四郎	支配	文政3年2月退
文政3年(1820)2月	坂部半右衛門	支配	文政4年正月通勤支配 同6年2月後見
文政7年(1824)3月	堀出角兵衛	支配	文政9年正月退
文政9年(1826)2月	辻嘉兵衛	支配	文政12年正月退
文政12年(1829)2月	太田平兵衛	支配	天保2年正月退
天保2年(1831)3月	松原林兵衛	支配	天保4年正月通勤支配 同5年正月退
天保5年(1834)2月	春田伊太郎	支配	天保8年2月通勤支配 同9年2月後見
天保9年(1838)4月	市川七三郎	支配	天保10年正月退
天保10年(1839)3月	野瀬源兵衛	支配	天保12年正月退
天保12年(1841) 閏正月	北川伊助	支配	天保13年正月退
天保13年(1842)2月	東市兵衛	支配	天保15年正月通勤支配 弘化2年正月後見 同3年正月後見
弘化3年(1846)2月	小谷源七	支配	弘化5年正月退
弘化4年(1847)3月	鈴木勘三郎	支配	弘化5年正月退
嘉永元年(1848)5月	金川新太郎	支配	嘉永2年正月通勤支配 同3年正月後見
嘉永3年(1850)6月	倉野嘉五郎	支配	嘉永7年正月退
嘉永7年(1854)2月	早川新助	支配	安政2年正月退
安政2年(1855)2月	土田次郎助	支配	安政4年7月通勤支配 同5年正月後見
安政5年(1858)4月	北条直七 (改名喜兵衛)	支配	安政6年正月通勤支配 安政7年正月後見
万延元年(1860)閏 3月	鈴木半七 (改名喜兵衛)	支配	文久2年正月通勤支配 同3年正月後見

三井大坂両替店の抱屋敷管理と代判人・家守（西坂）

(第15表—3)

就役時期	氏名	就役時の職階	備考
文久3年(1863)6月	山川儀兵衛 (改名喜兵衛)	支配	元治元年5月退
元治元年(1864)5月	野口唯七 (改名喜兵衛)	支配	慶応2年正月退
慶応2年(1866)3月	増田勘四郎 (改名喜兵衛)	支配	慶応3年正月通勤支配 同4年4月後見格

出所) 「大坂家方諸用留」(三井文庫所蔵史料 別1578, 1579), 「永録」(三井文庫所蔵史料 本116~122)。

() 内苗字、就役時の職階等については「年数控」(三井文庫所蔵史料 本1004), 「店々当役控」(三井文庫所蔵史料 本1101~1103. 統1767) 等による。

注) 「→」印は先任・後任関係が明白なことをあらわす。

(2) 出店預りに就任する時点での職階は大部分が支配役である。支配役は住込みの奉公人のなかで最高位に位置し、住込みの奉公人を管理・統轄する立場の者である。例えば文化五年(一八〇八)の時点の大坂本店の支配役は二名おり、そのうち先任の規矩文助が出店預りになっている。

当時の大坂本店において彼の上位に位置付けられる手代は四人いるが、それらはみな宿持手代(通勤手代)である。一方支配役以下の住込みの奉公人は店表の手代・子供合わせて九四人になる⁽¹⁾(ただし台所の下男を除く)。

(3) 出店預り役を離れる契機は大部分が退職(暇)で、若干数の昇進と死亡によるものが見られる。支配役から通勤支配役・後見役などの宿手持代に昇進してのちも出店預りを勤める事例はごく少数に限られている。

このように大坂本店の出店預りは、住込み奉公人の最高位である支配役によって勤められるのを通例とすることがわかる。「出店預り支配人」と称される所以であろう。

(ii) 大坂両替店の出店預り

第16表は大坂両替店の出店預りの異動を表わしたものである。これについて注目すべき点は次の通り。

第16表 大坂両替店の出店預りの異動

就役時期	氏名	就役時の職階	備考
(不 明)	中西助四郎	(不明)	享保 7 年頃支配, 同13年秋死亡
享保13年(1728)9月	中井嘉平次	支配	享保15年春喜七郎と改名, 同19年4月通勤支配, 元文2年7月名代
元文5年(1740)10月	渡辺甚兵衛	支配	
寛保2年(1742)6月	岸本七郎兵衛	支配	寛延元年9月通勤支配, 宝暦2年3月後見, 同5年4月名代, 同11年2月勘定名代, 明和2年元方掛名代, 同6年10月加判名代, 明和9年5月死亡
明和9年(1772)6月	三好門兵衛	支配	
安永2年(1773)7月	前田甚三郎	通勤支配	安永6年9月死亡
安永6年(1777)9月	小野平五郎	支配	安永8年3月退
安永8年(1779)5月	井上十五郎	支配	
安永10年(1781)2月	岡田喜三郎	組頭	天明2年12月支配, 寛政元年2月通勤支配, 同3年2月後見, 同9年7月名代, 享和元年11月勘定名代, 文化4年10月元方掛名代, 同5年7月死亡
文化5年(1808)8月	松野助七郎	後見	文化5年9月助七と改名, 同8年2月名代, 同9年11月市郎兵衛と改名, 同13年12月勘定名代, 文政3年4月元方掛名代, 同7年2月加判名代, 同9年11月元々となり京両替店に転勤
文政9年(1826)12月	西村定次郎	通勤支配	文政11年2月後見, 天保3年2月名代, 同8年3月勘定名代, 同9年8月死亡
天保9年(1838)11月	中井由兵衛	名代	天保12年閏正月勘定名代, 弘化2年8月元方掛名代, 嘉永3年2月加判名代, 安政3年2月退
安政3年(1856)5月	石島保右衛門	勘定名代	万延元年4月方掛名代, 文久3年2月加判名代格, 慶応元年6月死亡
慶応元年(1866)8月	石井与三次郎	勘定名代	

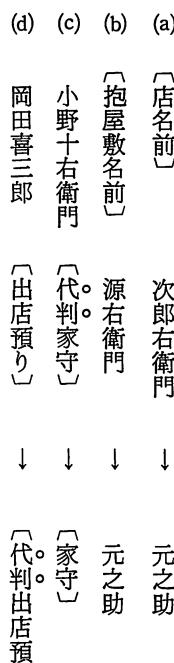
出所) 「永録」(三井文庫所蔵史料 本116~122)。

就役時の職階等については「三ヶ所両替店並糸店相之町店人別」(三井文庫所蔵史料 続1178), 「店々当役控」(三井文庫所蔵史料 本1101~1103, 続1767) 等による。

注) 「→」印は先任・後任関係が明白なことをあらわす。

三井大坂両替店の抱屋敷管理と代判人・家守（西坂）

(1) 第16表を前掲第12表と対照すれば、寛政五年（一七九三）以降、出店預りの手代が、抱屋敷代判も兼ねるようになつてゐることがわかる。これは、寛政五年二月に、(a) 大坂両替店の店名前が三井次郎右衛門から三井元之助へ代わり、同時に(b) 抱屋敷の名前人が三井源右衛門から三井元之助に代わったこと、つまり店名前と抱屋敷名前が一致したことに関係している。これと同時に、(c) 小野十右衛門は、代判家守から家守に、(d) 岡田喜三郎は出店預りから代判出店預りになつた。まとめれば左の通り。



抱屋敷名前とは別個に店名前が存在することは、家守などとは別の町との媒介者として出店預りが存在することと考え合わせれば、抱屋敷と出店のそれぞれの独自性を示すものとして興味深い。寛政五年に抱屋敷名前と店名前が同じになつたことを契機として（この時点の出店預り岡田喜三郎が、住込み奉公人ではなく宿持手代になつてゐるという条件をふまえて⁽²⁾）、出店預りが抱屋敷代判も勤めるようになつたものらしい。抱屋敷代判を家守にではなく出店預りに勤めさせることにした意図については今のところ具体的には明らかにしえないが、抱屋敷に関する諸手続き業務のうち大坂両替店で直接的に取り扱える範囲を拡大しようとする意図があつたのではないかと考えていい（この点については本章末尾に略述）。ちなみに大坂本店の場合、一八世紀前半から店名前と抱屋敷名前は一致しているが、すでに見たように出店預りを勤める手代は住込み奉公人である支配役であり、頻々と交替することもあって、出店預りが抱屋敷代判を勤めることはなかつた。

(2) 出店預りを勤めるものの就任時の職階を見ると、寛政五年以前では、六名が支配役、他に通勤支配、組頭が一名ずつとなっており、おおむね住込み奉公人の最高位である支配役が任せられるようになつていていると言えよう（大坂本店と異なるのは、中井嘉平次、岸本七郎兵衛のように、出店預りに就任した手代が職階を上昇して宿持手代に昇格しても出店預りを勤めているという事例が見られることである）。寛政五年以降の大坂両替店の出店預りは、これ以前と変わって後見、名代など重役の手代（ただし最上位の者ではない）が任せられるようになつてている。これは、出店預りが抱屋敷代判を兼ねるようになつたため、住込みではなく、宿持手代のうちから出店預りが任せられるようになつたためらしい。⁽³⁾

(3) 出店預りを勤める期間について。享保一三年（一七二八）から慶応三年（一八六七）までの一四〇年間に出店預りを勤めた手代は一四人を数える。安永年間にしきりと交替が見られるが、平均すれば一人一〇年程度になり、大坂本店の出店預りに比べて長いのは明らかである。特に寛保二年（一七四二）就任の岸本七郎兵衛の三一年、天明元年（一七八二）就任の岡田喜三郎の二八年など長期間にわたっての出店預りの存在が目立つ。大坂本店と異なり大坂両替店の場合（寛政五年以前においても、以後においても）、出店預りに任せられた手代は、出店預りであり続けると同時に、職階の上昇を遂げていく場合が多いのである。死亡するまで勤め続ける事例もいくつか見られる。この大坂本店と大坂両替店の出店預りの勤めたの違いは、基本的には、大坂本店と大坂両替店の奉公人數の差と、それによる人的配置の在りかたの違いうことになるうが、詳しくは明らかにできていない。⁽⁴⁾

(2) 出店預りと町・大坂町奉行所

次に大坂本店・大坂両替店の出店預りについて町・大坂町奉行所との関係における機能をさぐりたい。

(1) 大坂本店の出店預り

次に掲げる史料は、延享元年（一七四四）九月に大坂本店の出店預り支配人が交替した際に、高麗橋一丁目の町年寄・

町中に差し出された届けの写であり、この種類の史料のうち最も古いものである。

〔史料19〕⁽⁵⁾

口 上

一 其御地出店預り支配人、此度手代彦右衛門ニ為相勤申度候間、御町月並人別印形并御法度書印形、向後右彦右衛門ニ御申付可被下候、尤出店表る御番所江願上候儀有之候は右彦右衛門ら御町江相届候上願上仕候様ニ致させ可申候、右出店預ケ候ニ付書付を以御断申候、以上

延享元年子九月

尼崎屋平助殿

御町中

越後屋八郎右衛門

これは、すでに吉田伸之氏が紹介した安永一〇年（一七八一）二月のものとほとんど同一であり、これ以降も変わらない。出店預りの町に関する機能は、吉田氏のまとめに従えば、①出店の代表者として毎月人別帳に判をつき、②法令の請印をおし、③町奉行所への訴願の時は町中にとどける、ということになる。大坂本店の出店預りについては現在のところこれ以上具体的な仕事の有り様、町との関係については明らかにできない。

（ii）大坂両替店の出店預り

先に述べたように大坂両替店の出店預りは寛政五年（一七九三）二月以降抱屋敷代判も兼ねることになり、出店預りの機能と抱屋敷代判の機能が同一人物の行動の中に含み込まれてしまう。ここでは出店預りに限って検討したいので、検討対象を寛政五年以前の、出店預りが代判を兼ねていない時期としている。

はじめに、出店預り就役の際に町に差し出す届け書を検討したい。次に掲げる史料は、享保一三年（一七二八）九月に大坂両替店の出店預り交替を高麗橋三丁目に届け出たものの写で、この種類の史料のうち最も古い時期のものであ

る。(傍線筆者)

〔史料20〕⁽⁷⁾

口 上

私支配三井次郎右衛門店之支配、只今迄手代助四郎相勤來候所當月病死仕候付、向後嘉平次と申者丁内支配相勤申候間御留置可被下候、為其御断如此御座候、已上

申九月十七日

越後や十右衛門印

茅屋三右衛門殿

右之通相認、即十右衛門会所へ持參致候事

〔史料21〕⁽⁸⁾

a

寛保二年(一七四二)六月就役の岸本七郎兵衛までは、右のような文面の届書であったが、明和九年(一七七二)六月就役の三好門兵衛以降のものは次のように文面が変わる。(傍線筆者)

一 明和九年辰六月当店代判三好門兵衛ニ相改候ニ付、小野十右衛門を以年寄江申込候処、承知ニ付書付差出会所ニ而相認印形調事

b
一 私支配之借屋三井次郎右衛門出店預り手代七郎兵衛先月病死仕候ニ付、跡役門兵衛相勤度由ニ御座候ニ付御断申上候、以上

明和九年辰六月三日

御年寄

紙屋太郎兵衛殿

一同四日門兵衛丁内江龍出候ニ付出銀左之通

越後屋十右衛門印

一 銀壱両 年寄江
 メ シサヽチ入

一 三匁 二 与 次兵衛

一 武匁 二 下役両人

「史料20」では「店之支配」（傍線b）、「史料21」では「出店預り」（傍線c）と呼ばれているが、第16表に見られる先任・後任関係から、両者は同一の役回りととらえることができる。「史料21」の前文にあるように「当店代判」（傍線a）、また他の史料では「当町代判」と呼ばれることがある。⁽⁶⁾ いずれにせよ高麗橋三丁目町内に対して大坂両替店＝出店の代表者として位置付けられていることは間違いない。とりあえず注目すべきは次の三点である。

(1) 「史料20」、「史料21」とも差出人が家守越後屋（小野）十右衛門であること、また「史料20」の「私支配」（傍線a）、「史料21」の「私支配之借屋」（傍線b）という文言も注目される。この点は(3)で考察することにしたい。

(2) また「史料21」に記されているように、町年寄や丁代・下役に対し、出店預り就任につき弘めの祝儀を出していることも留意して置きたい。通例では、出店預りと町年寄・五人組・丁代・下役との面会も行なわれるようである。出店預りが出店の代表者として町から認められるにはそれなりの弘めの手手続きを必要とすることがわかる。

(3) 具体的な職務に関する言及は、「史料21」では皆無、「史料20」では「丁内支配相勤申候」（傍線c）とあるだけである。しかし私見では、三井大坂両替店の出店預りとしての町に対する仕事は、高麗橋一丁目の大坂本店のそれと基本的には違わないのではないかと考えている。大坂本店の出店預りの仕事のうち、②法令の請印、③訴願に際しての町への届け出に関しては、大坂両替店の出店預りについて確かめることのできる材料を得ていながら、①の毎月人別帳に判をつくことについては、抱屋敷代判を兼ねている時期ではあるが、高麗橋三丁目の明治二年（一八六九）一〇月の「毎月家持借屋人別判形帳」⁽⁷⁾で、出店預りが月並みの印形をおしていることが確認できる。人別改めにおける出店預りの位置に関しては、以下の検討でもう一度触ることにしたい。

第17表 大坂両替店出店預りを差出入とする町・大坂町奉行所宛文書

年月日	差出人 → 宛先	内 容	出 所
① 享保12年8月 (1727)	三井次郎右衛門代助四郎 → 高麗橋三丁目町年寄	三井次郎右衛門名跡を三井八五郎相続につき届け出	「後鑑」
② 享保14年5月22日 (1729)	三井次郎右衛門出店支配手代嘉平次 →(記載されず)	大坂町奉行交替により町々両替商売の者調査につき書付	「日記録」
③ 寛保2年6月6日 (1742)	三井次郎右衛門店支配人甚兵衛 (五人組・町年寄が奥印) → 大坂町奉行	裏尻門脇に嬰児の死骸捨てあるにつき届け出	「日記録」
④ 宝暦4年6月18日 (1754)	三井次郎右衛門代七郎兵衛 → 高麗橋三丁目町年寄	分銅改めにつき、所持分銅の書付差し出す	「日記録」
⑤ 宝暦8年8月 (1758)	三井次郎右衛門代七郎兵衛 → 高麗橋三丁目町年寄	銀器調査につき、不所持の旨書付差し出す	「永録」
⑥ 宝暦9年3月 (1759)	三井次郎右衛門代七郎兵衛 → 高麗橋三丁目町年寄	借家請人詰問につき、別段意見無き旨書付差し出す	「永録」
⑦ 宝暦11年2月3日 (1761)	三井次郎右衛門代七郎兵衛 → 高麗橋三丁目町年寄・月行司	所持する秤の書付差し出す	「後鑑」
⑧ 宝暦11年6月 (1761)	三井次郎右衛門代七郎兵衛 → 高麗橋三丁目町年寄	分銅不所持の旨書付差し出す	「後鑑」
⑨ 宝暦12年正月21日 (1762)	三井次郎右衛門店預り七郎兵衛・越後屋佐助 → 町年寄・月行司他	米切手の預かり証文	「後鑑」
⑩ 宝暦12年2月8日 (1762)	三井次郎右衛門店預り七郎兵衛・越後屋佐助 → 高麗橋三丁目町年寄他	同 上	「後鑑」
⑪ 宝暦12年12月 (1762)	三井次郎右衛門店預り七郎兵衛 → 高麗橋三丁目町年寄	銭小貸会所から借請け無き旨書付差し出す	「永録」
⑫ 宝暦13年6月13日 (1763)	三井次郎右衛門代七郎兵衛・越後屋佐助 → 高麗橋三丁目町年寄	朝鮮人来朝のための川々さらえにつき、入札の望無きにつき書付差し出す	「後鑑」
⑬ 宝暦13年11月14日 (1763)	三井次郎右衛門出店支配手代七郎兵衛 → 大坂町奉行	下男九助家出につき、届け出	「後鑑」

⑯ 明和元年 8月27日 (1764)	三井次郎右衛門出店支配手代七郎兵衛 (高麗橋三丁目町年寄が奥印) → 大坂町奉行	下男権助金 100 両取逃げにつき、届け出	「後鑑」
⑰ 明和元年 9月 3日 (1764)	三井次郎右衛門店預り七郎兵衛 → 大坂町奉行	錫改めにつき、生錫不所持の旨書付差し出す	「後鑑」
⑯ 明和 2年正月 6日 (1765)	三井次郎右衛門出店預り七郎兵衛 → 高麗橋三丁目町年寄	朝鮮人参調査につき、不所持の旨書き付け差し出す	「永録」
⑰ 明和 3年 8月19日 (1766)	三井次郎右衛門出店預り手代七郎兵衛 (越後屋十右衛門が奥印) → 高麗橋三丁目町年寄	出店のうちに親類請人が無い下人のいない旨書付差し出す	「永録」
⑯ 明和 4年 3月 (1767)	三井次郎右衛門代七郎兵衛 → 高麗橋三丁目町年寄	質商紙屋七次郎吟味につき、質物を置くなど 関わりのない旨書付差し出す	「永録」
⑯ 安永 9年 2月 (1780)	三井次郎右衛門代十五郎 → 高麗橋三丁目町年寄・月行司中	所持する秤の書付を差し出す	「後鑑」「案文帳」
⑯ 安永 9年10月14日 (1780)	三井次郎右衛門出店預り手代十五郎・米屋長 兵衛代次兵衛 → 大坂町奉行所	為替手形紛失のため返り手形にて為替銀受け 取りにつき届け出	「後鑑」
⑯ 安永10年 2月 (1781)	三井次郎右衛門代十五郎 → 高麗橋三丁目町年寄・月行司中	所持する秤の書付を差し出す	「案文帳」
⑯ 天明 2年 5月 7日 (1782)	三井次郎右衛門出店代判手代喜三郎 (越後屋十右衛門が奥印) → 大坂町奉行	両替店下男今助家出につき、届け出	「日記録」
⑯ 天明 3年正月14日 (1783)	三井次郎右衛門出店代判手代喜三郎病気ニ付 代佐市(越後屋十右衛門が奥印) → 大坂町奉行	両替店手代宇野十太郎家出につき、届け出	「日記録」
⑯ 天明 4年11月 (1784)	三井次郎右衛門代喜三郎 → 高麗橋三丁目町年寄・月行司中	所持する秤の書付を差し出す	「案文帳」
⑯ 天明 7年正月 3日 (1787)	三井次郎右衛門出店預り手代喜三郎病気ニ付 代庄助(越後屋藤次郎が奥印) → 大坂町奉行	両替店下男庄兵衛家出につき届け出	「後鑑」

㊱ 天明7年3月29日 (1787)	三井次郎右衛門出店預り手代喜三郎 →(越後屋藤次郎が奥印) 大坂町奉行	加賀屋九郎兵衛を家質銀借りて訴える 「日記録」
㊳ 天明7年7月1日 (1787)	三井次郎右衛門出店預り手代喜三郎 →(越後屋藤次郎が奥印) 大坂町奉行	同上の件につき追訴 「日記録」
㊴ 天明7年9月 (1787)	三井次郎右衛門代喜三郎 →高麗橋三丁目町年寄・月行司中	所持する秤の書付を差し出す 「案文帳」
㊵ 寛政4年4月7日 (1792)	三井次郎右衛門出店預り代喜三郎 →大坂町奉行	両替店問米のうち古米の売り払いの許可を願う 「日記録」

出所) 「日記録」(三井文庫所蔵史料 本1~49), 「永録」(三井文庫所蔵史料 本116~118), 「後鑑」(三井文庫所蔵史料 本337, 338), 「案文帳」(三井文庫所蔵史料 本1637)。

次に、大坂画替店の田店預りの仕事のうち、町・大坂町奉行所とのペイペ役について果たしてこれら機能を明らかにしたために、田店預りを表田人といふ町・大坂町奉行所宛の文書を検証した。

第17表は大坂画替店の「田記録」「永録」「後鑑」「案文帳」など、寛政五年(1793)以前の田店預りを表田人といふ文書を掲げておいたものである。「三井次郎右衛門」によればのとく。田なみのを掲ければ次の通り。

(イ) 表公人が表田(欠勤)・取逃しつた場合の大坂町奉行所への報告(第17表⑬⑭⑮⑯)。一例をあげれば、天明1年(1781)五月にト男が表田した際に田店預りから大坂町奉行所に次のような一札が田されてくる(第17表⑯)。

〔表料22〕⁽¹⁾

牛 口 上

高麗橋三丁目田越後屋右衛門支配者屋三井次郎右衛門
五度六月廿六
事 三 頃

一 私下人今助与申、当年式拾四歳ニ相成候者、当月四日夜五ツ時頃より家出仕候付方々相尋候得共、于今行衛相知レ不申候故、乍

恐御断奉申上候、已上

天明武寅年五月七日

右御断之趣相違無御座候付乍恐奥印仕候、已上

喜三郎印

家主 越後屋十右衛門印

御奉行様

出店預りが差出人であることは、出店預りが人別異動の報告をしていること（後述）と対応するものであろう。また家守越後屋十右衛門の奥書があることが注目される。

(b) 三井大坂両替店（三井次郎右衛門出店）から大坂町奉行所に対する出願、訴訟（第17表㉙㉚㉛）。一例として寛政四年（一七九二）四月七日に両替店の畳米の古米を売り払うことの許可を願った事例をあげる（第17表㉙）。

「史料23」⁽¹²⁾

乍 恐 口 上

高麗橋三丁目二井源右衛門借屋

三井次郎右衛門出店預り

越後屋喜三郎病氣ニ付

代 庄 助

一 去亥二月被為仰渡候畳米之儀、私方ニ筑前米三拾石切手ニ而畠持罷在候段奉申上置候、然ル廻右筑前米古米ニ相成候ニ付、此節壳払右代り新米買調畠置候様仕度奉存、依之此段乍恐奉伺候、已上

寛政四年子四月七日

越後屋喜三郎印
病氣ニ付代

これは、大坂町奉行所によって、三井大坂両替店（三井次郎右衛門出店）が町とならぶ畠米の「単位」ととらえられていることに対応するものと言えよう。この他、預ヶ銀出入などでも出店預り手代を差出人としているが、この場合、借家人並に家守の奥書を必要とすることに注目しておきたい（第17表⑯⑰）。

(イ) 以上の(イ)、(ロ)は大坂町奉行宛の文書であるが、高麗橋三丁目の年寄宛のものとしては、各種の調査・諮問に対する回答が多い。秤改め（第17表⑦⑯⑲⑳）、分銅改め（④⑧）、柵改め（⑩）、錫改め（⑮）、銀器（⑮）、朝鮮人参（⑯）などの調査の他、奉公人の請人に関する調査（⑰）などが見られる。これらはいずれも大坂町奉行所・惣会所から町々に対して出されたものである。普通の借家人の場合ならば、家持・家守を介して町年寄・月行司中に報告されるものと考えられるが、右の場合は直接出店預りが差出人となる形で町に返答している。この点を史料によって確認してみたい。

次の史料は、天明四年（一七八四）一月に秤改めに際して、高麗橋三丁目町年寄に提出された所持する秤数の書き付けである。三井大坂両替店の分と西隣屋敷（名前人越後屋半兵衛）の借家人鉄砲屋久右衛門の分とをあわせて掲げる。

〔史料24〕¹³⁾

覚

— れいてんく

一千木
一皿 秤
大小 式挺
壹挺

右之通所持仕候、此外無御座候、已上

三井次郎右衛門代 喜三郎印

天明四年辰十一月

御年寄

苧屋佐兵衛殿

月行司中

〔史料25〕⁽¹⁴⁾

覚

一 私借屋鉄砲屋久左衛門所持秤左之通

一 大千木

一 六貫目掛同

一 壱貫目掛同

一 五百目掛同

一 れいてんく

右之通御座候、已上

天明四年辰十一月

御年寄

苧屋佐兵衛殿

月行司中

三 壱 式 壱 壱
挺 挺 挺 挺 挺

越後屋半兵衛印

三井大坂両替店の抱屋敷管理と代判人・家守（西坂）

〔史料25〕の鉄砲屋久左衛門の場合は、家持（名前人）の越後屋半兵衛によつて所持秤が報告されているのに対し、〔史料24〕の三井両替店（三井次郎右衛門出店）の場合は、出店預り手代の岡田喜三郎から直接町年寄等に報告がなさ

れている。これは、秤改めの問題に關して、町一抱屋敷のシステムの中に溶け切らない一個の經營体として三井大坂両替店がとらえられていることのあらわれといえよう。

この他、第17表で注目されるのは、米切手の預かり証文（⑨⑩）、出店の名前人交替の届け（①）などである。前者は高麗橋三丁目と三井大坂両替店が対等な契約関係を結ぶ時の対手は出店預りであることを示している。後者については、一例しか見いだせないのだが、抱屋敷の名前人（家持）の交替を家守が町に届け出ていること（第14表⑯）と対にしてとらえることができるものと言えよう。

第17表にあげなかつた出店預りを差出人とする文書で注目されるものに、毎年九月の宗旨人別帳作成の時期に、大坂両替店の出店預り手代が高麗橋三丁目町年寄に提出した、大坂両替店における一年間の住込み奉公人の異動を記した「覚」がある。宝曆一一年（一七六一）以降分の控が「案文帳」に載つてゐるが、一例として天明七年（一七八七）のものを掲げる。

〔史料26〕⁽¹⁵⁾

	庄太郎	覚
出	庄兵衛	午十月
	徳兵衛	未正月
入	九助	未五月
	与三郎	午九月
	音五郎	午十一月
	弥三郎	午十一月
		未二月

右之通御座候、以上

未九月

茅屋佐兵衛殿

三井次郎右衛門店預
喜三郎印

右は、天明七年（一七八七）九月に、過去一年間に住込み奉公人のだれが店から出ていき、だれが新たに入ってきたのかを町年寄に報告しているものである。これから出店預りが出店の奉公人の人別掌握の第一次的責任者であることがわかる。「史料22」のように奉公人の家出について出店預りが届け出るのもこれに対応した機能であると考えられる。

以上の大坂両替店の出店預りを差出人とする町・大坂町奉行所宛文書から、次の諸点が述べられよう。

- (1) 出店預りは、大坂両替店（三井次郎右衛門出店）の住込みの奉公人たちの別掌管の直接的責任者である。
- (2) 出店預りは、大坂両替店（三井次郎右衛門出店）から大坂町奉行所に願いごとを行なうとき、その差出人となる。
- (3) 大坂町奉行所からの命令、諮詢において、大坂両替店（三井次郎右衛門出店）が直接の通達対象としてとらえられているような場合、出店預りが請書、回答の差出人となることがある。

出店預りを、出店の代表者として位置付けられると評価するのは、右の(1)～(3)のような意味においてである。

（二）抱屋敷家守と出店預りの関係について

三井と出店が所在する町（高麗橋一丁目、同三丁目）との間には、既に述べたように、(イ)店名前人と町との関係〔媒介者＝出店預り〕、(ロ)抱屋敷名前人（家持）と町との関係〔媒介者＝家守〕の二つのチャンネルが認められる。ここでは、この両者の相互関係、特に家守と出店預りの関係について、抱屋敷名前と店名前が別個に存在する時期、すなわち寛政五年（一七九三）以前の高麗橋三丁目の大坂両替店の事例を中心に検討を加えたい。¹⁶⁾

家守（三井源右衛門家守）と出店預り（三井次郎右衛門出店預り）の関係を考える上で注目されるのは、本節において既に見た事実のうち、次の事柄である。

(1) 出店預りの交替を町に対して届け出る際の一札の差出人が抱屋敷家守であること（〔史料20・21〕）。ちなみに高麗橋一丁目大坂本店について見れば、出店預り交替の一札の差出人は三井八郎右衛門であるが（〔史料19〕）、それを高麗橋一丁目に持参するのは家守なのである。⁽¹⁷⁾ つまりここでも、出店預りの就役の届け出という出店預りと町との初発の関係を仲立ちしているのが家守であるわけである。

(2) 出店預りを差出人とする文書に、家守が連印または奥印したものが見られること（第17表⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱）。これは、住込み奉公人の家出（欠落）や預ヶ銀出入などに限られるが、この場合の出店と家守の関係は、借家人に対する家守の関係に準じてとらえることができる。

(3) 抱屋敷家守を差出人とする文書において、大坂両替店（三井次郎右衛門出店）は「私支配借屋」と表現されていること。例えば次の通り。

○「私支配三井次郎右衛門店之支配」（〔史料20〕）

○「私支配之借屋三井次郎右衛門出店預り手代七郎兵衛」（〔史料21〕）

また出店預りを差出人とする文書でも、抱屋敷との関係を示す次のような肩書きが付く事例が見られる。

○「高麗橋三丁目越後屋十右衛門支配借屋三井次郎右衛門出店代判手代喜三郎」（〔史料22〕）

○「高麗橋三丁目三井源右衛門借屋三井次郎右衛門出店預り手代喜三郎病氣ニ付代庄助」（〔史料23〕）

(4) 以上の他にも、寛政五年以前についてみれば、大坂両替店の出店預りを含めた奉公人の宗旨手形が、旦那寺から抱屋敷家守に宛て差し出されていることが注目される。（傍線筆者）

宗旨手形之事

一 高麗橋三丁目三井源右衛門借屋三井次郎右衛門出店預り手代喜三郎、庄次郎、庄助、平三郎、弥三郎、熊二郎、政次郎、音五郎、下男九助、久助、七助、今助、メ拾三人、淨土宗拙僧旦那ニ而切支丹之儀は不及申、転ニ而も無之候、若宗旨之儀ニ付脇る訴人有之候而彼者切支丹宗門ニ相應候ハヽ、御公儀へ罷出、拙僧儀は不及申、組中共越度可被成候、為後日寺請状仍而如件

天明七年九月

越後屋藤次郎殿

金戒光明寺派生玉寺町

西方寺
大長寺
大安寺

三井大坂両替店の抱屋敷管理と代判人・家守（西坂）

先にあげた「史料26」は、出店預りによる出店の人員異動の町年寄への報告であったが、これはそれとセットになっているものである。この史料において、奉公人の筆頭の喜三郎（傍線）が、第16表に見える出店預り（「史料26」の差出人でもある）の岡田喜三郎である。彼についてもその宗旨に問題がないことが、西方寺他から家守に対して請け負っていたのである。これは借家人の宗旨に関して旦那寺から家主（家持・家守）にあてて出される「宗旨手形之事」と同形式であることも注目される。⁽¹⁹⁾つまり宗旨改めについては、家守は、抱屋敷の借家人に対するように、出店の住込み奉公人を統轄するものといえよう。これは町に対する家守の責務のひとつとしてとらえられる。

以上(1)～(4)についてかんがみれば、抱屋敷家守と、出店および出店預りを含めた出店の奉公人の間には、形式的には統轄・被統轄の関係があることがわかる。(3)に端的に示されているように、出店は家守の支配する「借屋」（＝抱屋敷）

のうちにある存在、言うなれば「借屋」の利用形態の一つともとらえることができるものである。

もとより出店および出店預りが都市支配の体系において占める地位・資格は、借家人と同一ではない。それは、「史料23・24」のような出店預りを差出人とする（家守の奥書のない）文書の存在が示すように、町や大坂町奉行所と直接接触するルートを持っていることが重視されなければならない。この、借家人とは異なる出店および出店預りの地位の根拠については、①御用を勤める存在として幕府によって掌握されていること、②多数の奉公人を抱えることによる町内の住民構成に占める比重の大きさ、の二つがとりあえず想定できるが、大坂両替店の人員規模（例えば「史料27」参照）を考えれば、ここでは①を重視しておきたい。

ただし、それでも出店預りは、町や大坂町奉行所との関係において、抱屋敷家守が果たした町の一員としての役割を丸ごと代替することはできなかつたのであり、したがつて、町や大坂奉行所への独自の接触ルートを持つ一方で、抱屋敷の管理・統轄の責任者としての家守の統轄をうけることを免れ得なかつたものといえる。町の基礎単位としての町屋敷という位置付けからすれば、町との関係においては、抱屋敷・家守が第一位置的の存在であり、出店・出店預りは、町にとつて二次的なものとして、町が自らのうちに組み込んでいるものと考えられる。

以上、本項での検討は、抱屋敷名前と出店名前が分かれている段階の大坂両替店を対象としたものであつた。寛政五年（一七九三）に両者が一致し、出店預りが、家守より高次の家持の代理人である抱屋敷代判人を兼ねるようになつた段階の変化としては、従来家守が勤めていた諸機能を、抱屋敷代判という地位をてこに、出店預りが代替していく傾向を見いだすことができる。今まで検討してきた事柄とかかわることでは、次の三点があげられる。①「史料27」のようない出店の奉公人に関する宗旨手形の宛先が、家守から出店預り代判に代わること。⁽²³⁾ ②「史料17」のような抱屋敷内の捨子の大坂町奉行への届け書の差出人が、家守から出店預り代判に代わること。⁽²⁴⁾ ③第14表⑩⑯のような普請・修繕のため

の足場・囲いの大坂町奉行への届け書の差出人が、家守から出店預り代判に代わること。⁽²²⁾ 右の動向を考慮すれば、出店預りが抱屋敷代判を兼ねること、またその前提としての抱屋敷名前と出店名前の一致は、高麗橋三丁目抱屋敷に関する大坂両替店の直接的な諸機能の拡大をはかる意図に出たものと考えることができるのではないか。

本章における検討は次のようにまとめられる。

- (1) 大坂本店・大坂両替店の抱屋敷家守は、双方とも、一八世紀初頭から一貫して、三井の別家である小野十右衛門家が勤めていた。前章の家守の類型からすれば、Aタイプ（商人の家組織に強く組み込まれた家守）の典型としてとらえられる。家守としての機能は、借家人に対する管理・統轄が不要であることを除けば、他の抱屋敷家守と共通であり、抱屋敷内支配に関する事柄について町や大坂町奉行とのパイプ役を勤めていた。
- (2) 大坂本店・大坂両替店は、出店として独自に町や大坂町奉行所へのチャンネルを有している。大坂両替店の出店預りは出店を代表して、大坂町奉行所に対しては出店からの届け出や訴願をおこない、町に対しては諸調査への回答、毎年の出店内の人別異動を報告する。一方で、出店預りを含めた出店の奉公人は、出店の存在する抱屋敷の家守の管理・統轄をうける存在でもある。

(1) 「店々人數留」(三井文庫所蔵史料 本一〇九一)。

(2)、(3) 住込み奉公人である支配役以下の手代は身分は「下人」として位置付けられる(吉田伸之「近世都市と諸闘争」『¹揆²揆の構造』一九四ページ)。出店において「下人」身分は抱屋敷代判になれなかつたものと考えられる。

(4) 付け加えておけば、大坂両替店の出店預りは両替仲間代判・質仲間名前も同時に兼ねているのが通例になつていて、出店預りの交替は両替仲間代判ならびに質仲間名前の交替でもある。また第4表と第16表を対照すれば、天明六年(一七八六)

以降は出店預りの者が家方役を勤めていることがわかる。店名前と抱屋敷名前が一致する寛政五年（一七九三）以降、出店預りを勤めるものは、高麗橋三丁目の抱屋敷代判と家方役も兼ねるわけで、抱屋敷をめぐる町との関係を総括する立場にたっていると言える。

- (5) 「永録」（三井文庫所蔵史料 本一一六）。
- (6) 吉田伸之「近世都市と諸闘争」〔『一揆③一揆の構造』〕一九四・一九五ページ。
- (7) 「日記録」（三井文庫所蔵史料 本五）。
- (8) 「永録」（三井文庫所蔵史料 本一一七）。
- (9) 「永録」（三井文庫所蔵史料 本一一七、一一八）の明和九年（一七七一）六月三日、安永二年（一七七三）七月、同一〇年二月の大坂両替店出店預り交替に関する記事を参照。
- (10) 賀川隆行・樋口知子「大坂高麗橋三丁目の『水帳』と『毎月家持借家人別判形帳』並びに三井両替店譲り替史料」〔『三井文庫論叢』一七号〕三三〇ページ。
- (11) 「日記録」（三井文庫所蔵史料 本四一）。
- (12) 「日記録」（三井文庫所蔵史料 本四八）。
- (13) 「日記録」（三井文庫所蔵史料 本一六三七）。
- (14) 「案文帳」（三井文庫所蔵史料 本一六三七）。
- (15) 「案文帳」（三井文庫所蔵史料 本一六三七）。
- (16) 先に述べたように、大坂両替店の場合、抱屋敷名前と店名前が一致する（両方とも三井元之助になる）のは寛政五年（一七九三）以後のことである。大坂本店の場合、すでに裏保期以降、抱屋敷名前が店名前（越後屋八郎右衛門）に一致している。
- (17) 例えば、天明六年（一七八六）九月の大坂本店出店預り支配人交替に関する「永録」（三井文庫所蔵史料 本一一八）の記事には、越後屋八郎右衛門から町にあたた「口上」に統いて、「右御印形相済九月廿日御書物下り候ニ付、小野藤次郎本店へ持參、武右衛門（出店預り支配人一筆者注）へ見せ候て、藤次郎会所へ持參之事」とあり、家守小野藤次郎が高麗橋一丁目の会所へ「口上」の書付を持参していることがわかる。
- (18) 「案文帳」（三井文庫所蔵史料 本一六三七）。

三井大坂両替店の抱屋敷管理と代判人・家守（西坂）

(19) 「案文帳」(三井文庫所蔵史料 本一六三七)には、「史料27」とともに、おなじ天明七年(一七八七)九月付けの、西隣屋敷の借家人鉄砲屋久左衛門についての宗旨手形が記載されているので、それを次に示す。

一 高麗橋三丁目越後屋半兵衛 借屋鉄砲屋久左衛門同母もんメ式人

淨土宗文言右同
(天明7年9月)

宗旨手形之事

右二同

知恩院派相坂

越後屋半兵衛殿
一 良 西 照 法 界 心 運 院 寺
超 心 照 法 界 心 運 院 寺

(20) 「案文帳」(三井文庫所蔵史料 本一六三七)。

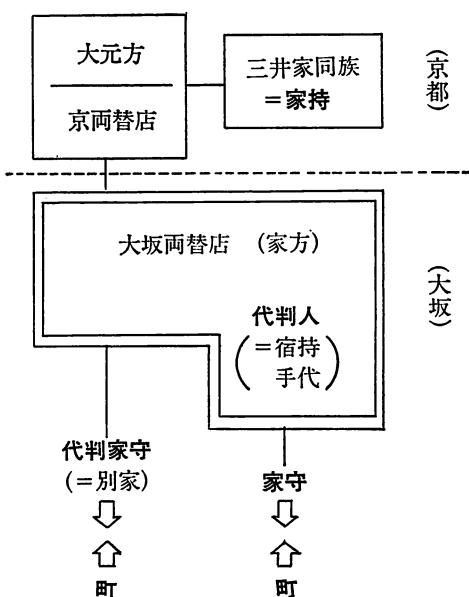
(21) たとえば、文化一〇年(一八一三)九月五日、同一一年七月二七日、文政一年(一八一八)一一月一一日の捨子の際には、大坂町奉行所への届けは、いずれも「三井元之助出店預り代判」が差出人になっている(「後鑑」三井文庫所蔵史料本三三八)。

(22) たとえば、文化一五年(一八一八)三月一五日付けの、大坂両替店表通り軒葺替えにつき足場、庭園い設置の許可願いの差出人は「三井元之助出店預り代判越後屋定次郎病氣ニ付代勘十郎」になっている(「後鑑」三井文庫所蔵史料 本三三八)。

おわりに

以上、本稿では三井が大坂において所有していた抱屋敷の管理の有りかたを、大坂両替店の担った機能、および町との関係を媒介する存在(代判人・家守)に着目して検討した。具体的な検討結果は各章ごとにまとめたのでここで繰り

第2図 抱屋敷をめぐる町と三井の関係



返し述べることはしないが、大坂の抱屋敷をめぐる町と三井の関係を、「はじめに」で述べた「家持（名前人）：△代判人：家守△…町」という一般的な図式をふまえ、それを具体化する形で図示すれば、おおよそ第2図のようあらわすことができよう（大坂本店や大坂両替店などの出店の抱屋敷の場合は、四章で検討したように出店預りを媒介とした町との関係が加わる）。

本稿での検討の際不十分ながらも留意したのは、近年の近世都市研究で進展している町の自律性や、町屋敷の帶びる人格性をめぐる議論であった。⁽¹⁾三井の抱屋敷においては、町屋敷の人格性の認識ははやくに消失し、抱屋敷所有の意味は、非人格的な資産保有の手段に单一化されており、その管理の有りかたは、三井の財産共有制と統一的な經營管理の原則に規定されていた。そのため大坂両替店を基軸として、代判人・家守を掌握し、大坂限りで抱屋敷を一括集中管理する体制を作り上げていたことは本稿で検討した通りである。そこでは名前人（家持）と抱屋敷・町との関係は名目的・虚偽的なものにすぎない。これは抱屋敷をめぐる本来の△町—家持△の個別的・人格的な関係とは相容れないものと言えるだろう。しかし一方、本稿では、その管理が表面上は町の規範・慣行に則った形でなされていたことをも注目した。町々との関係において、大坂両替店は表立っては町の前にはあらわれず、家守を媒介としていわば間接的に関係を維持していたのであった。また媒介者としての家守については、その任免に関する町々の容喙も受け入れ

ていた。そしてこのような大坂両替店の町に対する姿勢に加うるに、家守の媒介者としての実際の働きがあつてはじめ、資産としてのみ意味付けられた抱屋敷を一括集中管理するという三井の側の体制と、町屋敷の本来もつた人格性を引きずった町の規範という、相容れない両者の併存が実際に可能であったとも言えよう。すなわち家守は、町に向いた顔（町制機構の担当手）と家持・商人資本に向いた顔（集中管理された町屋敷経営システムの一部分）の二つをもち、両者の間にあつて変圧器のごときははたらきをなしたのである。

本稿で十分な検討ができなかつたのは、第一に三井の側の抱屋敷管理のありかたが一八世紀前半にどのように形成され、一九世紀以降にどのように変化していったかという問題である。このうち一九世紀以降の変化については、いまのところ二つの事柄に着目している。ひとつは、四章2節の末尾で言及した、高麗橋三丁目抱屋敷における家守の諸機能が、大坂両替店手代が勤める出店預り代判によつて代替されていく傾向であり、もうひとつは、大坂両替店の「永録」に嘉永六年（一八五三）以降に、差出人を直接「三井店」とした町々宛文書が登場することである。⁽²⁾これらの中に、大坂両替店の存在の公然化、従来の家守を介した間接的関係から大坂両替店による抱屋敷および町との関係の直接的掌握へ向かう一步を見いだすことができるのではないか。この点についてはさらに検討したい。

残された問題の第二は、抱屋敷を単なる資産として一括している三井（大坂両替店）の側と、町屋敷の人格性の認識を残す町々の建前との間にどのような軋轢が存在したのかという点である。これについては稿を改めて述べることにしたい。

(1) 吉田伸之「町人と町」（『講座日本歴史[5]近世1』）一六四～一六九ページなど。

(2) 例えば、①寛延元年（一七四八）一月の三井崇清（高房）の死後譲替えについての斎藤町年寄加賀屋新右衛門への通知と、②安政五年（一八五八）六月の三井助八（高益）死後譲替えの同町への通知を比較すれば、次のようにある（『永録』）

三井文庫所蔵史料 本一六、一二一)。

① 口 上

一 崇清儀十月十七日致死去ニ付、當町抱屋敷名前同苗八郎右衛門ニ御帳切仕替申度旨京都ら申越候、此段宣御聞済被遊
可被下候、仍之御断申上候、以上

十一月七日

かかや新右衛門様

覚

② 其御町内ニ有之候抱屋敷名前助八儀病氣ニ付名前退、此度京都油小路二条下ル町堀三井次郎右衛門江相讓申度、是迄
代判万七病身ニ付相退尼崎町壱丁目天王寺屋嘉十郎借家越後屋与三次郎代判相勤、家守宗助是迄之通為相勤申度奉存
候、右御切替可被成下候様御届申上候、以上

午六月十五日

斎藤町

御年寄様

いざれも抱屋敷名前人を交替しなければならなくなつた事態の発生を斎藤町に告げるものだが、①が家守(越後屋彦次
郎)を差出人としているのに對し、②では「三井店」が差出人となつてゐる。町々との關係において表立つてあらわれてこ
なかつた三井両替店の存在が文書の上に顯在化していることは注目されよう。ただし、②の事例でも譲替の本証文につい
ては從来通り名前人を差出人としている。

越後屋彦次郎

三井店 ㊞ (丸井柄三)